

中華民国時期の国家—地域社会間関係の構造と動態
に関する史的研究

(課題番号 11610385)

平成11年度～平成13年度科学研究費補助金
基盤研究(C)(2)研究成果報告書

平成14年3月

研究代表者 笹川 裕史
(埼玉大学教養学部助教授)

研究組織

研究代表者 笹川 裕史 埼玉大学教養学部助教授

研究経費

| | |
|--------|---------|
| 平成11年度 | 2,000千円 |
| 平成12年度 | 1,200千円 |
| 平成13年度 | 500千円 |
| 計 | 3,700千円 |

研究発表

(ア) 学会誌等

- ① 笹川裕史「戦後国民政府の江蘇省農村土地行政―日中戦争がもたらした変容と遺産―」(東京都立短期大学編『環太平洋圏における地域関係と文化変容』[特定研究報告書]、1999年9月、41～49頁)
- ③ 笹川裕史「戦後国民政府的地税行政和地域社会」[中国語](『1949年：中国の關鍵年代学術討論会論文集』国史館、2000年12月、355～383頁)
- ④ 笹川裕史「中華民国時期の土地行政と日本」(曾田三郎編『近代中国と日本―提携と敵対の半世紀―』御茶の水書房、2001年3月、169～200頁)
- ⑤ 笹川裕史「地税行政と請願活動」(姫田光義編『戦後中国国民政府史の研究、1945-1949年』中央大学出版部、2001年10月、151～182頁)

(イ) 口頭発表

- ① 笹川裕史「戦後国民政府的地税行政和地域社会」(中国近代史学会〔台湾〕主催、1949年：中国的關鍵年代學術討論会、1999年12月9日～10日、台北、中央研究院學術活動中心)
- ② 笹川裕史「中華民國時期土地行政と日本」(中央大学人文科学研究所・研究チーム「国民党期中国研究」第2回研究会、2000年7月7日、中央大学)
- ③ 笹川裕史「重慶国民政府統治下における糧食と兵士の徴発——総力戦と農村の社会統合・覚書——」(財団法人日中友好会館研究助成「重慶国民政府の研究」例会、2001年11月16日、明治大学)

研究 成 果

本研究の目的は、従来、研究代表者が推し進めてきた中国国民政府による農村土地行政の実態分析を踏まえつつ、その分析を中華民国時期(1912～1949年)全体に押し広げるとともに、その作業を通じて、同時期の国家—地域(農村)社会間関係の構造と動態を明らかにすることにあつた。その成果の概要と意義は、本書第1章において総括的に提示した。ここには、本研究に関わる重要で多岐にわたる論点がほぼ余すことなく盛り込まれている。その大筋のみをごく簡略化して要約すれば、以下の通りである。

① 中華民国時期の農村土地行政において基軸的な位置を占めたのは、土地・地税制度の近代化であり、その事業は北京政府時期において先駆的に試みられるが、北京政府を打倒した国民政府の下で曲折を経ながらもようやく本格的な展開を見せ始めたこと、②それは、歴史的に見れば、行政の末端による農村社会の掌握が極めて粗放・脆弱であるという、清朝から引き継いだ民国期国家の構造的特質からの脱却の努力であり、そのような農村社会掌握の努力は、近代国家としての肥大化する諸機能を支えるに足る行財政機構を構築する上で必要な営みの一つであつたこと、③そして、日中戦争は、このような意義をもつた事業の進展を大きく阻害・歪曲したのであり、戦後の国民政府は事業の再開を目指してはいたが、戦争がもたらした負の遺産を解消するに至らないまま、大陸における政権の座を失つたこと、などである。

これに対して、本書第2章から第4章までは、第1章の立論を実証的に支えるために行

った個別研究である。これらの研究で依拠した文献類は、各章末尾の注において詳細に示されているが、その大半が本研究の補助金によって台北・南京・上海等で調査・収集した政府文書、工作報告、地方新聞類である。

第2章は、中国において最初に全国的な土地・地稅制度の近代化を目指した北京政府時期の經界局に焦点をあて、その事業の計画・立案から挫折に至る政治過程を跡づけるとともに、事業の計画・立案には、日本本土の地租改正や日本が支配した台湾や朝鮮などで実施した類似の事業が参照され、日本の影響が大きかった事実を明らかにした。また、日本に対する眼差しの変化という点に着目して、国民政府時期の特徴についても論及した。ここでは、中華民國時期における農村土地行政の展開を、日本との関わりを基軸にして通観している。

第3章は、日中戦争による農村土地行政の屈折とそれがもたらした矛盾について、抗戦期から戦後にかけて地域社会の様々なレベルから国民政府に提出された請願類を素材に描き出した。日中戦争によって本格的な土地・地稅制度の近代化を中断し、戦前までの成果を継承する術を失った国民政府は、やむなく杜撰な土地把握を前提として戦時収奪の強化を図らざるをえなかった。そのため、地稅負担の不均等を拡大させ、地域社会からの不均等是正を求める請願の頻発を招いていたのである。戦後になると、かかる請願活動は戦時行政それ自体からの脱却を提起するようになり、中国共産党との内戦に直面して戦時行政を継続させる国民政府との矛盾を深めていく。請願という形態をとった地域社会からの利害表出は、戦前の農村土地行政においても見られるが、この時期には戦時体制を支えるために設置された各級民意機関が主導的な役割を果たしていた。この点は、国家—地域（農村）社会間関係の変容を示す重要な一事例である。

第4章は、戦後国民政府が日本側から回収した江蘇省を対象地域を限定して、農村土地行政の再建とその困難さを論じている。第3章と同じく、地域社会からの請願活動を重要な素材として、戦後農村土地行政が直面した問題点を明らかにした。ここでは、戦前において農村土地行政が最も進展していた江蘇省という一地域に即して、日中戦争が戦後にもたらした負の遺産の大きさを浮かび上がらせるとともに、大陸において政權の座から追われる直前の国民政府下の国家—地域（農村）社会間関係の有り様が具体的に提示されている。

内 容 目 次

第1章 中華民国時期の農村土地行政について

——国家—農村社会間関係の構造と変容に関する概括的考察——

- 第1節 中華民国時期農村土地行政史研究の意義
- 第2節 既存の国家による農村社会把握とその変容
- 第3節 国民政府時期の全般的趨勢と進展過程の特徴
- 第4節 成果と意義
- 第5節 推進要因と阻害要因
- 第6節 日中戦争の影響
- 第7節 まとめと展望

第2章 中華民国時期の農村土地行政と日本

- 第1節 土地変革をめぐる中華民国と日本
- 第2節 北京政府時期の經界局をめぐる政治過程
- 第3節 經界局の事業計画立案と日本
- 第4節 国民政府時期における課題設定の変容と日本

第3章 日中戦争から戦後にかけての国民政府地稅行政と地域社会

- 第1節 地域社会からの利害表出と請願
- 第2節 戦時下における請願活動の特質
- 第3節 戦後における地稅行政の変容と地域社会の動向
- 第4節 国共内戦の本格化と全国糧食會議の開催
- 第5節 小括

第4章 戦後江蘇省の農村土地行政

——日中戦争がもたらした変容と遺産——

- 第1節 江蘇省における戦前と戦後
- 第2節 戦後国民政府の復歸と地稅行政の再開
- 第3節 地域社会の反応と地稅徴収の実態
- 第4節 小括

第1章 中華民国時期の農村土地行政について

——国家—農村社会間関係の構造と変容に関する概括的考察——

第1節 中華民国時期農村土地行政史研究の意義

本研究の主題は、中華民国時期（1912～49年）における農村土地行政の展開過程を明らかにすることを通じて、同時期の国家—農村社会間関係の構造と変容を動的に把握することにある。そこには、限定された視角からではあるが、中華民国時期、とりわけその後期にあたる国民政府時期（1928～49年）という時代が持っていた可能性とともに、矛盾や曲折に満ちた当該時期の実像が映し出されている。

中華民国時期の農村土地行政の内容は多岐にわたり、しかもそれぞれの実施水準や成果は一様ではなく、時期的にも地域的にも偏差が大きい。しかし、実際に実施に移された項目を中心に全体を見渡せば、その基軸的な位置を占めていたのは土地・地稅制度の近代化であった。したがって、本研究の場合も、その他の関連する事項にも論及するとはいえ、考察の中心は、土地・地稅制度の近代化にある。その基本的な内容は、1筆ごとの土地測量、土地登記、土地所有權の確定・保障、地価の算定、およびこれらを踏まえた地稅徵收の制度的実現を指す(1)。このような内容を盛り込んだ事業の立案・計画やごく局地的な試みは、清末民初に遡ることができるが、それが一定水準の手順と精度を伴って、ある程度広域的に実施され、曲がりなりにもいくつかの地域で軌道に乗るのは国民政府時期であった。

一般に土地・地稅制度の近代化は、世界の多くの地域で近代社会に移行する過程で実施されたが、日本および戦前日本が支配した東アジア諸地域においては、ヨーロッパの先例に学びながら、より短期間に迅速かつ徹底的に遂行された。その変革は、前近代的な支配構造を掘り崩し、その後の資本主義的經濟發展を促す前提条件の一つを創出した。すなわち、明治日本の地租改正を嚆矢として、台湾や朝鮮などにおいて次々と日本が実施した土地調査・地租改正事業がそれである。この中で、日本本土の地租改正は、日本近代史研究において明治維新の歴史的な性格を解明する一環として精力的に研究され、戦前から今日に至るまでの豊富な研究史を有している(2)。また、台湾・朝鮮の土地調査・地租改正事業についても、日本本土の地租改正研究ほどの豊富な蓄積はないが、それぞれに優れた專著

が出版されている(3)。さらに、これらの研究を踏まえて、土地・地稅制度の近代化を比較的容易に受容しやすい東アジア農業社会の共通した特質を抽出しようとする興味深い試みもなされている(4)。

ところが、同じ東アジアにありながら、中華民国時期中国における土地・地稅制度の近代化については、その実現に向けた努力や到達した水準を検証する作業は、従来ほとんど行われることはなかった。何らかの形で当該時期の農村土地行政に関わった専門家を中心とした同時代人の観察や調査類、日本でいえば、これらを最大限に利用した天野元之助らのほぼ同時代の仕事が、今なお最も参照に値する材料を提供している(5)。ただし、こうした同時代人の考察は、個々の断面をとらえた記述として貴重であっても、全体的趨勢との関連づけを欠いているのはいうまでもない。また、自らが目指す改革理念を尺度として旧弊を過度に強調する現状批判であったり、あるいは自らが関わった事業の成果を誇示する政治的意図が含まれていたり、といった様々な偏りは避けられない。これに対して、同時代の認識から一定の距離を保った歴史研究としての分析はなお空白に近いのであり、その点では豊富な蓄積をもつ日本近代史の地租改正研究の場合とは著しい対照を示している。

研究が進展しなかったのは、主として次の二つの事情が関わっていたと考えられる。

まず第1に、事実の問題として、中華民国時期中国における土地・地稅制度の近代化は、日本における地租改正やその支配下で実施された類似の諸事業とは異なって、全国的な成果を生み出すことなく未完のままに終わったことである。しかも、事業が軌道に乗ったいくつかの地域においても、その直後の日本の侵略戦争とそれに続く政治的激動が、達成したばかりの成果をほぼ根こそぎにしてしまった。そのことによって、この改革が孕む可能性と派生するであろう諸矛盾の行方を中長期的に検証しうる条件は失われたのである。一般に、事業が完了して中長期的な成果の検証が容易な改革と比べて、未完に終わった改革が本格的な歴史研究の対象になりにくいのは贅言を要すまい。

しかし、研究の進展を妨げたのは、そればかりではなく、もう一つの事情があった。すなわち、歴史観に関わる問題である。いうまでもなく、戦後の中国近代史研究は中国共産党の正統的革命史観に長く呪縛されてきた。中国共産党の正統的革命史観は、中国社会主義の歴史的必然性を一國史的枠組において論証することを目的として組み立てられており、そこでは1949年革命が中国を新たな歴史的発展段階に移行させた偉業として高く評価され、これを担った中国共産党の政治的営為が歴史叙述の基軸となった。とりわけ、

49年革命の過程で中国共産党が実行した全国的な土地改革は、農民自らが立ち上がって二千年来の「封建的」地主制度を廃棄し、農民的土地所有を実現した最も徹底したブルジョア的農村革命としてとらえられ、その位置づけは長く揺らぐことはなかった。そうした中で、革命の打倒対象であった国民政府をはじめ、中華民国時期の土地・地稅制度の近代化に向けた努力が、その内実にふさわしい意義づけを伴って注目される余地はなかった。総じていえば、革命に敵対した「反動政府」の、しかも未完に終わった事業を、当時において利用可能な断片的な文献で跡づける作業が、さしたる魅力を持つはずもなかったわけである。

また、同じく歴史観の問題として付言すれば、戦後の日本近代史研究の動向も無視し得ない。日本近代史研究においては、明治維新のブルジョア的性格を否定する戦前の「講座派」的見解が戦後の学界においても長きに亘って優位を占め、地租改正についても「封建的」ないしは「半封建的」な性格を濃厚に残存させた不徹底な変革として低く評価されてきた(6)。そのような研究状況はすでに過去のものとなったが、戦後において自らの再構築を目指した日本の中国近代史研究は、こうした同時代の日本近代史研究の方法論や枠組みからも無縁ではあり得なかった。自国の地租改正についての豊富な研究史を持ちながらも、その主流となった評価の枠組みに引きずられて、ここでも、中華民国時期中国の土地・地稅制度の近代化を改めて取り上げようとする積極的な機運は育まれることはなかったのである(7)。

戦後において通説的位置を占めた中国共産党の正統的革命史観は、プロレタリア文化大革命を頂点とする中国自体の政治的混迷の深まりとその露呈を主な契機にして、1970年代頃から様々な形で批判的実証研究の波にさらされることになる。そうした趨勢の中で、国民政府のブルジョア的・民族主義的性格についての再評価も80年代に本格化した。しかし、その場合においても、当初は土地行政を含む農村統治については相対的に関心が低かった。国民政府再評価論が登場した当初においては、その動機からして当然のことであるが、同政府の積極的側面が比較的容易かつ明確に検証しうる分野に研究が集中していた。そのような実証研究が一定の厚みに達し、新しい見解が学界で定着するに伴って、ようやく結果的に顕著な成果をあげるには至らなかった分野にも実証研究が及び、国民政府研究の幅は広がっていくのである(8)。

それでは、中華民国時期の土地・地稅制度の近代化を基軸とした農村土地行政をあえて研究する意義は、一体どこにあるのか。ここでは、以下の4点を提示しておく。

まず第1に、中華民国時期における土地・地稅制度の近代化に向けた努力は、全国的に見れば未完におわり、中長期的な政策効果は検証できないとはいえ、その地域的な実施過程の分析は同時期における国家―農村社会間關係の構造と変容を浮き上がらせ、その特質をうかがう格好の素材を提供するという点である。最後の王朝国家から引き継いだ民国期国家による農村社会の掌握はいかなる構造を持ち、それが中華民国時期の全体を通じていかなる変容を遂げたのか。変容を遂げたとすれば、どの程度のものであり、変容過程を促進したり阻害したりした諸要因は何であったのか。こうした問題の解明は、中華民国時期という時代の歴史的個性を把握する上で不可欠な検討課題にほかならない。この点は、本研究の基軸的な論点となるため、節を改めて、あらかじめ簡単な見通しを提示しておくことにしたい。

第2に、中華民国時期農村土地行政史の研究は、近年の国民政府再評価論に新たな内容を付け加えることになる点である。前述したように、国民政府の再評価論は着実な成果をあげてきたが、農村統治に関してはなお立ち入った実証的解明が進展しているとはいいがたく、同政府の全体像を新たに構築する上で大きな制約になっていた。とりわけ、旧来の通説においては、農村の有力者である地主層を打倒すべき「封建勢力」としてとらえ、これを国民政府の階級的基盤の一つとして位置づけてきたことを想起すれば、政府と農村社会との關係についての本格的な再検討の作業を抜きにして旧通説の亡霊を完全に葬り去ることはできない。

ただし、国民政府の農村土地行政の展開過程は矛盾と曲折に満ちており、その研究が提示するのは、すでに学界で有力な地歩を築いた国民政府の積極的再評価をさらに推し進め、これを単純に補完する側面ばかりではない。そうした側面もたしかに一定程度明らかになるが、ここに照らし出されるのは、むしろ国民政府の複雑で多面的な実像である。すなわち、政權内部の利害対立や方針の分岐、政策理念と実施実態との顕著な乖離、地域ごとの偏差のあまりの大きさ、地域社会からの異議申し立ての頻発とそれを制御できない統治能力の弱体さ、一貫した政策展開を阻む内外環境、等々。ここには、一筋縄の方法や短絡な結論を容易に受け付けない研究対象のとらえがたさが横たわっている。こうした点を十分に踏まえた上で、一定の傾向を浮き彫りにすることは容易ではないが、その作業はより立体的かつ動態的な国民政府像の構築に資することになるろう。

第3に、第2点とも密接に関わるが、中国共産党の土地改革を相対化する視点を提供することになる点である。近年の中国側の研究においては、「改革開放」政策の進展に伴っ

て、「中華民国史」という新たなジャンルが切り開かれ、従来無視されてきた国民政府の土地政策についても論及されることが多くなった。しかし、その場合においても、中国共産党の土地改革に対する高い評価を前提に、その優位性を際立たせるための格好の素材としてこれに批判的に論及する姿勢がなお鮮明に見受けられる(9)。たしかに、事実において中国共産党の土地改革は旧来の農村における権力構造を基本的に解体せしめたのであり、その圧倒的な事実と直接に対比させれば、歴史の波に押し流された国民政府のあれこれの政策努力はいかにも卑小で枝葉末節的な印象を与えることになる。

しかし、中国共産党の土地改革が採用した方式に深く内在する深刻な問題点はすでに明らかにされ、その負の遺産が革命後の中国社会とそこに住む人々を無惨に翻弄した事実も広く認識されている。また、経済的側面から見ても、中国共産党の土地改革は経営の成り立たない規模の零細農家を広範に創出し、必ずしも農業生産の発展に結びつかなかったばかりか、その後の急速な農業集団化の強行を必然化させる要因となったことが論じられている(10)。そして、初級合作社、高級合作社を経て人民公社にまで行き着いた農業集団化も、今日においては中国共産党自身の手によってすでに否定され、解体されてしまっている。

一方、国民政府の農村土地行政は主として土地・地稅制度の近代化を目指していたが、それに止まらず、その実現を土台とした更なる政策展開を構想していた。その中には、中国共産党とは異なった方式の土地改革プランの提示とその実現に向けた模索も含まれており、これは大陸では挫折を余儀なくされたが、大陸とは異なった内外環境にあった戦後台湾において基本的に結実したのである。そこには、農家経営の適正規模に対する一定の配慮や、社会的荒廃を招きかねない激烈な大衆運動の忌避など、中国共産党の土地改革をむしろ相対化し、逆にその欠陥を照射するような要素さえ含まれていた。

以上の点を考慮するなら、国民政府の農村土地行政が目指した政策努力は、大陸では実現には至らなかったとはいえ、もう一つの異なった性格の土地改革につながる可能性を内包した試みとして正当に位置づけるべきであろう(11)。少なくとも、ア priori に中国共産党の土地改革を唯一のあるべき基準として設定し、国民政府の政策努力を等閑視したり、一方的にその不徹底さを批判して済ませるわけにはいかない。

第4に、限定された視角からではあるが、1937年7月から始まる日中戦争が中国の歴史発展に与えた深刻な影響の一端を浮かび上がらせることができる点である。中華民国時期の農村土地行政、とりわけ国民政府時期のその展開過程を辿っていくと、幾多の内在

的な問題点を抱えていたとはいえ、これを屈折させ阻害する最大の要因は何よりも日中戦争の勃発であったという事実に行き当たる。

一般に、旧来の国民政府論においては、日中戦争時期の諸政策やその弊害を同政府の本来の性格の発現として批判する傾向が見受けられるが、それらは長期にわたる総力戦によって強いられた戦時体制に起因する点を抜きにして語ることはできない。国民政府は近代国家としての内実を十分に整える余裕を持たないまま総力戦を強いられたのであり、自らの存続を賭けてそれまでの政策基調を戦時に即応したものへ転換していく(12)。この時期における農村土地行政の屈折と後退は、それを示す典型的な事例の一つにほかならない。そして、その矛盾の蓄積が農村統治の空洞化を招き、戦後の再建に際しても極めて重い足枷となって立ち現れるのである。この点は、国民政府が戦後まもなく大陸において政権の座から追われることと無関係ではなからう。

以上、中華民国時期農村土地行政史を研究する意義を、四つに分けて提示してみた。これらのうち、本研究が重視するのは、第1の点である。後の三つは、実は第1の点を基軸にしてそこから派生した問題領域の広がりを示すものにほかならない。したがって、次節以降では第1の点を中心にやや具体的に敷衍しておくことにしたい。

第2節 既存の国家による農村社会把握とその変容

前節でも触れたように、中華民国時期において土地・地稅制度の近代化を基軸とした農村土地行政が本格的な展開を見せるのは、国民政府の統治下においてである。では、国民政府が農村土地行政を実施する以前、国家による農村社会の把握はどのようなものであったのか。ここでは、清朝から引き継いだ当該時期の国家による土地把握・地稅徵収の特質を中心に概観しておこう。

当時の地稅徵収の基礎となる国家による土地把握は、「胥吏依存型」ないしは「胥吏請負型」とも呼ぶべき特徴をもっている。当時の国家の土地・租稅台帳は、明清時代に作成された『魚鱗冊』や『黄冊』に由来するが、長い年月の経過とともに、その記載内容が実態から遊離して形骸化し、とりわけ太平天国をはじめとする清末の大規模民衆反乱の中で散逸したものも多かった。ところが、国家はこれらの台帳の不備を是正し、あるいは修復することなく放置してきた。この時期の国家には個々の土地所有を把握しようとする関心は極めて薄弱であったのである。このため、行政機構の末端における実際の地稅徵収の基

礎となる土地把握は、納税者や納税額の移転登記を職務とする胥吏（「冊書」・「荘書」・「社書」など地域によって名称は異なる）に頼るほかなかった。

胥吏は自ら秘蔵する土地台帳の写しによって国家の徴税業務を実質的に支え、その資格は半ば世襲され、また売買の対象ともされていた。このような胥吏が国家の監視の届かぬところで様々な不正行為を行い中間利得を得ていたわけだが、その手段の諸相は、たとえば、天野元之助の著書にほぼ余すところなく描かれている(13)。その結果、実際の土地所有と納税義務とが正確に対応しない現象（「有田無糧」「有糧無田」「田多糧少」「田少糧多」）が一般的にみられた。

また、以上のような土地把握を胥吏の恣意に委ねた体制は、農村社会の現実の力関係が徴税過程に大きく介在することにつながる。とりわけ、農村社会に隠然たる勢力をもち、権力の末端や胥吏層にも影響力を及ぼし得る有力地主は、税負担上の非公式の既得権を享受していた。たとえば、有力地主の税額を減じて、他の納税者に不正に割り当てるといった行為（「飛瀝詭寄」）は、胥吏の不正行為の常套手段の一つであって、後に本格的な土地測量を伴った地籍整理が実施されると、本来なら課税すべき非課税地（「黒地」）が広範に検出されることになる。また、有力地主の中には、宗族ぐるみで公然と地税不払いを行い、これを名誉とする風潮さえ広がっていた（「大戸抗糧」）。こうして、税負担の不公平は常態化し、税収は停滞・減少傾向を示すことになる。

以上のような現象は、近代国家の常態を基準とすれば、税務行政の紊乱・腐敗にほかならない。このような観点からの税務行政批判は、近代的知識・価値観を身につけた同時代の観察者や改革を志向するテクノクラートにほぼ普遍的に見られる。

しかし、上述の土地把握・地税徴収のありかたは、歴史的に見れば、清朝から引き継いだ民国期国家による緩やかな農村社会把握のもたらした構造的特質であって、構造を支えている諸条件に変化がない限り、一定の合理性をもっていたと考えられる。すなわち、行政側からすれば、内実はどうあれ、極めて少ない労力と経費でもって既定の田賦定額をそれなりに確保しえていたのである。このような視点から過去の研究史を振り返れば、専ら税務行政の紊乱・腐敗を強調する天野元之助とは異なって、小沼正はこの点を見逃さなかったことに気づく。華北農村の田賦徴収機構を論じた小沼の表現を借りれば、それは「近代的な行政機構では到底考えられない、きわめて巧妙な徴収機構であった」(14)ということになる。国家による緩やかな農村社会把握には、それに対応した特異な行政機構や農村社会秩序が編成されていたのであり、ここには近代的な合理性とは異なった、別の合理性

の存在を想定することができよう。

ところが、このような独自の合理性をもった機構は、やがて根本的に是正すべき旧弊として強烈に意識されるようになる。その主な契機は、清末から民国初期にかけての莫大な対外賠償の支払いや各種近代化政策の実施などに伴う財政需要の膨張であった。これにより流通部門からの収奪強化が図られるとともに、田賦に対しても各種の付加税が上乘せられ、農村の土地所有者を対象とした直接・間接の税負担も著しく増大する(15)。しかし、前述した機構は、農村社会が潜在的に有する担税能力を新規に有効に引き出すには弾力性に乏しく(16)、強いて収奪を強化すれば、税負担の不公平をさらに拡大する方向に作用し、もともと内在していた制度的矛盾を際限なく顕在化させる結果となる。歴史的に継承されてきた末端行政の緩やかな農村社会把握のままでは、有効に対処しえない事態に直面しはじめていたのである(17)。

かくして、中華民国時期には北京政府においても国民政府においても、前述の構造を打破するために、土地・地稅制度の近代化が重要な政策課題として提起されたのである。それでは、以上のような既存の構造に即して考えれば、土地・地稅制度の近代化が何をもたらすかについて、簡単な見通しをあらかじめ提示しておこう。

まず第1に、国家-農村社会間関係が大きく変容することである。すなわち、前述した「胥吏依存型」ないしは「胥吏請負型」の土地把握から、国家が個々の土地所有を直接に把握する体制への移行である。この場合においては胥吏が暗躍し、農村社会内部の力関係が徴税過程を非公式に左右する余地は少なくとも制度的には廃絶される。これは、清朝から引き継いだ民国期国家の緩やかな農村社会把握に代わって、国家による農村社会のより直接的で確実な掌握という新たな構造が形成される端緒にほかならない。

第2に、この変容が農村の諸階層にそれぞれ異なった影響を与えることである。すなわち、旧来の構造の中で有力地主が享受していた税制上の非公式の既得権を掘り崩し、大筋において既得権をもたない一般の土地所有者(地主、自作農、自小作農を含む)の利益に沿うものとなる。

第3に、この改革はより一層の資本主義発展に適合した性格を本来的にもっていることである。すなわち、この改革が実現すれば、私的土地所有が国家によって正確に把握され、法的に保障されることになり、土地の商品化や資本への転換はより円滑化する。中国の場合は、日本とは異なって早くから自由な土地売買が行われていたとはいえ、土地所有を公的に確証する制度が整っていない中で、土地をめぐる争いや訴訟が頻繁に起こっていた。

そのような状況は大きく改善されることになる。

また、この改革によって、地稅收入が増加すれば、各種の近代化政策を推進する政府の財政基盤を強化することにもつながる。日本の地租改正の場合がそうであったように、中国においても土地・地稅制度の近代化に取り組む直接の動機は、こうした財政上の現実的要請にあった。

第4に、この改革は、将来のさらなる政策展開のための基盤を提供することである。たとえば、後述するように、国民政府は土地・地稅制度の近代化に止まらず、孫文の「平均地權」論にもとづく社会政策的観点からの諸施策や独自の自作農創出プランの実現を目指していた。しかし、これらは土地・地稅制度の近代化が提供する土地に関する正確なデータによって、はじめて円滑な実施が望めるものであった。国民政府の場合、中国共産党の土地改革のように激烈な大衆動員の発動に依拠しないだけに、あらかじめ行政が農村社会を確実に掌握していることがより一層重要な意味を持っているのである。

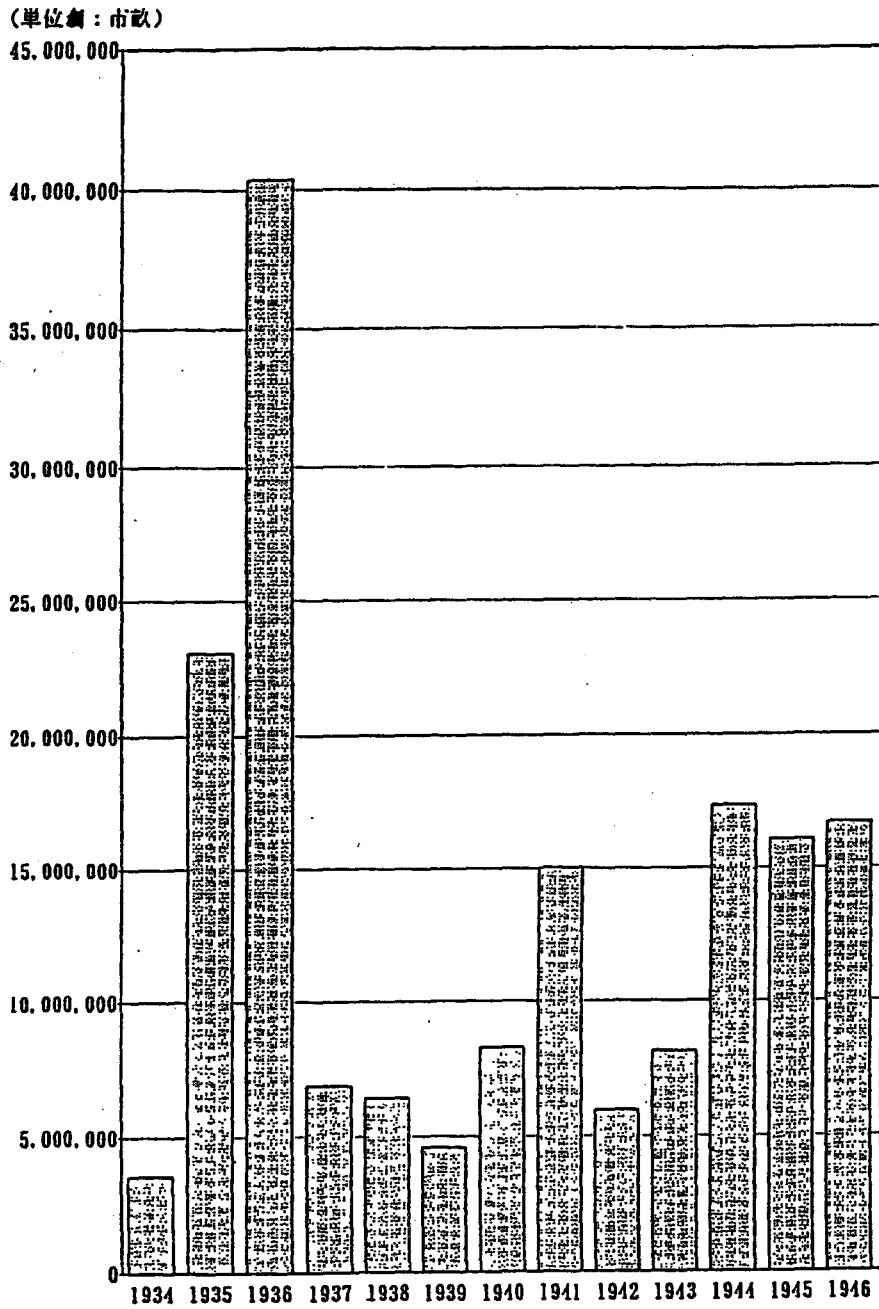
以上、4点にわたって中華民国時期において土地・地稅制度の近代化が実現すれば、いかなる変容をもたらすかについて論じてきた。次に、これがどのように立案され、どこまで実施に移され、その実施実態はどうであったのか、そして、いかなる問題群に直面したのかなどが問われなければならない。こうした設問に対する回答は、次節以降において概括的に示すことになる。

第3節 国民政府時期の全般的趨勢と進展過程の特徴

中華民国時期における土地・地稅制度の近代化は国民政府時期に軌道に乗るが、まず、その全般的通時的趨勢を確認しておこう。

ここでは、国民政府農村土地行政の基軸である土地・地稅制度の近代化の進展状況を判断する指標の一つとして、1筆ごとの土地測量の進展を取り上げる。1筆ごとの土地測量は、土地・地稅制度の近代化を実現する一連の事業内容を構成する基軸の一つであり、また最初に乗り越えるべき重要な難関でもあった。表1-1は、その全国的進展を年次ごとに表示している。ここから、土地・地稅制度の近代化の量的な進展を通時的に辿ることができる。すなわち、1930年代半ばから急速な進展がみられ、日中戦争直前の1936年がピークであった。37年7月から本格的に開始された日中戦争は、その進展を大きく損ない、これより後は一定の進展が見られるとはいえ、戦前の水準に戻ることはついに

表 1 - 1 全国歷年土地測量進展表



註：出典は地政部統計室編「地政統計提要」1947年6月。

かった。また、日中戦争中の進展は、重慶国民政府の統治が及ぶ地域に限定され、しかも、この時期以降は農村部よりも都市部を優先する政策的志向を強めていた。したがって、国民政府が実施した土地・地稅制度の近代化を、農村地域に焦点をあてて、その実践的到達点において検証しようとするれば、日中戦争直前が、最もふさわしい時期にほかならない(18)。

また、表1-2は、同じく1筆ごとの土地測量の進展を、各省ごとに表示したものである。国民政府の農村土地行政には地域的に大きなばらつきが見られるが、ここでは、国民政府が政權の座にあった最末期の数字で、その様相を確認することができる。すでに筆者による一連の研究(19)が指摘してきたように、日中戦争直前の土地測量の進展においては、江蘇・浙江兩省と江西省が全国的に見て突出した位置を占めていた。前者は、早くから国民政府の権力基盤となる経済的先進地域であり、後者は、「剿匪区」、すなわち中国共産党のソビエト政權との対抗および内戦後の統治体制の再建という政治的要因が強く作用した地域であった。このような日中戦争直前において形成された地域的偏りの特徴は、国民政府の最末期においても大きな変化を被ることなく、ほぼ保持されていたのである。

ただし、細かく見れば、若干の変化は観察することができる。まず、戦前において最も土地測量が進展していた江蘇省がそのトップの地位を譲り(第3位)、これに代わって、戦前では江蘇省に次ぐ地位にあった江西省と浙江省がそれぞれ第1位、第2位に浮上している。これは、江蘇省が日中戦争の緒戦において戦渦を被り、省のほぼ全域が日本の占領下に置かれていたために測量の続行が完全にストップしたのに対して、江西省と浙江省の場合には、戦渦や日本の占領の影響が全省を覆うことはなく、僅かながらも測量を継続し得たからであろう。この3省に次ぐ省を順に列挙すれば、安徽省、陝西省、綏遠省、広東省、湖北省、湖南省、甘肅省、四川省などが続いている。重慶政府の統治下にあった奥地の諸省が比較的上位に並んでいることが注目される。

さらに、表1-2からは、1946年末段階において全国の耕地面積に占める測量面積の比率が、やや割り引かなければならないが(表中の注、参照)、2割弱程度であったことがわかる。ただし、省ごとに見ていくと、綏遠省、江西省、浙江省の三つの省では全省耕地面積の半分以上において測量を終えていた。また、各省測量面積の約1億6646万市畝という数字は、明治日本の地租改正における耕宅地の全国測量面積(約485万町歩)の約2.3倍強にあたる。こうした点から見れば、達成し得た事業規模は決して微細なものではなかった。

表1-2 全国各省市別土地測量進展表

| 省市 | 測量面積 (市畝) | 耕地面積に占める 測量面積の比率(%) |
|------|--------------|------------------------|
| 江西省 | 28,204,164 | 65.1 |
| 浙江省 | 25,447,268 | 61.1 |
| 江蘇省 | 18,707,037 | 21.9 |
| 安徽省 | 16,585,496 | 22.7 |
| 陝西省 | 14,902,767 | 32.7 |
| 綏遠省 | 14,314,109 | 83.8 |
| 広東省 | 11,194,884 | 27.3 |
| 湖北省 | 8,776,243 | 13.6 |
| 湖南省 | 8,444,791 | 16.8 |
| 甘肅省 | 7,480,548 | 18.6 |
| 四川省 | 6,591,154 | 4.4 |
| 河南省 | 2,825,628 | 2.9 |
| 福建省 | 1,377,992 | 6.5 |
| 貴州省 | 766,169 | 3.3 |
| 広西省 | 426,664 | 1.6 |
| 西康省 | 221,091 | 5.5 |
| 雲南省 | 195,339 | 7.5 |
| 以上合計 | 166,461,344 | 19.8 |
| 重慶市 | 441,464 | — |
| 上海市 | 396,808 | — |
| 南京市 | 121,750 | — |
| 天津市 | 81,613 | — |
| 青島市 | 42,941 | — |
| 北平市 | 34,105 | — |

出典)地政部統計室編『地政統計提要』1947年6月、表8・表23より。

注)寧夏省の測量面積も掲載されているが、上記表23の説明に疑義有りとの指摘があるので除外した。また耕地面積は主計処の統計(1945年)にもとづくが、正規の土地測量を行う前の数字であるので実態よりかなり小さいと思われること、各省の測量面積の数字は市街地も含まれている可能性があることから、耕地面積に占める測量面積の比率は、実際より過大評価されていると考えられる。

次に、土地・地稅制度の近代化が顕著な進展を示した戦前の二つの地域に即して、事業の進展過程に見られる留意すべき特徴を、3点ばかり指摘しておきたい。

第1点は、1筆ごとの土地測量は、それぞれの省内部において平野部が広がる農業生産力の高い地域が優先的に実施されていたことである。すなわち、江蘇省では江南のほぼ全域、浙江省では江南に隣接する錢塘江下流域、江西省では省都南昌を中心とした北中部を網羅しつつあった。この点からすれば、測量が完了した面積や県数が中国の広大な国土全体の中では極めて低い比率であっても、その比率のみで進展状況を機械的に判断すれば、過小評価に陥ることになる(20)。

第2点は、土地・地稅制度の近代化の方法が次第に改善され、整理されていったことである。当初は、「土地陳報」をはじめとして様々な「治標策」、すなわち、本格的な土地測量を伴わないより簡便な方法も併用されて錯綜した様相を呈していたが、実施の過程でこれらの「治標策」の不備がしだいに強く意識され、日中戦争直前には淘汰されていく傾向を強めていた。このような傾向は、若干の濃淡はあれ、江蘇省、浙江省、江西省においてはほぼ共通して観察することができる。日中戦争の直前には、これらの省ではすでに試行錯誤の段階を終えており、既往の成果を踏まえて数年程度で事業を完成する全省的な実施計画が作成されていた。また、測量技術についても、一部地域では航空測量を採用して優れた成果をあげ、経費や所要日数の面における前進も確認されていた。このような方法および技術上の改善には、土地行政のブレイン集団としての中国地政学会、その統轄下にあるテクノクラートの養成機関としての中国地政学院の精力的な活動が大きく作用していたのである(21)。

第3点は、事業の最終局面である地價稅の徴収にまで行き着いた各県のほとんどにおいては、旧課稅額を確保できたばかりではなく、その増額を実現していたことである。課稅額の増加率は、数%の県もあれば数十%にのぼる県も見られた。しかも、従来、極めて低調であった徴収率(規定の課稅額に占める実際の徴収額の割合)が大幅に向上したことも多くの地域で報告されており、実際の増収の程度はこれらの数字を上回っていたと考えられる。戦前において土地稅は地方稅に区分され、省政府財政の基軸であったことからすれば、省政府の財政基盤を強化する方向で事業は進展していた。そもそも北京政府においても国民政府においても土地・地稅制度の近代化に乗り出す直接の主要な動機は、財源の確保にあったのであり、その意味では、当初の狙いは実現しつつあったと考えてよからう。

ただし、上述のように先進地域では実績をあげたとはいえ、農地價格の全般的な低落傾

向によって現行土地法が規定する税率（農地の場合、地価の1%）では旧税額確保・増加を他地域でも常に実現し得るかはなお不確実であり、こうした危惧に対応して国民党内部では土地法を修正して税率を引き上げ、弾力化すること（地価の1～2%）をすでに決定し、その法制化を実現する一歩手前までできていた。

第4節 成果と意義

それでは、このような進展を見せていた土地・地稅制度の近代化がいかなる意義をもっていたかという点について、もう少し立ち入って改めて整理しておきたい。この点については、すでに4点にわたって見通しを述べた。このうち、事業完了後における中長期的な検証が必要な論点については除外せざるを得ないが、少なくとも以下のような点は具体的に確認することができる。

まず、第2節で述べた第1点、すなわち、本研究の主題に直接かかわる国家―農村社会間関係の変容に関する論点である。国民政府による1筆ごとの土地測量、土地登記などが進展した先進地域においては、これによって国家が個々の土地所有を直接に把握・管理する体制が整ったといえよう。従来の「胥吏依存型」ないしは「胥吏請負型」の土地把握にもとづく脆弱な末端行政は廃絶されたのであり、かつてのように胥吏が暗躍して地域社会の力関係が徴税過程を非公式に左右する余地は少なくとも制度的にはなくなった。その成果は、かつての脆弱な末端行政の下では捕捉されていなかった広大な土地が新たに検出された事実に象徴されている。課税面積の増加率は、数%の県から100%を超える県まで地域によって幅があるが、かつて筆者が確認し得たデータを合計して計算すると、35%を超えている(22)。ここから、政府による旧来の土地把握がいかに脆弱で不確実であったかという点が逆にうかがえるのである。それが克服されたことは、清朝から引き継いだ民国期国家の緩やかな地域社会把握に代わって、国家による地域社会のより直接的で確実な掌握という新たな構造が形成される端緒にほかならなかった。都市を基盤に成立した国民政府は、この事業を通じて農村地域においてもその権力を隙間なく浸透させつつあった状況をうかがうことができる。

では、この変容は、農村における諸階層のそれぞれにとって、いかなる意味をもったのか。第2節で提示した第2の論点は、実際に確認することができる。まず、不利益を被ったのは、旧来の構造の中で様々な手段を講じて自らの土地所有を把握させず課税を免れて

いた階層であった。こうした非公式の既得権を享受していたのは、地域社会に隠然たる勢力をもち、権力の末端や胥吏層にも影響力を及ぼし得る有力地主が中心であったと考えられる。彼らは税制上の非公式の既得権を奪われ、そのような既得権をもたない一般の土地所有者（地主、自作農、自小作農を含む）と同列に置いて把握されたのである。また、この事業が推進された地域では、ほぼ例外なく、これと同時並行する形で「大戸抗糧」の摘発が積極的に展開されていたことを想起したい。一方は非公式の税逃れを許す構造を掘り崩すものであり、他方は公然たる納税拒否を摘発するものであって、方法は異なるとはいえ、いずれも有力地主を主な標的としている点では共通していた。国民政府による農村の掌握は、こうした有力地主が慣習的に享受してきた利益を大きく損なう方向で進んでいたのである。なお、旧来の通説的国民政府論に立ち返るならば、少なくとも国民政府による農村の掌握が進んだ地域においては、その階級的基盤を農村の有力者たる地主層に求める議論は当てはまらない。

さらに、地籍整理から地価の算定、地価税の徴収にまで行き着いた地域のデータを見れば、課税面積が大幅に増加し、課税総額が増額したにもかかわらず、単位面積当たりの税負担額は逆に小幅ながら減少していた。ここから、この事業の受益者は、前述の既得権をもたず不利な税負担を強いられてきた一般の土地所有者（地主、自作農、自小作農を含む）であったことが確認できる。かつて北京政府は経界局の事業計画を「上は国計に有益であり、下は民生に有利であって、不利なのは少数の劣紳・土豪だけである」と自賛した（第2章、参照）が、その理念がここに至ってようやく実現しつつあったのである。ただし、この事業には借地農民の権利についても公的に保障することになっていたが、事業の進展した地域においても、これを実行した事例はごく僅かであった。

これに対して、第2節で提示した第3と第4の意義は、あくまで論理的な見通しにとどまらざるをえない。すなわち、資本主義発展を促進させる作用にしても、さらなる政策展開の基盤となる点にしても、その効果が顕在化するための十分な時間は与えられてはいなかった。日中戦争が、こうした政策効果を検証しうる条件を奪い去ってしまったからである。また、戦後の困難な状況の中で事業は再開されたが、これについても数年を経ずして国共内戦が勃発し、国民政府は台湾への移転を余儀なくされた。

第5節 推進要因と阻害要因

次に、土地・地稅制度の近代化を推進した要因とこれを阻害した要因についてまとめておきたい。まず、政府内部に目を向けてみよう。

いうまでもなく、土地・地稅制度の近代化を推し進めた中心勢力は、国民党の外郭団体として組織された中国地政学会であり、實際の實務を担ったのは、彼らの下で育成され、各省・県の地政機関に配属された土地行政のテクノクラートたちであった。こうした政府の政策決定に強い影響力をもった専門家集団と、その手足となるテクノクラートたちの存在は、北京政府時期においては見出すことはできない。彼らが政権内で一定の力を発揮し得たのは、その事業理念が政権の正当性に関わる孫文思想に則して提起されていたというだけではなく、蕭錚と陳果夫との関係を介して、国民党の有力派閥であるCC派の支持を得ていたからである。CC派からすれば、土地行政に関する専門家集団とテクノクラートを自派に抱き込むことは、自らの勢力拡張に有利に働くのであり、両者は相互に利用しあう関係にあったと考えられる(23)。

ただし、彼らの政府内部における位置は複雑であって、彼らの意向が常に実現したわけではなく、土地・地稅制度の近代化においても、政府内部の意見対立と非協力に直面せざるを得なかった。政府内部において彼らの前に立ちはだかった諸勢力は多様であるが、土地・地稅制度の近代化に限定していえば、主として財政部であった。財政部は、中国地政学会が目指していた本格的な土地・地稅制度の近代化には冷淡であり、手間や経費のかからない「土地陳報」を積極的に推し進め、事業の展開を阻害していた。また、浙江省の平湖地政実験県の場合のように、地價稅徵収に踏み切る直前に、これを許可しなかったという事例もある。中国地政学会の中心人物である蕭錚の回想録には、こうした財政部の消極的姿勢に対する反感や憤りが色濃く示されている。財政部がかかる行動をとった主な理由は、本格的な土地・地稅制度の近代化には多大な事業経費がかかり財政上の負担が大きいという点にあり、このため、財政部は事業完成後における財政上の十分な見返りを慎重に見極めようとしていた。財政部の職責からして、このような財政上の得失に対する現実主義的な配慮が何よりも優先されるのは当然であろう(24)。この点は、第2章で論及するように、北京政府時期の財政部が經界局の事業を即座に全国規模で展開することに反対した理由でもあった。したがって、政府内部の合意を取り付け、土地・地稅制度の近代化を軌道に乗せるためには、まずは財政上の利益を事実において示す必要があった。具体的には、事業完成後における地稅の確保、できれば大幅な増収を事実において示すことが事業を軌道に乗せるか否かの試金石の一つであり、事業の実施過程においても、技術革新によるコ

スト面における効率化が強く求められていたのである。

他方、事業を受け止める側の地域社会に目を転じよう。事業の進展に伴って、土地行政をめぐる地域社会の様々なレベルからの利害表出は頻発していた。ただし、そこには性格の異なる二つの動向が含まれていたことを観察することができる。一つは、土地・地租制度の近代化の実現によって旧来の非公式の既得権を喪失することになる有力地主層によって展開された妨害活動である。彼らは地域社会に隠然たる勢力をもち、権力の末端にも影響力を行使できる存在であり、その政治力を駆使して、陳情、訴訟、あるいは非公式の圧力行使など様々な妨害活動を繰り返していた。したがって、土地・地租制度の近代化を目指す事業を軌道に乗せるためには、彼らによる各種妨害活動を強力に押さえ込むことが必要であり、彼らが農村を牛耳っている状況においては、事業の推進は行政の主導性を前面に押し出した強権的・専制的な手法に傾斜するのは避けられなかったといえよう。

しかし、地域社会からの利害表出は、以上のような性格のものばかりではなく、もう一つの動向があった。前述したように、土地・地租制度の近代化における農村内部の受益者は、非公式の慣習的既得権をもたない一般の土地所有者（地主・自作農・自小作農）であった。彼らが農村土地行政の立案過程を主導したり、あるいはこれに直接関与したりした事実は見出せないが、その実施過程を子細に観察すれば、前述の妨害活動と混在・混淆しながらも、それとは異質であった彼らの動向をとらえることができる。その動向がとりわけ顕在化するのには、政府が不徹底で杜撰な方式（「土地陳報」をはじめ各種の「治標策」）で地籍整理を実施した場合である。この場合には、実態から遊離した事業結果に対する個々の異議申し立てやより正確で本格的な土地測量を求める要求が地域社会から頻発していた。こうした動向は、事業の遂行によって旧来の既得権を奪われまいとする有力地主層による各種妨害活動とは同列に考えることはできない。そこには、適正な地租負担配分を自覚的に求め、政府に向けて公的に働きかけていく納税者としての権利意識の表出がうかがわれる。これは、前述の妨害活動とは正反対のベクトルを持ち、土地・地租制度の近代化におけるより本格的で適正な方式（「治本策」）を政府に採用させる上で一つの圧力として作用していたと思われる。戦前の先進地域において「治標策」から「治本策」に政策の比重が移っていく事実や、そこでの航空測量の採用に見られる測量の精度に対する強い執着などは、このような地域社会の圧力と全く無縁であったとは言い切れないように思われる。その意味では、土地・地租制度の近代化を目指す事業は、外見的には行政側の主導性が貫徹し、テクノクラートの独壇場であるかのように見えるが、この事業を軌道に乗せる

上で地域社会の側の動向が一定の役割を果たしていたと考えられる。

なお、地域社会からの利害表出の形態について付言すれば、日中戦争の開始前とその後とでは大きく変容している。戦前においては地域社会からの利害表出の主体は、個々の土地所有者（＝納税者）や有力な任意団体であった。これに対して、日中戦争時期以降、とりわけその後半から戦後にかけては国民政府の戦時体制構築の一環として各地に各級「民意機関」(25)が設置されるようになり、これが農村土地行政をめぐる利害表出においても重要な役割を果たすことになる。もちろん、個々の土地所有者や有力な任意団体による利害表出も継続するが、多くの場合、彼らの意向は各級民意機関において公的な決議を経て国民政府に伝達されることになる。ただし、この時期の国民政府は本格的な土地・地稅制度の近代化を中断し、それにもとづかない戦時地稅収奪を優先した時期であって、かかる地域社会からの利害表出に対して適切に対処できる主体的条件は戦前よりも後退していた（第3章・第4章、参照）。

第6節 日中戦争の影響

さて、日中戦争直前に先進地域でようやく軌道に乗った土地・地稅制度の近代化が、日中戦争によってどのような影響を受けたかという点を、次にまとめておきたい。

まず、土地・地稅制度の近代化が最も進展した長江下流デルタ地域や江西省からみていこう。長江下流デルタ地域は、日中戦争の緒戦において相次いで戦禍を受け、日本軍の占領下に入るようになった。次いで江西省も、やや遅れて1939年3月には日本軍の侵攻によって、改革の進展した省北中部の多くを失った。

このとき、国民政府はこれらの地域の地籍図や機器類を奥地に運び込み、土地行政を担ったテクノクラートたちも流出していった。これによって事業は未完のまま中断するとともに、以前に達成された成果も日本側において把握・継承されることはなかった。日本側が土地稅を確保する際には、かつての胥吏を捜しだし、彼らに頼るほかなかった。まさに清朝から引き継いだ旧来の構造が再現したのであって、その結果、土地稅の徵收率は比較的安定した占領区においても極めて低いレベルに止まった。日本側はこのような事態を改善するために、「土地陳報」や「租賦併徵」などの一時的な取り繕い策を講じていたが、その限界についても明確に認識していた。すなわち、将来における抜本的な課題として、土地測量、実地調査にもとづく地籍整理、胥吏の廃止などを提起していたのである。しか

し、困難な戦時状況の中でこれを当面の課題として具体化する余裕はなかった(26)。日本は植民地行政の一環として台湾、朝鮮において土地・地稅制度の近代化を完了させ、さらに「満州国」の一部でもこれに着手してきたが、華中、華南の占領区ではこれを実施した形跡は見当たらない。

他方、重慶に拠点を移して抗戦を継続した国民政府も、土地・地稅制度の近代化をそのまま継続する余裕を失っていた。そこでは経費と手間のかかる土地測量は敬遠され、市街地を優先しつつごく一部の地域に限定して実施されたに過ぎなかった。これに代わって、広範な実施を強く求められたのが、より不徹底な方式である「土地陳報」であった。「土地陳報」は土地所有者自身による土地の自己申告であって、その成果を誇示する政府側文獻も見られるが、本来、不正申告を厳格にチェックする制度的枠組みがなく、各地で様々な紛糾を引き起こしていた。したがって、重慶政府の戦時体制に伴う収奪の強化（田賦実物徴収、糧食の強制買い上げ・借り上げ）は、基本的には極めて杜撰な土地把握を根本的に改めないまま行われていたのであった(27)。その点では、日本占領区の場合と類似した側面を有していたといえよう。

第2節でも触れたように、これでは農村社会の潜在的な担稅能力を無理なく最大限に引き出すのは困難であり、旧来の稅務行政上の矛盾を際限なく先鋭化させることになる。重慶政府は辛うじて抗戦を最後まで維持し得たが、農村では切迫した矛盾が蓄積されていったのである。その状況は、請願という形をとった地域社会からの利害表出の中に鮮明に見出されるのであり、行政担当者もこの矛盾を十分に認識していた。ところが、戦後において国民政府は抜き差しならない国共対立に直面し、かかる戦時地稅行政を継続させた。その選択は、戦時地稅行政を即刻廃止するべきであるという、戦後に噴出した地域社会の要求とは逆行するものであり、その結果、国民政府の末端行政は足下において空洞化が進んでいく。戦時と比較して戦後の地稅徴収率が極端に低下したのは、その端的な表れである。こうして、戦後の国民政府は末端行政の空洞化を抱えたまま、中国共産党との内戦に突入し、大陸において政權の座を追われることになったのである（第3章・第4章、参照）。

以上のように、日中戦争は、戦前に軌道に乗りつつあった土地・地稅制度の近代化を大きく歪曲し、国家による農村社会掌握の新しい質を獲得する道筋を中断・後退させる役割を果たしたといえよう。そして、戦後の国民政府は、その負の遺産をかかえて出発し、これを解消することなく崩壊の途を辿ったのである。

第7節 まとめと展望

中華民国時代の農村土地行政において土地・地稅制度の近代化は当初から実施すべき課題として認識されてきたが、国民政府下でようやく本格的な展開を見せ始めた。それは、歴史的に見れば、行政の末端による農村社会の掌握が極めて粗放・脆弱であるという、清朝から引き継いだ民国期国家の構造的性質からの脱却の努力であった。このような努力は、近代国家としての肥大化する諸機能を支えるに足る行財政機構を構築する上で必要な営みの一つにほかならない。国民政府に即していえば、都市を基盤に成立した政權が、農村地域にも権力を隙間なく浸透させて、末端の行政執行能力を高めていくことを意味した。このような意義をもった事業が日中戦争直前に戦略的に重要な地域で軌道に乗った事實は、もっと広く認識されるべきであろう。日中戦争はその事業の進展を大きく阻害・歪曲したのであり、戦後において国民政府は事業の再開を目指してはいたが、戦時中に背負った負の遺産を解消できないまま、中国共産党との内戦に敗れたのである。

最後に、本論では全く言及できなかった中国共産党統治区の場合について簡単に触れておきたい。共産党統治区の場合は、北京政府から国民政府へと引き継がれた前述の方式とは全く異なった方式で農村における土地把握が進展していた。国民政府の方式がテクノクラート・行政主導の土地把握であるとするれば、共産党の方式は工作隊の派遣と大衆運動を梃にした土地把握として特徴づけられよう。

周知のように、共産党による土地改革その他の農村工作の場合には、通常の行政機構を利用するのではなく、まず、党指導部から政策遂行の任務を与えられた工作隊が短期間現地に派遣される。そして、工作隊は現地の積極分子の中から村幹部を選抜し（多くは村内の貧農）、彼らを前面に押し立てながら、周到に準備された村民全体を巻き込む激しい大衆運動を発動する。その過程において、闘争対象とされた地主・富農が隠し持つ「黒地」（税逃れの土地）は常に厳しく摘発されていた。

このような方式の土地把握の有効性と問題点について、ここでは本格的に論及することはできないが、その一端は、中国共産党の土地改革に関する近年の優れた批判的研究の中からうかがうことができる。そこで明らかにされているように、内戦期における共産党の土地改革は、農村人口に対して耕地が全般的に不足しているにもかかわらず、党指導部がすべての貧農に対して生活を支えるに足る土地を分配するという非現実的な目標に固執したために、打倒対象の際限のない拡大や、指導部の根拠薄弱な不信にもとづく村幹部への

苛酷な追及・迫害など、深刻な「左傾問題」の発生を繰り返した(28)。このような問題の頻発は、既に指摘されているように、共産党の政治理念や土地改革方式に深く根ざしていたと考えられるが、一方で、党指導部や工作隊、あるいは現地の村幹部が把握していた土地情報がどの程度正確であったのかという疑念を抱かせる。共産党の土地改革は、地主・富農など打倒対象に抗いがたい圧力をかけ、彼らの所有地を吐き出させるのに有効であったが、そうした土地に対する測量や査定を厳密に実施した形跡は見受けられない。工作隊にしても、村幹部にしても、測量その他の土地情報の把握に関する専門的技術を習得した人々ではなかった。農村の土地情報についての不確実で曖昧な把握が、「左傾問題」を生み出す一因となる指導部の誤った現状認識――すなわち、地主・富農を打倒してその土地を貧農に適切に分配すれば、すべての貧農を救済することができるはずであり、それができていないのは土地改革が不徹底だからであるという認識――を助長し、その是正を遅らせたことは否めないように思われる。その意味において、中華民国時期に土地・地稅制度の近代化を通じた正確な土地把握が実現していなかったことは、共産党の土地改革にも見過ごすことのできない影を落としていたのである。

註

- (1) 本研究で使用する「土地・地稅制度の近代化」という概念は、たとえば、朝鮮史研究者の宮嶋博史が使う「近代的土地變革」と内容的に重なりあう。ただ、本研究で「近代的土地變革」という用語を避けたのは、中国近代史の場合、「土地變革」や「土地改革」といえば、地主的土地所有の廢絶を連想しやすく、紛らわしいからに過ぎない。なお、宮嶋は、西欧の「近代的土地變革」をあるべき基準として他地域の変異を追及するという従来の研究方法を批判しつつ、「近代的土地變革」の最大公約数的な内容として次の4点を抽出している。すなわち、近代的土地所有制度の確立、地籍制度の確立、土地登記制度の確立、近代的地稅制度の確立、である（「東アジアにおける近代的土地變革――旧日本帝国支配地域を中心に――」中村哲編『東アジア資本主義の形成』青木書店、1994年）。
- (2) たとえば、佐々木寛司『日本資本主義と明治維新』（文献出版、1988年）の第3章に日本の地租改正に関する優れた研究史整理がなされている。
- (3) 台湾については、江丙坤『台湾地租改正の研究』（東京大学出版会、1974年）。朝鮮については、宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』（汲古書院、1991年）。

また、同じく日本がその旧支配地域において実施した土地調査事業の研究としては、関東州については、江夏由樹「関東都督府、及び関東庁の土地調査事業について——伝統的土地慣習法を廃棄する試みとその失敗——」（『一橋論叢』第97巻3号、1987年）、満州国については、同「満州国の地籍整理事業について——『蒙地』と『皇産』の問題からみる——」（『経済学研究』[一橋大学研究年報]第37号、1996年）がある。

- (4) 宮嶋博史・前掲論文（「東アジアにおける近代的土地変革」）。
- (5) 天野元之助『中国農業経済論』第2巻（龍溪書舎、1978年〔原出は1942年〕）。
- (6) 佐々木寛司・前掲書第3章。
- (7) もちろん、今日においては状況は大きく様変わりしている。たとえば、日本近代史研究者の中村哲氏は、日本をはじめ世界各国・各地域の新しい研究成果を踏まえつつ、世界史的な視野から近代の地主制や土地改革の性格に関する体系的で独自の理論的再構成の試みを行っている（『近代世界史像の再構成——東アジアの視点から——』青木書店、1991年、第5章・第6章）。中華民国時期における土地・地稅制度の近代化を目指した政策努力についても、その内実にあふさわしい意義づけを伴った再評価を行う条件は、こうした面からもすでに整ってきている。
- (8) 国民政府に関する研究史については、拙稿「中国国民政府研究」（野沢豊編『日本の中華民国史研究』汲古書院、1995年、所載）を参照。
- (9) 金普森・張忠才「1927至1937年南京国民政府農村土地政策述評」（『浙江学刊』1989年4月）、金徳群主編『中国国民党土地政策研究（1905—1949）』（海洋出版社、1991年）、郭徳宏『中国近現代農民土地問題研究』（青島出版社、1993年）、成漢昌『中国土地制度与土地改革——20世紀前半期』（中国檔案出版社、1994年）、など。これらの著作は、従来の中国では本格的な研究対象とはならなかった国民党・国民政府の土地政策の内容と実践を比較的詳しく取り上げている。しかし、いずれも全体の基調は、大地主・大資本家の階級的利益が貫徹し、孫文の理想に背いて旧来の「封建的」土地制度を維持したという通説的国民政府論が前提となっている点で共通している。そして、本研究で取り上げた土地・地稅制度の近代化に関する実施実態やその意義については十分な注意が払われていない。

- (10) 田中恭子『土地と権力——中国の農村革命——』(名古屋大学出版会、1996年)、吉田滋一「近現代中国の土地変革」(中村哲編・前掲書、所載)、奥村哲「旧中国資本主義の基礎概念について」(中国史研究会編『中国専制国家と社会統合』文理閣、1990年)など。なお、最近では、こうした中国共産党の土地改革についての新たな批判的研究をも踏まえて、第二次大戦後に各国・各地域で実施された土地改革についてのスケールの大きい比較史的考察も行われるようになった(野田公夫「第二次大戦後『土地改革の時代』と日本農地改革——比較史的視点からの日本農地改革論——」歴史と方法編集委員会編『歴史と方法2、都市と言語』青木書店、1998年、など同氏の一連の論文。日中土地改革の個別比較については、庄司俊作『日本農地改革史研究——その必然と方向——』御茶の水書房、1999年、も参照)。そこでは、かつての正統的革命史観のように中国共産党の土地改革に優位性を認めるような議論は、すっかり姿を消している。
- (11) 日本における近年の研究では、戦後台湾の経済成長の基礎となった土地改革の淵源として大陸時代の国民政府による土地改革の試みに光を当て、その政策志向や人材・経験の継承といった側面を精力的に実証している。すなわち、松田康博「台湾における土地改革政策の形成過程——テクノクラートの役割を中心に——」(『法学政治学論究』[慶応義塾大学]第25号、1995年)、山本真「国共内戦期国民政府の『二五減租』政策——中国農村復興連合委員会の援助による1949年の四川省の例を中心として——」(『中国研究月報』586号、1996年)、同「抗日戦争時期国民政府の『扶植自耕農』政策——四川省北碚管理局の例を中心にして——」(『史潮』新40号、1996年)、同「中国農村復興連合委員会の成立とその大陸での活動(1948—1949)」(『中国21』第2号、1997年)、同「《インタビュー》1940年代、国民政府統治下の福建省における土地改革の実験——元福建省龍岩土地改革実験県県長林詩旦訪問記録——」(『中国研究月報』637号、2001年)、などである。拙稿「蕭錚と中国地政学会——もう一つの中国土地改革の軌跡——」(曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』東方書店、1997年)も、こうした問題視点をほぼ共有している。これに対して、吉田滋一・前掲論文は、同じく台湾土地改革の成果を再確認しながらも、それが大陸と較べて容易に成功しえた内在的要因を論じ、当時の大陸と台湾における農業発展の段階的差異に注目している。言うまでもないが、台湾土地改革の成功を正面から論じる

際には、改革主体の形成やその性格の解明とともに、改革を受け止める社会の質的相違を含めた客観的な内外条件に関する検討も必要であろう。

- (12) こうした観点は、今日の日本の学界ではほぼ共有されている。とりわけ、戦時体制への移行がその後の中国の歴史展開に与えた影響の大きさを、独自の視点から長期的な見通しをもって論じた研究として、奥村哲『中国の現代史——戦争と社会主義——』（青木書店、1999年）を参照。
- (13) 天野元之助・前掲書、62～123頁。
- (14) 小沼正「華北農村における田賦徴収機構についての一考察——河北省昌黎県の社書制度とその消滅の過程——」『現代アジアの革命と法』上巻、勁草書房、1966年、30頁。
- (15) 岩井茂樹「財政——国家の変貌——」狭間直樹ほか『データでみる中国近代史』有斐閣選書、1996年。
- (16) この点に関して、小沼氏は以下のように指摘している。「…反面において、田賦徴収額を大幅に伸張せしめようとする時には、社書制度は却ってそのしっ楛となってしまうということである。田賦の増収をはかろうとするには、百年一日のごとき、しかも地味その他の土地の個別性を殆んど無視した税率をそのまま維持するわけにも行かず、また非課税地である黒地を強力にせんさくして、新規にしかも余すところなく課税することが必要となってくる。このようなことは農民の反撥を招かずに、したがって強力な行政力を持たずには実行できることではなく、当然社書の手にも負えるものではなくなってしまう。」（前掲論文、30～31頁）
- (17) このような問題に加えて、清朝の崩壊に伴って、土地調査・地籍整理の早期実施を促すもう一つの課題が浮上していた。すなわち、東北地方や華北に広く分布する各種官荘・旗地等の錯綜・混乱した状況への対処である。この点については、末次玲子「民国初期の旗地政策と華北農村——直隸省の場合——」（小島淑男編『近代中国の経済と社会』汲古書院、1993年）、江夏由樹「辛亥革命後、旧奉天省における官地の払い下げについて」（『一橋論叢』第98巻第6号、1987年）、同「辛亥革命後、旧奉天省における官地の払い下げ——昭陵窯柴官甸地の場合——」（『東洋史研究』第53巻第3号、1994年）、など江夏由樹の一連の諸論文を参照。なお、江夏の研究は、同時期の各種官地の民間への払い下げとそれによる新たな地主勢力の台頭といった事実を追跡している。

- (18) もちろん、本研究には、戦後内戦期において土地行政が改めて相当の進展を見せた事実やその意義を軽視しようとする意図はない。この点については、山本真「日中戦争期から国共内戦期にかけての国民政府の土地行政——地籍整理・人員・機構——」(『アジア経済』第39巻第12号、1998年12月)が詳細に論じている。本研究の内容を補完するものとして参照されたい。なお、山本が発掘した中国第二歴史檔案館所蔵内政部檔案(「地政部工作報告 民国37年10月」)のデータによれば、1946年・47年における土地測量面積はそれぞれ235万余市畝、346万余市畝であり、戦前の成果に迫る勢いを示している。ただし、山本も指摘しているとおり、これとて1936年の数字(403万余市畝)を凌駕しているわけではなく、本研究が提示した通時的趨勢を否定するものではない。また、戦後の数字には、戦時中に損壊したデータの修復のために、あるいは戦時中の土地の変動を再捕捉するために、戦前に測量を終えた土地を再度測量したデータも含まれている可能性があることも考慮すべきであろう。
- (19) 日中戦争前国民政府による農村土地行政の実施実態についての叙述は、特に注記しない限り、以下に列挙する筆者自身の一連の実証研究に依拠している。拙稿「南京国民政府成立期の農村土地政策と地主層——浙江省の『二五減租』と『土地陳報』——」横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1992年、同上「1930年代国民政府の江西省統治と土地税制改革」『歴史学研究』第631号、1992年、同上「1930年代浙江省土地税制改革の展開とその意義——蘭谿自治実験県と平湖地政実験県——」『社会経済史学』第59巻第3号、1993年、同上「日中戦争前後の中国における農村土地行政と地域社会——江蘇省を中心に——」『アジア研究』第43巻第1号、1996年。
- (20) たとえば、安井三吉「中国国民政府論——未完の訓政」(『岩波講座・世界歴史24 解放の光と影』岩波書店、1998年)は、戦前に土地測量ないし「土地陳報」が完了した県数が中国全土の県の総数に占める比率が極めて低いレベルに止まったことを強調している。その事実認識に誤りはない。しかし、動態的な趨勢を把握しようとするれば、評価の仕方は異なってくる。因みに、山本真は、1948年6月までの総測量面積が国土面積に占める割合だけをとらえて、国民政府の努力を過小評価する見方を退けている。その理由として、当時の国土面積にはチベット、内外モンゴル、東北、新疆など当時の国民政府の実質的統治外の広大な土地が含まれ

ていること、これ以外にも山岳地帯など測量が不急な土地が多く存在したこと、日中戦争の戦火のため測量可能な地区は限定されていたことをあげている（「日中戦争期から国共内戦期にかけての国民政府の土地行政」前掲、34頁）。筆者もこの見解に基本的に賛成である。

- (21) なお、明治日本の地租改正では、近代的な測量技術を用いず、近世以来の在来技術でもって村民自身によって1筆ごとの土地測量が行われた。一般に、伝統中国における村が近世以来の日本の村に較べて団体的性格が著しく希薄であったことを想起するなら（足立啓二『専制国家史論』柏書房、1998年、54～62頁）、中国の場合、日本のような方法を用いて成果をあげることは難しかったといわねばならない。
- (22) 山本真は、日中戦争初期に土地測量が行われた広東省3県のデータを提示している。それによれば、測量の実施による課税面積の増加率は、二つの県で70%前後、残りの1県では、100%を超えている（「日中戦争期から国共内戦期にかけての国民政府の土地行政」前掲、34頁）。
- (23) 中国地政学会とCC派とのつながりについては拙稿「蕭錚と中国地政学会」（前掲）でも論及しているが、松田康博・前掲論文の分析が示唆的である。なお、CC派それ自体に関する専論としては、菊池一隆「都市型特務『CC』系の『反共抗日』路線について――その生成から抗日戦争における意義と限界――」（上）（下）（『近きに在りて』第35・36号、1999年）がある。
- (24) 蕭錚の回想に示されているように、財政部が土地行政の推進に対して消極的であったのは事実である。ただし、誤解のないよう念のために付言すれば、これは限られた視点からとらえた財政部の一側面であって、全体的に見れば、この時期の中国の経済発展や国家建設に果たした財政部の役割は極めて大きかった。この点については、久保亨『戦間期中国〈自立への模索〉――関税通貨政策と経済発展――』東京大学出版会、1999年、参照。
- (25) なお、日中戦争時期に国民政府が設置した各級「民意機関」は、通常の議会とは異なり、政策立案に関与することはできても最終的な決定を行う権限はなかった（たとえば、行政府と「民意機関」が対立した案件は、上級の行政機関が最終的な決定を行う）。厳密に言えば、各級地方政府が当該地域における住民の民意を聴取・参照するために設置された一種の諮問機関ないしは民意表出機関というべきである。

ただし、本研究では煩雑さを避けるため、以下では括弧をはずして、当時の呼称をそのまま用いることにする。

- (26) 拙稿「日中戦争前後の中国における農村土地行政と地域社会」(前掲)、参照。
- (27) 拙稿「日中戦争と中国の戦時体制」池田誠ほか編『世界のなかの日中関係(20世紀中国と日本・上巻)』法律文化社、1996年、参照。
- (28) 田中恭子・前掲書、参照。

第2章 中華民国時期の農村土地行政と日本

第1節 土地変革をめぐる中華民国と日本

中華民国時期の中国における農村地域の統合は、主要都市に較べて大きく立ち遅れていた。伝統的な王朝国家から引き継いだ緩やかな農村統治を近代的に再編する課題は、極めて緩慢な速度でしか進展しなかったのである。たとえば、本研究で扱う農村土地行政の曲折と矛盾に満ちた歩みは、その典型的な事例としてとらえることができる。もちろん、注目すべき様々なプラン作りや地域レベルの実践は一定の進展をみせており、そこには看過できない重要な意義が含まれていた。しかしながら、中華民国時期においては内外条件の制約によって一貫した政策展開を阻まれ、全国規模の十分な成果はついに生み出されるには至らなかった。全国規模の成果は、やはり中華人民共和国建国後の土地改革を待たねばならない。

これに対して、近代日本の場合は、明治初期の地租改正、戦後占領時期の農地改革という二つの画期的な全国規模の土地変革を、東アジア諸地域に先駆けて実現してきた。また、戦前日本が支配した台湾・朝鮮・旧「満州国」など東アジアの諸地域においても、日本本土の地租改正と同じ性格をもった諸事業(=土地・地租制度の近代化)を次々と推進した。こうした日本本土や旧日本支配地域における諸事業は、かつては批判的に論及されてきたが、近年では前近代的な旧支配体制の基礎を掘り崩し資本主義的経済発展を促す前提となったことが再確認され、その事業展開の迅速性・徹底性が注目されている(1)。また、戦後日本の農地改革についても、かつてのように中国共産党の土地改革と比較してその不徹底さを主張するような議論は影を潜め、より幅広い比較史的視野から積極的な再評価が試みられている(2)。

中華民国時期の中国は、地理的な近さや農業形態の類似性、あるいは人的交流の密度からいって、このような同時代の日本およびその支配地域の動向に対して無関心であったとは考えられない。それでは、その動向にいかなる眼差しを向け、いかなる関わりを持ってきたのであろうか。すでに第1章で指摘したように、1937年7月に始まる日中戦争は中華民国の農村土地行政の進展を大きく損なう役割を果たした。しかし、より長期的な視野で眺めれば、中華民国時期の農村土地行政に対して日本が果たした役割は、その進展を

阻害した側面だけで語ることはできない。

そのような視点で日本との関わりに注目すれば、国民政府時期（1928～49年）よりも、それに先立つ北京政府時期（1912～28年）、とりわけその初期がより重要な考察対象として浮上してくる。この時期においては、実効性を伴うまでには至らなかったとはいえ、土地行政の専門機関として経界局が設置され、全国的な土地・地稅制度の近代化を目指す試みが中国で初めて模索された。その際、明治日本の地租改正および日本が植民地統治の一環として台湾・朝鮮などで実施した土地調査・地租改正事業が参照されていたのである。したがって、本章では、北京政府時期における経界局の事業の立案から挫折に至る経緯をやや詳しく取り上げて、これと日本との関わりを論じることにはしたい。この作業は、とりもなおさず国民政府時期における農村土地行政の前史を跡づけることになる(3)。

これに対して、国民政府時期になると、北京政府が成し得なかった土地・地稅制度の近代化が先進地域で急速に前進するが、土地行政を取り巻く状況は大きく様変わりし、日本との関わりはむしろ希薄になっていた。すなわち、この時期には土地行政のブレイン集団である中国地政学会が国民政府の外郭団体として結成され、彼らの主要な関心は日本には向けられていなかった。そうした国民政府が日本の土地行政に強い関心を示さざるを得ない状況は、日中戦争の終結直後に現れる。本章では、このような国民政府の土地行政立案者たちにおける日本への眼差しとその関心の有り様についても若干の論及をしておきたい。

第2節 北京政府時期の経界局をめぐる政治過程

1 背景と発端

中国における土地・地稅制度の近代化をめざした地域レベルの試みは、清末の江蘇省宝山县の事例を嚆矢としており、中華民国成立後の北京政府時期においてもごくわずかながら散見される(4)。しかしながら、全国規模の統一的な事業の計画立案となると、北京政府時期でいえば、挫折したとはいえ、1915年1月に袁世凱政権下で設置された経界局の事業を挙げうるのみである。客観情勢からしても、北京政府時期は一般に軍事政治勢力の地域割拠（いわゆる「軍閥割拠」）に特徴づけられ、そのような全国的計画がある程度

の現実性を帯びて立案されうる可能性を孕んだ局面は、この時期の袁世凱政権以降においてはおよそ考えることはできない。

その経界局の設立から廃止に至る経緯については、すでに浜口允子が政府内部の非協力や政局の変動によって翻弄される姿を大筋において明らかにしている(5)。ここでは、浜口の研究も参照しながら、従来言及されることのなかった史実を補いつつ、その経緯をやや詳しく概観しておこう。

いわゆる第二革命を武力鎮圧で乗り切った袁世凱政権は、自らの脆弱な財政基盤を強化する課題に直面し、その一環として土地・地稅制度の近代化についても取り組むことになった。浜口によれば、この時期、極めて深刻な財政危機を打開するために、袁世凱政権は田賦収入を担保とした新たな對外借款の締結を模索していたという(6)。経界局設置による土地・地稅制度の近代化に向けた努力は、なによりもまず、新政権成立直後の不安定な政局の中で財政基盤を強化するという動機にもとづいていたのである。

後の経界局につながる全国規模のプラン作りは、1914年2月に内務部に設置された土地調査籌辦處による計画策定まで遡ることができる。そこでは、経界局の当初の計画と同様に、16年間から30年間に及ぶ長期的で大がかりなプランが示されていた(7)。とはいえ、経界局設置の直接の発端は、1914年12月11日付けの大總統申令(8)まで待たねばならない。そこでは、「仁政は経界より始めるべし」という經書の引用から説き起こし、国家による土地把握の不備が田賦の紊亂を招いており、これを是正しなければ「民を害し国を害する」と指摘している。ここには、たんなる財政上の必要に止まらない政治理念が語られている。同申令はその上で、まず京兆地域から土地測量を実施することを提起し、その具体的方法の策定を内務・財政両部に求めた。

次いで、内務・財政両部はこれを受けて、中央に全国経界局、京兆地域に経界行局を設置すべきことを答申した(9)。ここでも、この政策が実現すれば、「上は国計に有益であり、下は民生に有利であって、不利なのは少数の劣紳・土豪だけである」と述べていることに留意しておきたい。財政上の必要性から始まった事業計画は、その開始段階から別個の政治理念を探り当てていたのである(その由来については後述)。

こうして、1915年1月22日には、設置が決定した経界局の督辦として蔡鏗が任命された(10)。蔡鏗は、まず全国経界籌辦處を設立し、その内部に自らを委員長とする評議委員会を組織して経界局の事業計画を作成した。評議委員会には「經驗が豊かで技術に精通した者」および関係する「各機關主管人員」30名(専任5名、兼任25名)が招聘さ

れた。表2-1はそのメンバーの一覧である。内務部、財政部、交通部など各機関の職員に加えて、総統府や参謀部に所属する高級軍官の比重が高く、また、全体の過半数が日本留学経験者であったことが確認できる(11)。

彼らが作成した計画は、土地測量には「三角測量および地形測量」を採用し、中央に測量専門学校を設けて人材を育成しつつ各省同時に挙行して30年間ですべての事業を完了するという長期的で大がかりなものであった。中国の場合は、日本・台湾・朝鮮などと較べて事業対象地域が桁外れに広大であって、事業規模の巨大さはそこに由来していた。その事業経費は、「地方負担主義」をとり、事業遂行に伴って見込まれる漏税地や官有地からの新たな課税による増収や契稅収入を充てることになっていた。ただし、当面の必要経費としては、特別会計を設定し、驗契費収入、塩稅剰余金の一部、官産整理収入を繰り入れるとされた。また、測量機器の製作工場の開設、インド・安南・ビルマ・朝鮮など海外への調査員の派遣、編訳所の設置による関連図書の収集・翻譯事業なども計画の中に盛り込まれていた(12)。このうち、後述するように海外調査員の派遣の一部、関連図書の収集・翻譯は実施に移された。

2 政府内部における方針の分岐と対立

ところが、この經界局の方針は財政部からの批判にさらされることになった。その主眼は、当時の困難な国家財政状況・經濟社会状況を考慮するなら、より簡易な方法を採用し事業規模を縮小して着手すべきであるという点にあった。とりわけ、全国同時に事業を展開することは不可能であって、さしあたりは事業を数県規模に限定すべきことが強調された。その上で、次のようないくつかの具体的提案を行った。すなわち、人材の育成については特別な施策を講じないで、既存の各省測量局ないしは参謀部測量局を利用する提案を行い、経費については、江蘇省の先例に倣って、各県の実情に応じた負担率で一定期間田賦に付加徴収したり、土地所有を示す証書の交付にかかる費用（「方單費」）を徴収したりするなどの方法を提起し、すでに用途が指定してある塩稅収入などに手をつけることには反対した(13)。

これに対して、經界局は次のような反論を行った。その論点は、全国同時に事業を実施しなければ、事業の進展は遅れて効果は緩慢となり、総経費がむしろ増大すること、既存の測量局の人員・学生は質的にも量的にも經界局の事業の任に堪えないこと、財政部提案

表2-1 経界評議委員会人名表（設置当初）

| 人名 | 現 職 | 日本留学経験 |
|-----|----------------|------------------|
| 范熙績 | 総統府軍事諮議陸軍中将 | 陸軍士官学校第5期騎兵科 |
| 殷承瓚 | 総統府軍事諮議陸軍中将 | 陸軍士官学校第5期工兵科 |
| 林萬里 | 総統府政治諮議 | 早稲田大学 |
| 蔣方震 | 統率辦事処参議陸軍少将 | 成城学校、陸軍士官学校歩兵科 |
| 姚鴻法 | 統率辦事処参議陸軍少将 | 成城学校、陸軍士官学校第3期 |
| 曾彝進 | 政事堂参議約法會議議員 | 京都帝国大学法学部 |
| 雷寿栄 | 参謀部第二局局長陸軍少将 | 陸軍士官学校歩兵科 |
| 黄慕松 | 参謀部第六局局長陸軍少将 | 陸軍士官学校、炮工学校 |
| 陳錦章 | 参謀部測量局局長 | 陸地測量部 |
| 陳嘉樂 | 参謀部製図局局長 | 陸地測量部修技所製図科 |
| 劉器鈞 | 参謀部第六局第一科科长 | 不明 |
| 李正鈺 | 参謀部第六局第二科科长 | 不明 |
| 潘協同 | 参謀部第六局第三科科长 | 不明 |
| 李 蕃 | 陸軍測量学校校長 | 不明 |
| 呂 鑄 | 内務部職方司司長 | 不明 |
| 俞慶濤 | 内務部職方司僉事 | 不明 |
| 吳承湜 | 内務部職方司僉事 | 不明 |
| 王履康 | 内務部職方司僉事 | 不明 |
| 賈士毅 | 財政部参事 | 法政大学政治科、明治大学法政科 |
| 李景銘 | 財政部賦税司司長 | 早稲田大学政治経済科 |
| 曲卓新 | 財政部雑税処総辦 | 早稲田大学 |
| 范治煥 | 財政部幣制委員会常駐委員 | 不明 |
| 曾鯤化 | 交通部技正 | 不明 |
| 樓思誥 | 京兆尹総務科科长 | 早稲田大学政治経済科 |
| 籍忠寅 | 前参議院議員 | 経緯学堂、国民英学会、早稲田大学 |
| 劉 宣 | 前江南参謀処測繪科科长 | 不明 |
| 周鍾嶽 | 発往四川存記道尹 | 東京弘文学院、早稲田大学 |
| 徐佛蘇 | 政事堂参議 | 東京高等師範学校 |
| 袁毓麟 | 財政討論会会員 | 不明 |
| 高 燾 | 前陸軍軍官学校地形築城学教官 | 不明 |

（註）上から26名は、1915年2月11日に任命された（『政府公報』第995号、同年2月14日）。同年3月6日に残りの4名が追加され、辞職した曲卓新の代わりに趙椿年（財政部整理賦税所議員長）が任命された（『政府公報』第1017号、同年3月9日）。30名のうち、日本留学経験が確認できる者は17名である（徐友春主編『民国人物大辞典』華北人民出版社、1991年、外務省情報部『現代中華民国・満州国人名鑑』1932年、北京支那研究会編『最新支那官紳録』富山房、1918年、外務省政務局編『現代支那人名鑑』1915年）。

の経費調達案は測量実施時あるいは実施後に調達しうるものであり、当面必要な経費は特定の財源を設定して確保する必要があること、などである。そして、財政部の提案に配慮して若干の修正をした事業計画を改めて提出したが、長く決裁を得ることはできなかった(14)。

また、この間、財政部は自らが提案した経費調達方法について、事業の優先的な実施が予定されていた京兆地域の地方長官である京兆尹に諮問していた。その結果、京兆地域は貧しく災害も連続して民生は極度に凋落しており、いかなる方法をもってしても民間ではその経費を負担できないという返答を受け取っていた。なお、この場合の事業経費は、アメリカ合衆国・ドイツ・フランス・日本・台湾などの実績をもとに京兆地域20県を対象として計上されていたという(15)。

こうした事情を背景として、1915年3月から財政総長に就任していた周学熙は、経界局とは別個に独自の田賦整理の方法を構想し始める。それは、経費のかからない即効性を重視した方法であり、やがて「田畝調査大綱8則」にまとめられた。その基本方針は、経界局のような専門機関を設けず、各県知事が県内を若干区に分ち、区ごとに「士紳」一人を責任者に任命し、これに数人の協力者を配置して1筆ごとの土地調査を行わせ、そのデータを財政部に報告させるという極めて簡便な方式であり、土地測量については、報告内容に疑いがある場合のみ簡略に実施することになっていた。この方法は、9月には大総統の裁可を得て、いくつかの地域でその実施が試みられた(16)。経界局の事業規模や経費調達などをめぐる政府内部の見解の分岐は、適切な調整がなされないまま、全く異なった方針の併存・分裂状況を招くことになったのである。

このような政府内部の方針の不一致は、経界局の存立そのものに関わる法整備においても、当然のことながら影を落としていく。経界局は1915年の4月から5月にかけて自らの組織と事業遂行に関わる諸条例案（「経界局暫行編制」「経界行局条例」「経界審査委員会条例」「各省経界籌備処章程」「経界条例」）を作成し、大総統にその公布を申請した。ところが、大総統の回答は、極めて冷淡なものであった。すなわち、経界局の職権は財政・内務・農商3部に関係すること、その事業は財力の制約により漸進的に実施すべきことを述べた上で、経界局官制はさしあたり制定しないという明確な判断を示し、その他の諸条例は一括して財政・内務・農商3部で共同で検討することを指示した。さらに、これを受けた財政・内務・農商3部は意見の調整がつかないという理由で、この案件は後述するように16年2月まで放置された(17)。

他方、京兆地域の実施機関として設置された京兆経界行局の方はどうであっただろうか。1915年4月2日に京兆経界行局の坐辦に就任した衛興武は、日本が朝鮮で実施した土地調査事業の支部組織をそのまま真似て行局の機構を整え、経界局が立案した計画に沿って業務遂行の準備を進めていた(18)。

ところが、ここでは京兆地域にすでに設置されていた類似の既存組織との権限の調整が問題として立ち上がるようになった。同地域では京兆尹沈金鑑の提議によって清查地畝処がすでに設置され活動を開始していた。清查地畝処の事業は主として土地所有者の自己申告によって土地を把握することであり(土地測量は補助的に抽出・実施)、それは経界局の事業の予備調査としても位置づけられ、京兆地域に経界行局が成立すればこれに吸収・合併することが予定されていた。衛興武は、その既定方針に沿って、清查地畝処を経界行局に接收する具体案を大総統に提案し、5月5日には大総統の批准を受けた。

ところが、ほどなく財政部からこれとは相矛盾する次のような提案がなされた。すなわち、京兆地域には官・荒・屯・衛各田および清朝内務府等の租田が多く、これらの純粋な官産ないしは官産の性質を含んだ土地の整理については、清查地畝処がすでに一定の成果を上げ、民間から費用を徴収して収入も得ている。したがって清查地畝処を清查官産処に改組してその業務を継続し、これについては経界行局の事業範囲から除くというものであった。しかも、この財政部の提案が、5月16日に、大総統の批准を受けてしまったのである。このため、経界行局による先の接收案は事実上無効となり、同月、京兆清查官産処と各県分処が新たに成立し、経界行局と併存することとなった。

この措置に不満を持った衛興武は、本来経界局の事業対象に官産・民産の区別はあり得ず、このままでは責任が分散し組織・権限が重複するため経界行局の事業遂行に支障を来すとして、意見書を経界局に提出した(19)。

ところが、その後、15年11月に、蔡鍔が病気を理由に経界局督辦を辞職して北京を離れてしまった。蔡の辞職は、前述した経界局の事業に対する政府内部の非協力とも無関係ではなからうが、主要には帝制へと傾斜する袁世凱の政治姿勢に対する反発があったと考えられる。蔡の反袁武装蜂起は、辞職後まもない12月25日に雲南省で始まる。ともあれ、蔡の職を引き継いだのは、京兆清查官産処の設立を主張した財政部の次長である龔心湛であり、このために、衛興武の議論はしばらく棚上げにされることになった。

3 事業の縮小と具体化

以上のように、経界局の事業遂行の準備は様々な面で暗礁に乗り上げていた。しかし、経界局の事業がまったく停止してしまっただけではなかった。全国規模の事業計画については政府内の合意が形成されないまま、1915年後半から局地的な実施計画のみの具体化が進行していく。

すなわち、1915年6月2日に政事堂で経界会議が開催され、京兆経界行局が提案していた段階的な実施計画に沿って事業の遂行が決定されたのである。ただし、この段階では、本格的な土地測量に先立って実施される土地に関する予備調査については、財政部の管轄、すなわち京兆尹が設置した清查官産処の管轄とされた。また、測量についてはさしあたり京兆地域の1、2県に限定して実施することになり、その経費は財政部が調達することになった。この方針が大総統の批准を受け、ここに経界局の事業が初めて具体的に決定されたのである。試験的な実施対象として選定されたのは、京兆地域内の涿県および良郷県の2県であり、測量はアメリカ合衆国で実施された経緯網測量（涿県の場合）および日本の朝鮮土地調査事業で実施された三角測量（良郷県の場合）が採用された。実施期間は2年間であり、1915年7月から12月まではその準備期間として設定され、16年1月から翌年の年末までにすべての測量を完了する予定であった(20)。

この決定に伴い、いくつかの準備措置が次々と講じられていく。

その第1は、予算が確定し、民間からの費用の徴収方法が決定したことである。財政部から配分された額（約32万7千元）は涿・良郷2県のみ経費であり、当初、京兆地域20県全体を対象として計上されていた額（440余万元）と比べれば7%余りに過ぎなかったが、これによって事業開始の資金的な裏付けが実現した。また、民間からの費用の徴収については、京兆各県の民力の疲弊を考慮して、「帯徴費」（所有地の面積に応じて一定期間徴収）は事前に徴収せずに測量完了後に徴収すること、「方単費」（前出、「局照費」とも呼称）は少額に抑え、すでに官産清查時に同種の費用を徴収していた場合はこれを充当することが決められた(21)。

第2は、実務を担う人材を短期的に養成する経界伝習所が設置されたことである。同所は、技術科と事務科に分けて学生を募集し、1915年10月から翌年2月まで講習を行って技術科90名、事務科35名を卒業させた。卒業生は郊外で実地練習を終えた後、現地の実施機関の職員として任用された(22)。

第3は、事務の簡素化の要請を受けて、一定の組織の再編を実施したことである。すな

わち、1915年12月には京兆経界行局が撤廃され、経界局が事業遂行を直接管轄することになり、現地の実務に携わる涿良分局が涿県の県域内に設置された。これに伴い、京兆尹が実施していた官産清查は停止された。なお、行局に配分されていた予算は測量技術者を養成する経界学校の経費に回された。経界学校は、経界伝習所とは異なって将来の経界局の事業拡大に伴う人材需要の増大に備えたものであり、1916年9月に開学する予定であった(23)。

第4は、長く懸案になっていた法整備が事業規模の縮小に応じた形で行われたことである。事業が実施段階に入ると、事業遂行に関わる諸規則の制定が早急に必要となり、そうした情勢を受けて、1916年2月、内務・財政・農商3部はかつて経界局が提出した諸条例案に対してようやく次のような回答を示した。すなわち、諸条例案のうち最も重要な「経界条例」は、「多く各国成文を採用しており、我が国の地方民情に合わない」として、その施行を否定し、涿・良郷両県の測量には別の「試辦章程」を作成すべきであると主張した。また、その他の諸条例案についても、各省においてはすでに財政部が大総統の裁可を得た田賦整理の方法があるなどの理由ですべて否定された。この回答が2月25日大総統の裁可を得たために、経界局は全国各省に一律に適用する法整備をあきらめ、京兆地域だけに適用する新たな諸規則（「京兆経界暫行章程」「京兆経界分局暫行章程」「土地陳報規則」「選任経界董事規則」「京兆経界預査規則」）を作成し、その施行が3月21日に許可されたのである(24)。

こうして準備を整えて、経界局は予定よりやや遅れて1916年3月から事業の実施に着手した。すなわち、3月15日に涿県の予備調査を開始して必要なデータの収集を行い、4月17日に本格的な土地測量が開始された(25)。

4 騒擾事件と経界局の廃止

ところが、土地測量を開始してわずか20日足らずで、住民による騒擾事件を引き起こすことになった。そして、この事件が経界局を最終的な廃止に追い込むのである。

涿良分局長雷振鏞および涿県知事朱元焜の報告によれば、事件の背景と概要は、以下の通りであった。涿良分局は事業開始に先立って、村民を集め繰り返し土地測量による諸利益を説いたが、村民の中には「官」に対する反感が根強く、一部では集団的な異議申し立て行動も表面化していた。このため、同地の「紳董」たちは県政府に対して測量の一時延

期を連名で請願したが、時すでに遅く測量班は出発した後であった。村民が反感を抱いた理由は、①芽吹いたばかりの作物を踏みにじられること、②同地には漏税地が多く、これが摘発され安値で国家に取り上げられること、の2点を危惧したためであったという。

事件は、5月5日に発生した。この日、涿良分局から派遣された測量各班が村に着くと、村民200余人が集まり、測量を停止するように脅迫した。これに怯えて班員が逃走すると、反抗する村民の数はますます増加し、いくつかの村の事務所が破壊され、測量機器が強奪されるに至った。その際、班員は縛られたり殴られるなどの暴行を受けた。県政府はこの知らせを聞き、軍隊と警備隊を派遣して村民を弾圧して散会させた。その後、同地の「紳董」たちが県政府に集まり、①捕らえた班員の引き渡し、②破壊した機器などの弁償、③首謀者の引き渡しと懲罰の3点を約束し、事件に参加した村民に対する寛大な処分を願い出た。この「紳董」たちの仲裁が功を奏して事態は一旦は収拾された。

ところが、まもなく近隣の易県で山北社という組織（実体は不明、涿県の村民騒擾の背後にも彼らが活動していた）が抗税暴動を起こし、参加者は2万人に膨れあがって、同県の県知事を担いで北京へ抗議に行くという大規模な騒擾事件に発展した。これも軍隊が弾圧したが、その影響を受けて状況は険悪化し、涿県の測量はますます実行困難となった。こうして、5月10日には、涿良分局は涿県政府とともに測量の一時的停止を経界局に請願するに至った。

経界局は、この請願を受けて、県内各地に派遣していた外業人員を全員呼び戻し、当面は製図作業などに従事させ、秋の収穫を待って測量を再開することに決めた。しかし、中央政府のすぐ間近で起こった騒擾事件とそれによる測量の停止は、同地域だけの問題にとどまらず、その他各省にも大きな動揺をもたらした。河南省などから事業中止を求める請願電報が次々と届き、ついに1916年5月24日、測量停止を命じる大総統申令が出された。続いて、政府内部の意見調整を経て、7月11日、経界局を撤廃する大総統申令が出され、ここに、経界局が準備してきたすべての事業の中止が決定された(26)。経界局はわずか1年半余りでその命脈は尽きたのである。

このあまりにあっけない経界局の廃止の背景には、1915年後半からの帝制運動、同年12月の袁世凱の皇帝就任受諾、これに反対する武装蜂起の勃発（いわゆる第三革命）を経て、翌年3月の帝制取り消しから6月の袁世凱の死去という一連の政局の激変と、それに伴う中央政府の求心力の低下があったのはいうまでもない。先の測量停止を命じた大総統申令にも、災害・兵火の多発による民生の困窮への配慮が強調されていた。なお、周

学熙が主導した前述の田賦整理も、こうした政局の影響を受けて停止された。

以上概観してきたように、経界局は全国的な土地・地稅制度の近代化を企図したが、その事業規模の巨大さのために、当初から政府内部の対立や方針の分岐を招き足並みが揃わなかった。そして、曲折を経て当初の事業計画は矮小化され、最後は中央政府の求心力が低下する中で地域住民の騒擾事件が発生し、その一突きによって脆くも撤廢の運命を辿ったのである。そもそも土地・地稅制度の近代化は、旧來の農村権力構造を基盤とした有力地主層の伝統的な既得権を掘り崩すため、強い抵抗も予想された事業であった。当時の中国の現実には、そのような大規模で困難を伴う事業の遂行にとって必要な政府内部の意思統一、政局の安定、地域社会からの一定の合意調達などの諸条件をいずれも欠いていたといわねばならない。その後、経界局と称する機関は1920年に復活したが、このときはわずか数ヶ月で姿を消している(27)。

第3節 経界局の事業計画立案と日本

1 財政部日本人顧問常吉徳寿の主張

さて、次に経界局と日本との関わりについて見ていこう。すでに前述した中からも、経界局の立案には日本留学経験者が多く関わり、日本をはじめ諸外国の経験が参照されていたことがうかがえるが、ここでは、日本からの影響についてやや立ち入った考察を試みたい。

まず、取り上げたいのは、経界局の理念形成に大きな役割を果たしたと思われる常吉徳寿の主張である。常吉徳寿は、日本の財政専門家であり、当時、北京政府の財政部賦稅司の日本人顧問として招聘されていた。後に経界評議委員会のメンバーとなる晏才傑(財政部僉事)は、彼について次のように紹介している。すなわち、常吉は顧問就任以来、中国の現状についてその利弊を直言し、財政部に対する貢献は少なくない。とりわけ地稅改革や土地測量については日頃から資料を探し求めて幅広い言論を展開し、たとえば「整理田賦意見書」「調査土地之目的」「経界局編制」などの論述は中国人研究者に資すること計り知れない。その内容は個々に中国の現実に適しない点もあるが、採用すべきところはすこぶる多く、幸いにして経界局もこれに留意しているという(28)。

ここでは、常吉徳寿の当時の言動を全面的に検証することはできないが、とりわけ経界

局の事業理念と密接な関わりを持つと考えられる「土地清丈之目的」と題された評論を検討対象にしたい。この評論は、経界局が設置された直後において、財政部発行の『税務月刊』および一般商業紙の『天津大公報』に掲載されており、当時においてはかなりの注目を集めていたと考えられる(29)。この評論における常吉の主張は、論点がやや錯綜しているが、なるべくその論理展開に即して再構成してみよう。

まず、常吉は冒頭において、「一般の人士は土地測量の目的は田賦の増加にあるととらえているが、これは誤りである」と断言する。その上で、次のように持論を展開する。「土地の種類・面積・収益の多寡・所有者の姓名などを調査して土地台帳と地籍図を作成」すれば、一面では土地所有者に対して「その所有権を確実に証明する」ことができ、他面ではこれを徴税の根拠として、「脱漏・重複の弊害を杜絶し税率を改革して負担の公平を謀る」ことができる。

それでは、そのことがどうして重要なのか。常吉はいう。国民の中でも「土地を持つ者は不動の恒産を生活の基礎としており、故に、その愛国の観念はとりわけ強い」、「国家はこうした人民を結合させ国本を固めることが原則である」。したがって、彼らの権利を確認し保護することは、「財政経済の目的」に出たものではなく、「国家政治の大計」にもとづく。

ところが、現状はどうか。確実な地籍や権利の保護がないために、土地所有者の権利は極めて不安定で拠り所がない。このため、土地をめぐる紛争は止まず、裁判に訴えても正確で公平な判決は望めず、狡猾な連中がこれを食べ物にして私腹を肥やす。こうした中で一般の小民は怨みを抱き、政府の威信は失墜している。「地籍を確定し紛争を杜絶しなければ、政府の威信を築くことはできないのである」。

さらに、常吉は、土地所有権の保障がもたらす効能について議論を重ねていく。すなわち、土地所有権が確実に保障されれば、土地が資産として有効に運用され、資本へと転換することによって金融の活性化がもたらされる。そして、このような状況になれば、土地価格が騰貴し、人民の土地への愛着も強まって土地の開発事業が促進され、国家の産業は発展するのである。

次に、もう一つの論点である負担の公平化の方に話題を転じる。常吉は、土地把握の杜撰さによって税負担が不公平となっている現状を示し、その是正は「国家が人民に対して果たすべき任務」であると主張する。しかし、そればかりではない。「国家の自衛政策」の上からもその是正は必要なのであるという。なぜなら、負担の公平化は、人民の納税能

力を高めて財政収入を豊かにし国家の安泰をもたらすからである。

ただし、測量の結果、国家の財政収入が増えることは事実であるが、測量の目的は増税ではない。ここで、冒頭の主張が改めて繰り返される。たとえば、日本の場合、地租改正を実施した結果、3割以上の漏税地を検出した。いま中国で土地測量を行えば検出される漏税地の割合はこれに止まらないであろう。仮にその割合が5割であるとする、田賦収入は3000万元の増収となる。もしこれを比較的税負担の重い地域の軽減に回せば、負担の公平化につながる。これは「仁政」なのである。

次に、以上の議論を踏まえて、土地測量が人民の騒乱を醸成することへの危惧に対する反論が展開される。常吉によれば、今日における土地測量の目的は増税ではなく負担の公平化であるから、かかる危惧は前近代的な観念から出たものに過ぎない。日本本土や沖縄における土地測量ではかかる騒乱を聞かないし、朝鮮ではむしろ人民の歓迎を受け政府に対する信頼を獲得した。江蘇省で測量が実施された各県においても事情は同じであって、2、3の反対はあったが、それらはすべて地籍の混乱を利用して私利を図っていた「荘書」（胥吏）・「地棍」（ごろつき）からのものであったという。したがって、「土地測量の実施は、人民から歓迎を受けるのであり、騒乱の虞はない」。

ここで、議論は一転して、土地測量と「民権の伸張」との関連に及ぶ。常吉によれば、「民権の伸張」のためにはその地域における「一定の恒産を持った人」を「中堅」としなければならない。そうでなければ「民権の伸張」は「無頼・暴民の専制」に流れ、不幸にして彼らを社会の「中堅」とすれば、「国家の健全分子である地主」を必ず損い、全国を騒乱に陥れる。したがって、土地測量は財政経済の上からみて必要であるというばかりではなく、「行政制度の改良、民権の伸張、自由の発達」とも密接な関係にあるという。

最後に、最近の経界局設置に至る動きは自らの主張と合致し、感服していること、土地測量の受益者は土地所有者であるから、国家財政が逼迫している際には、彼らに少額の負担を強いることは誤りではないことを述べて議論を締めくくっている。

以上、常吉の主張をその論理展開に沿って辿ってきたが、総じていえば、土地測量の目的をたんに財政上の必要にとどめず、なによりも土地所有権の確実な保障と税負担の公平化に求め、その意義を近代国家を支える基盤の構築として大きく位置づけている点に特徴がある。その際、「一定の恒産を持つ」土地所有者が国家を地域社会において下支えする「中堅」とであると措定し、彼らの利益の保護および権利の伸張は、国家の安定・発展と相関関係にあるととらえられている。このような議論の基底には、日本およびその支配地域

で実施した土地調査・地租改正事業に対する肯定的な評価とそれへの強烈な自負があったのはいうまでもない。このような近代日本の経験に裏打ちされ近代ナショナリズムを色濃く内包した常吉の主張は、当時の袁世凱政権のブレインたちに大きな影響を与えたことは想像に難くない。前述したように、財源の拡大を直接の動機として始まった経界局の事業計画は、その初発の段階から財政上の必要を越えた政治理念を打ち出していたが、その背景の一つに、以上のような見解をもった財政部日本人顧問の存在があったことを想定して誤りはなかろう。

2 調査員の海外派遣と編訳所の活動

経界局と日本との関わりについて、次に取り上げたいのは、調査員の海外派遣と編訳所の活動である。前述のように、経界局の事業理念の形成に近代日本の経験に裏打ちされた日本人顧問の見解が関わっているのであれば、当然、日本およびその支配地域における土地調査・地租改正事業に対してより詳細な検討が要請されたはずだからである。

まず、経界局による調査員の海外派遣に先立って、台湾における日本の土地調査・地租改正事業については独自に視察が行われていた。すなわち、経界局が設置され全国規模の事業計画が立案される前に、福建省では対岸に位置する台湾の土地調査・地租改正事業の成果に関心を寄せ、1914年9月、大総統の許可を得て詳細な現地視察が行われた。派遣されたのは、早稲田大学卒業、前司法部編纂という経歴を持つ程家穎という人物であった。彼は、台湾の面積は福建省の約半分であり、その田賦原額は毎年90余万元であったが、日本による地租改正の結果、その額は300万元、すなわち約3倍に増加したことを報告している。また、日本の調査手続き・経費・期間・整理方法についても逐一詳細な報告を行ったという。この報告を受けた福建巡按使許世英は、台湾に倣って福建省においても土地調査を実施することを大総統に提案している(30)。このような海外での実地報告を伴った地方からの積極的な提案は、当時進行中であった経界局の事業計画の立案を強く後押ししたように思われる。

経界局の事業計画に調査員の海外派遣が盛り込まれたのは、以上のような事情が関わっていたのである。ただし、蔡鍔の計画はより大がかりなものであって、派遣調査の対象は日本とその支配地域に限定されず、中国国内も含め広く周辺諸地域に及んでいた。すなわち、朝鮮および東三省調査員として殷承燾（総統府軍事諮議陸軍中將）、安南および広東

広西調査員として唐豸（参謀部顧問陸軍少将）、インド・ビルマ調査員として譚学夔（前吉林都督参謀長陸軍少将）、日本および台湾調査員として周宏業（前代理財政部次長）を任命することを提案したのである(31)。

ところが、この提案に対して財政部は経費節約の観点から調査期間を限定し重要度の高いものだけに絞るように要請した。経界局がこの要請を受け入れたため、前述の派遣調査の提案がすべて実行されたわけではなかった(32)。このときの海外派遣調査として報告が確認できるのは、朝鮮（殷承瓚）、安南（唐豸）、九龍（譚学夔）、関東州（殷承瓚）の4地域である(33)。いずれも、植民地化ないしは租借された旧中国領や国境を接する近隣地域であり、土地調査を実施した事業主体でいえば、日本（朝鮮・関東州）、フランス（安南）、イギリス（九龍）の3国である。これらに前述した台湾報告を加えれば、日本が占める比重の相対的な大きさがうかがえよう。

また、調査員の海外派遣と並んで、経界局がその事業計画の指針づくりのために設置した編訳所の活動に目を転じれば、参照対象としての日本の比重は一層顕著になる。前述したように、中国内外の関連図書の収集・翻訳事業は、経界局の当初の計画に盛り込まれていた。経界局は、陳寅恪を主任に任命し各国の言語に精通した者を招聘して編訳所を設置し、その業務を担わせたのである。編訳所は、その活動の成果として『中国歴代経界紀要』『各国経界紀要』を編纂し、1915年7月には、蔡鍔がこれを大総統に提出した(34)。

ここで注目すべきは、後者の『各国経界紀要』(35)の方である。その内容は、経界局の事業に参考になるような各国各地域別の土地調査の実例を、収集した海外文献と前述の派遣調査報告にもとづいてとりまとめたものであるが、その構成を一瞥すれば、編纂を監督した経界局の関心の所在が自ずと浮かび上がってくる。取り上げている国家・地域とその分量（頁数）を列挙すれば、以下の通りである。日本—57頁、琉球—38頁、台湾—77頁（付録50頁を含む）、朝鮮—45頁、関東租借地—24頁、安南—8頁、フランス—4頁、ドイツ—8頁、アメリカ合衆国—6頁、九龍租借地—4頁。日本およびその支配下で実施した土地調査・地租改正事業についての叙述が、頁数にして実に全体の9割近くを占めているのである。ここから、経界局が参照した各国各地域の土地調査の中で日本が実施した事業が突出していたことを確認することができる。

その理由としては、経界局内部における日本留学経験者の比重の高さ、地理的な近さ、自然条件や農業形態の類似性などが、まず考えられる。しかし、そればかりではなく、日本による事業の特徴も深く関わっていたように思われる。一般に、日本およびその支配地

域における土地・地稅制度の近代化は、これに先立つヨーロッパ諸國の経験に学びながら実施されていたのであり、その特徴は、他國・他地域の場合と比べて迅速性と徹底性において際だっていた点にあった(36)。このような特徴が、前述した強力なナショナリズムに着色された理念提示と相まって、日本による事業に視線を集中せしめたのである。

このような事情が反映して、たとえば、京兆經界行局の組織には朝鮮土地調査の支部組織がそのまま模倣され、京兆地域の良郷県における土地測量には朝鮮土地調査の方法が採用された(前出)。また、測量後における稅額の決定には、日本の方法に倣って法定地価を算定し、これを根拠にするという計画も作成されつつあったという(37)。なお、日本の事業のうち朝鮮の事例が重点的に選ばれているのは、朝鮮の土地調査事業が日本本土・琉球・台灣など日本が各地で次々と実施してきた事業の経験を踏まえてその集大成として取り組まれており、その結果、もっとも迅速な事業展開を示していたからであろう(38)。しかも、朝鮮土地調査事業は1910年から本格的に始まり18年に終了していることからすれば、經界局の事業計画は、まさに朝鮮土地調査事業が中盤から終盤へと至る時期に始まったことになる。經界局は、日本による事業の最新の展開過程を朝鮮において目の当たりにしながら、自らの計画立案に取り組んでいたのである。朝鮮が重視されたのは、けだし当然であった(39)。

しかし、經界局が日本の事業から受けた影響は、個々の具体的な方法や組織の面に表れているばかりではない。その最大の影響は、土地・地稅制度の近代化を迅速かつ徹底的に、しかも全国統一的な事業として遂行しようとした、その姿勢にあったように思われる。この点は、前述したように、まさに日本における土地・地稅制度の近代化における特徴そのものであった。このような特徴を、仮に土地・地稅制度の近代化における日本モデルであるととらえるならば、經界局の当初の事業計画は日本モデルにもとづいていたのである。

そういう意味からいえば、たとえば、周学熙が經界局の事業計画を事実上無視して、田賦整理のより簡便で不徹底な方針を提起したことは、この日本モデルからの脱却として位置づけることができる。また、經界局が作成した「經界條例」を「我が國の地方民情に合わない」として退けて、全国画一的な執行体制の構築を否定した内務・財政・農商3部の姿勢も、同じ脈絡で理解することもできよう。經界局の事業が曲折の中で矮小化されていく事態は、とりもなおさず、土地・地稅制度の近代化における日本モデルから離れていく過程にほかならなかった。

第4節 国民政府時期における課題設定の変容と日本

1 モデルの転換

国民政府時期になると、農村土地行政をめぐる情勢にいくつかの重要な変化がもたらされる。その一つは、中央税と地方税が明確に区分され、田賦は地方税に振り分けられたことである。この措置によって、土地・地稅制度の近代化を推進する課題は制度的には省政府が担うことになり、各省が置かれた諸条件に応じた取り組みがなされた。そうした中で、日中戦争の直前には北京政府が果たし得なかった土地・地稅制度の近代化を省内部において軌道に乗せることに成功した省政府がいくつか出現することになった。その詳細については、筆者の一連の論文を参照されたい(40)。ここでは、北京政府時期に比べて格段に強化された中央政府による様々な形態の方向づけが行われていたが、あくまで省政府の力量に応じた政策努力が事態を主導していたように思われる。

もう一つは、孫文の平均地權論の実行が政權の正統性に関わる政策課題として大きく浮上したことである。孫文の平均地權論は、周知のように、資本主義經濟の發展がもたらす社会矛盾を土地問題に即して緩和・解決することを意図していた。その理論形成には、J.S.ミルや H.ジョージなどの土地課稅論の影響を受けているが、一方で実際に行われた政策として膠州灣岸地帯のドイツ租借地における土地行政が重要な役割を果たしていたことが指摘されている(41)。こうした事情が背景となって、国民政府の土地行政の立案には日本よりもドイツとの関わりが強まることになった。とりわけ、A.ダマシュケ(A. Damaschke)を中心としたドイツ土地改革同盟の思想的影響が顕著であった。

たとえば、国民政府土地行政の指針となった土地法(1930年6月公布、36年3月施行)は、土地・地稅制度の近代化に関する詳細な実施順序が盛り込まれるとともに、なによりも孫文の平均地權論の具体化を目指す点に特徴があり、ドイツ人 W.シュラーマイエル(W. Schrameyer)の著書等を参照して作成された。シュラーマイエルは、かつてダマシュケのドイツ土地改革同盟の秘書を務めた経歴を持ち、上述したドイツ租借地の土地行政において中心的役割を果たした人物である。その業績を買われ、彼は1923年に孫文によって広東政府の顧問として招聘されている。

また、国民政府土地行政のブレイン集団として1933年1月に結成された中国地政学会は、ドイツ留学帰りが主導的な地位を占めていた。中国地政学会の理事長である蕭錚は、

ドイツのベルリン大学留学中にダマシュケの薫陶を受け、その後も強い絆で結ばれていた。このほか、同会の有力メンバーでドイツ留学経験者としては、祝平（ライプチヒ大学）、高信（フライブルク大学）、湯恵蓀（ベルリン大学）、黄通（ボン大学）などを挙げることができる(42)。これに対して、同会の指導者に日本留学経験者がいないわけではないが、日本の影の薄さは機関誌『地政月刊』に日本を扱った専論記事がほとんど見いだせないことに明瞭に示されている。この点は、前節で紹介した経界局の計画立案の場合とは著しい対照をなしている。

総じていえば、国民政府時期においては、北京政府が実現できなかった土地・地稅制度の近代化をいくつかの先進地域で推し進め、日中戦争直前には地方レベルにおいては相当の成果を挙げていた。しかしながら、国民政府の政策意図はこれにとどまらず、孫文の理念にもとづいて社会政策的な観点からこれに税制上の改良を加えることが課題として強く意識されていた。同じ脈絡から自作農創設への政策志向も次第に顕在化していく。このような国民政府にあつては、日本の土地行政を自らの最終的なモデルとするような関心はずでに後景に退いていたのである。

2 戦後の再建と日本への眼差し

以上のような国民政府が日本の土地行政に再び目を向ける契機は、日中戦争の終結直後において巡ってくる。ここでは、この時期の日本への眼差しを本格的に論じることはできないが、若干の事例を紹介しておきたい。

その一つは、このとき、国民政府は日本が統治していた台湾や旧「満州国」を接收する課題に直面し、そうした地域でかつて日本が実施した土地調査・地租改正事業の成果に改めて向き合うことになったことである。

たとえば、1946年12月、国民政府主席東北行轅政治委員会は、旧「満州国」統治下で日本が実施した地籍調査を国民政府としていかに利用し取り込むべきかという問題を行政院地政署に打診している(43)。この問題と関わって、翌年1月、遼北省政府は、旧「満州国」地籍調査についてその施行地域・実施順序・測量方法・成果の精度・地籍原図の現存状況など逐一詳細に検討した「遼北省偽滿時期地籍整理之概要及成果精度検討報告書」を地政署に提出した。ここでの問題は、国民政府土地法の関連諸規定との整合性をいかに図るかという点にあった。旧「満州国」における日本の地籍整理は未完の事業であり、極

めて厳密な一筆ごとの土地測量を伴った「精密調査」が実施された地域と、そうした測量を伴わない「応急調査」が実施された地域が併存していた。地政署は先の「報告書」にもとづいて、とくに「応急調査」の方を重点的に問題にし、これによる成果は利用しがたいという見解を表明していた(44)。いずれにせよ、先の「報告書」に見られるように技術的な細部にわたる専門的検討がすぐさま行われたのであり、それが可能であった背景には、戦前以来、国民政府が先進地域において土地・地租制度の近代化を推進し軌道に乗せてきた経験の蓄積があったといえよう。そこでは、かつてのように日本の事業をモデルにするのではなく、自らの基準にもとづいて日本の事業が点検されていたのである。

もう一つは、国民政府内部の土地改革を目指す勢力が、戦後日本の農地改革の行方やその問題点についても注視していたことである。

1947年4月、中国地政学会は中国土地改革協会を発足させ、同協会は翌年2月に、「土地改革方案」を公表し、その全国的な即時実施に向けた取り組みを本格化させていた。彼らが目指した土地改革は、次章で論じるように、理論的には孫文の思想に由来し、その具体案作りは戦前から始まっており、戦中には局地的な実験も行われていた。「土地改革方案」はそうした活動の延長線上に位置づけられるが、現耕作者の土地取得を優先した地主的土地所有の有償廃止という基本方針は、戦後日本の農地改革の方針と共通していた(45)。したがって、彼らからすれば、自らの長年の構想と類似した改革が戦後占領下の日本で先取的に実施されたことになるわけであり、これに対して無関心であったとは到底考えられない。1948年4月頃の中国土地改革協会の機関誌『土地改革』には、公表されたばかりの「土地改革方案」をめぐる多くの評論が掲載されているが、その中に混じって、戦後日本の農地改革を論じた一文も発表されていた(46)。

同論文の特徴は、まず第1に、日本において進行中の農地改革の内容について、大筋において肯定的に評価しつつ、具体的データにもとづいた客観的な紹介が叙述の中心になっている点である。この点は、中国土地改革協会の内部において日本の農地改革に関する一定の情報収集と検討がなされていたことをうかがわせる。

第2の特徴は、地主や一部の知識人など反対勢力が提示する理論的根拠や、改革の実施過程において直面する現実の阻害要因に対しても周到な注意を向けている点である。その中で、とりわけ論者が重視しているように思われる点は、①執行権力の強力な指導性の必要と、②土地改革によっても解消されない農業経営の零細さの問題であった。明示的に論及されているわけではないが、いずれも中国において同様な土地改革を実施した場合に直

面するであろう重要な課題にはかならなかった。

①についていえば、次のように論じている。日本の農地改革における主要な障碍は、政府および村落内部における地主勢力にある。農地改革の主な執行機関は村の「土地委員会」（実際の名称は農地委員会）であるが、そこにおける地主代表の定数が少ないといっても村の有力者である彼らの権威は委員会全体に影響力を及ぼすことができる。他方、定数が多くても小作人代表は政府の法律よりも村の有力者の意向を優先させる傾向にあり、彼らの主体的な政治力にも期待できない。したがって、占領軍総司令部および日本政府の役割がとりわけ重要なのであり、現実には農地改革が順調に成果を挙げつつあるのは、その「態度の強固さ」、つまり強い指導性があったためであるにとらえている。

中国土地改革協会の「土地改革方案」においても、土地改革の実務を執行するのは各地の佃農委員会（後に立法院に提出された「農地改革法草案」の場合は、農地改革委員会に改称）とされており、同様な問題に直面する可能性を意識していたように思われる。ただし、日本の農村社会の中に農地改革を受け入れる基盤を見出そうとする視点はなく、成功の要因を専ら執行権力の側にのみ求める見方は、事実認識として一面的であることは指摘しておきたい(47)。

②の議論は、日本の一部の知識人が農地改革に反対する有力な根拠として挙げた論点であり、これに対しては、改革推進側の次のような反論を紹介している。すなわち、反対派が主張するように農業の集団化・機械化によって経営規模の拡大をはかったとしても、現状においては日本農業の長所である土地生産性の高さをむしろ損なう結果となり、また、不要となった過剰労働力を農村に滞留させてしまう。経営規模の拡大が優位性を発揮するには一定の条件が必要であり、その条件のない現状においては小農経営の形態は保存する価値があるといった反論である。

しかし、論者によれば、農業経営の零細さが農民の収入を低く抑制し、その生活水準を向上させないことはもとより「疑いえない事実」であり、日本の農地改革が「いかに徹底的に実施されても、日本の土地問題を完全に解決することはできない」。日本の農地改革は「ただ目前の土地問題を解決する暫定的な方法に過ぎない」のである。農地改革の小作農救済的および民主的意義を積極的に評価しながらも、農業経営の観点からその成果の限界にも視線が注がれていたのである(48)。このような観点から、日本政府が小作人に農地を売却する場合、同時に細かく分割された農地の合併・整理を進めていた点に注目し、この点は日本農業の将来に貢献するとして高く評価している。

自作農地の適正規模を実現・維持するための配慮は、中国共産党の土地改革には見られない中国土地改革協会の土地改革プランの特徴の一つであった点を、ここでは想起しておきたい。「土地改革方案」においても、農業経営の健全化のために、農地の区画整理によって経営面積の拡大・調整をはかることや、農業合作社への加入を自作農に義務づけることなどが規定されている。

以上のように、国民政府内部の土地改革を推進する勢力は、強い実践的な関心にもとづいて戦後日本の農地改革の進展を注視しており、その視線の背後には、自らの土地改革プランを実施した場合に直面するであろう問題群が強く意識されていたのである。

ただし、戦後国民政府の日本に対する眼差しには切実な関心が含まれていたとはいえ、それは自らの基準にもとづいた観察であって、かつての北京政府時期のように日本の事例を自らの事業展開のための直接のモデルにしようとするものではなかった。この点は、北京政府時期の経界局の場合とは対照的であったといわねばならない。

註

- (1) 宮嶋博史「東アジアにおける近代的土地変革——旧日本帝国支配地域を中心に——」中村哲編『東アジア資本主義の形成——比較史の視点から——』青木書店、1994年。
- (2) 野田公夫「第二次大戦後『土地改革の時代』と日本農地改革——比較史的視点からの日本農地改革論——」歴史と方法編集委員会編『歴史と方法2、都市と言語』青木書店、1998年、同「戦後土地改革と現代——農地改革の歴史的意義——」『年報・日本現代史』第4号 [アジアの激変と戦後日本]、1998年、同「戦後土地改革の論理と射程」(『土地制度史学』[別冊・二〇世紀資本主義—歴史と方法の再検討—]、1999年、庄司俊作『日本農地改革史研究—その必然と方向—』御茶の水書房、1999年、など参照。
- (3) なお、本章で取り上げる事業のほか、民初における土地・地稅制度に関わる主な改革としては、以下のようなものがある(以下の要約は、主として日本銀行臨時調査委員会『支那ノ稅制』1918年4月、15～52頁、天野元之助『中国農業經濟論』第2卷、龍溪書舎、1978年[原出は1942年]、1～38頁、などの叙述にもとづく)。^①従来銀兩ないしは現物の重量(この場合の単位は「石」)にて表示されてきた田賦課稅額を、所定の基準に従って銀元に換算して表示したこと。

ただし、その所定の換算基準は地方によって異なっており、また銀元への換算命令そのものが貫徹しなかった地方も残された。②様々な名称をもって付加徴収されていた従来の徴収経費を整理し、田賦正税に組み入れたこと。ただし、その後も雑多な田賦付加税が新たに登場し増加していく。③多様で複雑な来歴と性格をもった官有地を整理し、その一部を民間に払い下げたこと。この点については、本論序章の注(17)も参照。④手数料を徴収して「契」(土地の売買や質入れに際して作成される土地の権利証書の一つ)の点検・登録を行ったこと。ただし、これは手数料徴収による財源捻出を主眼としており、土地の権利関係を正確に記録する効果はほとんどなかった。なお、これに反対する民衆運動については、内山雅生「民国初期、華北農村における験契の実施と民衆運動——1914年の『樂安県知事殺害事件』を中心に——」(『駿台史学』第66号、1986年)がある。

- (4) 江蘇省宝山县では、1906年の「紳董」の発起により土地測量が開始され、1911年7月に事業を完了したとされている。しかし、これによる課税面積の増加は1600畝に過ぎず、その数字は後述する国民政府時期に土地測量を完了した各県の数字に較べれば、あまりにも微細である。しかも旧来の「科則」(土地の等級に応じて設定された単位面積あたりの税額)の改定や地価の算定などは行われなかった。このほか、清末民初に土地・地稅制度の近代化に向けた改革の試みとして、江蘇省の南通県、崑山県、福建省、黒竜江省の事例があるが、具体的な成果をあげるには至っていなかったようである(経界局編訳所編『中国歴代経界紀要』1915年7月、附編、1～78頁、『支那ノ税制』(前掲)、24～26頁、天野元之助・前掲書、第2巻、126頁)。
- (5) 浜口允子「袁世凱政權の經濟政策—田賦改革とアメリカ借款—」『辛亥革命研究』第7期、1987年11月。
- (6) 同上、4～6頁。
- (7) 『支那ノ税制』(前掲)、26頁。内務部編訳処『民国経界行政紀要』1917年、1～2頁。
- (8) 『政府公報』第936号、1914年12月12日。なお、この大總統申令は國務卿徐世昌が執筆したという(『天津大公報』同年12月15日)。因みに、当時の規定によれば、大總統の命令は次の4種類に分けられていた。「策令」—文武官吏の任免、爵位・勳章あるいはその他の栄典の授与に用いる。「申令」—法律、教

令の公布、条約、予算、各官署と文武職官に対する指揮・訓示、その他職権行使による案件に用いる。「告令」一人民に対する告示に用いる。「批令」一各官署の陳情に対する決裁・回答に用いる（錢実甫『北洋政府時期的政治制度』中華書局、1984年、下冊、403頁）。

- (9) 「内務・財政部呈遵令籌擬經界辦法擬請特派督辦大員設局編制文並 批令」1915年1月16日（『政府公報』第969号、同年1月19日）。
- (10) 「督辦經界局事務蔡鏗呈籌設經界局情形擬請飭刊關防文並 批令」1915年1月27日（『政府公報』第980号、同年1月30日）。
- (11) 士官学校を卒業した軍人がやや多いのは、彼らが測量や製図などの技術的素養を身につけていたからであろう。いずれにせよ、軍関係者の比重の高いそのメンバー構成を全般的に見れば、国民政府時期の中国地政学会に比べて、土地行政の専門家集団としての性格は希薄であるといわざるを得ない。
- (12) 『民国經界行政紀要』（前掲）、8～11頁。『支那ノ税制』（前掲）、27頁。
- (13) 『民国經界行政紀要』（前掲）、11～13頁。
- (14) 『民国經界行政紀要』（前掲）、13～15頁。
- (15) 『民国經界行政紀要』（前掲）、17～18頁。
- (16) 『支那ノ税制』（前掲）、28～30頁。
- (17) 「大總統批令」1915年5月26日（『政府公報』第1096号、同年5月27日）。『民国經界行政紀要』（前掲）、42～43頁。
- (18) 『民国經界行政紀要』（前掲）、30頁。
- (19) 『民国經界行政紀要』（前掲）、33～37頁。
- (20) 『民国經界行政紀要』（前掲）、56頁。
- (21) 『民国經界行政紀要』（前掲）、57～58頁、63～64頁。
- (22) 『民国經界行政紀要』（前掲）、59頁。
- (23) 『民国經界行政紀要』（前掲）、60～62頁。
- (24) 「財政・内務・農商部奏遵核經界局各項條例窒礙難行應請毋庸頒定摺」1916年2月25日（『政府公報』第55号、同年3月1日）。「督辦經界局事務龔心湛・会辦京兆經界事宜京兆尹王達奏修訂京兆經界各項単行章程規則擬請先行試辦摺」1916年3月21日（『政府公報』第81号、同年3月27日）。『民国經界行政紀要』（前掲）、64～65頁。

- (25) 『民国経界行政紀要』(前掲)、72～73頁。
- (26) 「督辦経界局事務龔心湛呈報涿県人民抗阻測丈暫行調回外業人員情形文並 批令」1916年5月13日(『政府公報』第132号、同年5月17日)。「大總統申令」1916年5月24日(『政府公報』第140号、同年5月25日)。『民国経界行政紀要』(前掲)、73～79頁。
- (27) 陳登原『中国田賦史』台湾商務印書館、1988年、234頁。
- (28) 晏才傑『田賦芻議』共和印刷局、1915年4月、第4章、15～16頁。晏は1915年7月29日付けで経界評議委員会会員に選任された(『政府公報』第1161号、同年8月1日)。なお、『天津大公報』によれば、経界局は常吉を顧問として招聘する予定であった(1915年1月20日)。実現したか否かは確認できないが、同局と常吉との関係の深さを示唆している。
- (29) 『税務月刊』第2巻第14号、1915年2月1日。『天津大公報』1915年1月29日・30日。
- (30) 「福建巡按使許世英呈為呈報設立福建土地調査籌辦處並擬訂章程經費概算表祈鑿文並 批令」1914年12月27日(『政府公報』第955号、同年12月31日)。
- (31) 「督辦経界局事務蔡鏗呈擬派專員殷承瓚等分赴朝鮮等處調査経界事宜請鑿核備案文並 批令」1915年2月10日(『政府公報』第993号、同年2月12日)。
- (32) 『民国経界行政紀要』(前掲)、12～15頁。
- (33) いずれも、『民国経界行政紀要』(前掲)に要約が掲載されている(19～29頁)。なお、朝鮮・関東州の調査報告を行った殷承瓚は、1903年に日本に留学し、陸軍士官学校工兵科を卒業した軍人であり、後に蔡鏗らの反袁軍事行動に参加し、護国軍の総参謀長を務めた(『民国人物大辞典』前掲)。
- (34) 『民国経界行政紀要』(前掲)、29頁。「督辦経界局事務蔡鏗呈恭進中国歴代経界紀要暨各国経界紀要文並 批令」1915年7月22日(『政府公報』第1155号、同年7月26日)。
- (35) 経界局編訳所編、1915年6月。
- (36) 宮嶋・前掲論文、184～185頁。
- (37) 「地租取法日本之確定」『天津大公報』1915年7月22日。
- (38) 宮嶋・前掲論文、180頁。

- (39) ただし、涿県の土地測量には、アメリカ合衆国の経緯網測量が採用されており、日本の事業があらゆる面でモデルとされたわけではない。経界行局坐辦衛興武は、経緯網測量と三角測量とを比較し、作業の繁雑さ、経費、所要時間、精度における前者の優位性を論じている（『民国経界行政紀要』（前掲）、69～72頁）。特定の国家が採用した方法を丸ごと導入するのではなく、当時においてより優れた技術を選択的に採用しようとする姿勢を持っていた。
- (40) 拙稿「1930年代国民政府の江西省統治と土地税制改革」『歴史学研究』第631号、1992年、同上「1930年代浙江省土地税制改革の展開とその意義——蘭谿自治実験県と平湖地政実験県——」『社会経済史学』第59巻第3号、1993年、同上「日中戦争前後の中国における農村土地行政と地域社会——江蘇省を中心に——」『アジア研究』第43巻第1号、1996年。
- (41) 川瀬光義「平均地権思想の形成」（同『台湾の土地政策——平均地権の研究——』青木書店、1992年）。たとえば、孫文も目指した「土地増値税」は、ドイツ租借地の土地行政において世界史上最初に導入されていたという（同上書、47頁）。
- (42) 拙稿「蕭錚と中国地政学会——もう一つの中国土地改革の軌跡——」（曾田三郎編『中国近代化過程の指導者たち』東方書店、1997年）、参照。
- (43) 「為経偽満応急地籍調査之区域応換発官契電請査核見復由（1946年12月24日、東北行轅政治委員会→地政署）」（国史館所蔵内政部檔案125-1270、東北行轅政委会詢偽満地籍調区可否辦総登記）。
- (44) 「為検送遼北省偽満時期地籍整理之概要及成果精度検討報告書電請核示由（1947年1月7日、遼北省政府→地政署）」（国史館所蔵内政部檔案125-1353、遼北省偽満時期地籍整理之概要及成果）。なお、同ファイルには「遼北省偽満時期地籍整理之概要及成果精度検討報告書」およびこれを踏まえた遼北省政府宛の地政署の見解が綴じ込まれている。
- (45) 中国土地改革協会およびその「土地改革方案」に関する論及は、拙稿「蕭錚と中国地政学会」（前掲）を参照。
- (46) 唐陶華「日本之土地改革」『土地改革』第1巻第2期、1948年4月16日。
- (47) このような視点については、庄司俊作・前掲書から示唆を受けた。
- (48) しかし、近年の研究では、農業経営の安定・強化の視点から見て、日本の農地改革は第二次大戦後に世界各地（東欧・東北アジアが中心）で実施された土地改革と

比較して優位にあったことが主張されている（野田公夫・前掲諸論文）。

第3章 日中戦争から戦後にかけての国民政府地稅行政と地域社会

第1節 地域社会からの利害表出と請願

抗日戦争期の国民政府は、本格的な地籍整理に代えて「土地陳報」（土地所有者による土地の自己申告）を重視することを余儀なくされ、田賦の中央移管とその実物徴収、糧食の強制買い〔借り〕上げなどの一連の地稅（糧食）確保政策を実施した。これらはいずれも戦前の政策志向とは異なる戦時体制に即応した政策であった。これらが困難な抗戦を支えたのは事実であるが、そこには末端行政による農村社会掌握の脆弱さに由来する様々な問題点が内包されていた。かつて筆者は、この点に着目し、行政側の認識を示す政府文書とともに中国共産党の批判的評論などを主な素材としてその概要を提示したが、政策を受け止める側の地域社会の動向については具体的に論及することはできなかった(1)。本章のねらいの一つは、前章を含めて従来の抗日戦争期の政策分析においては本格的な実証が行われていない地域社会の動向を把握することにある。これによって、前述の政策を執行する行政活動が抱えていた問題点をより鮮明に示すことになる。

また、本章のもう一つのねらいは、対象時期を抗日戦争期に限定せずに、戦後内戦期にまで広げて検討を行うことである。戦時体制に即応した政策が、戦後内戦期においてどのような展開を見せたかという点も、従来の研究においては論及されることは極めて少なかった(2)。したがって、本章では、地域社会の動向を中心に抗日戦争期から戦後内戦期にかけての国民政府の地稅行政の展開を跡づけることにしたい(3)。そうすることで、研究史上の空白を埋め、戦時から戦後に至る国民政府が直面した現実の一端を明らかにするとともに、戦後政局理解についても新たな視点と素材を提供しえるように思われる。

なお、本章が地域社会の動向をうかがう手掛かりとして利用する主な史料は、台湾の国史館所蔵糧食部檔案(4)である。そこには地域社会の様々なレベルから提出された請願書の類いが数多く保管されている。ただ、これらの請願書は、その使用に当たって、若干の注意が必要である。その点を最初に明示しておかねばならない。

すなわち、ここで拾うことができるのは、地域社会からの多様な利害表出のうち、公式の請願という形態をとったものの一部であるということである。たとえば、私的人脈を通じた非公式の成文化されない陳情や圧力は、もちろん檔案としては残らない。また、暴動

や反乱等の形態をとった利害表出の場合も、この檔案ではうかがうことはできない。田賦徴収に反対する農民暴動は、たとえばイーストマンの研究で若干の事例が紹介されており(5)、また当時の日本側の調査史料によれば、抗戦末期において重慶政府下の各地で農民暴動が頻発していることに言及し、糧食確保がすでに限界に達していると指摘している(6)。このような形態をとった利害表出についてより立ち入った検討をするためには、また異なった史料発掘が必要であろう。

とはいえ、本章で使用する請願類が地域社会からの利害表出の重要な部分を担っていたことも確かである。したがって、以上のような史料的性格を十分に考慮し、ほかの史料などを重ね合わせれば、地域社会の実状に接近することは可能であろう。

第2節 戦時下における請願活動の特質

1 請願内容

まず抗戦時期において地域社会からどのような利害表出が行われていたかを見てみよう。抗戦期において提出された地稅徴収に関連する請願書の内容は、大きく以下の三つに分類できる。

(1) 地稅負担軽減要求

まず、抗戦時期の地稅負担軽減要求を取り上げよう。国史館所蔵糧食部檔案では、そうした請願案件を9件確認することができた(7)。その中では、1941年10月頃に四川省潼南・遂寧・蓬溪等各県の省都にある同郷会から提出された田賦軽減の請願がとくに注目すべき事例であろう。これら省北部の各県では、田賦実物徴収の実施に対する反発が強く、騒動が発生しつつある状況が報告されている(8)。残念ながら、その実情や後の展開を明らかにする史料はない(9)が、田賦実物徴収が41年下半期というその最初の段階で、しかも拠点である四川省で騒動に発展しかねない強い反発に直面していたことは注目しておかねばならない。

しかしながら、請願全体を大きく概観して気づくことは、抗戦期については地稅負担の軽減要求がさしたる比重を占めていないという事実である。これは、先に述べた史料的性格とも関連していよう。つまり、一般的な収奪強化反対は、抗戦の大義に対する挑戦になりかねず、そのような要求が公式の請願の中には盛り込まれにくいという事情が考えられ

る。事実、四川省で実物徴収を開始するに当たって、これを妨害したり不正を働くものには軍法をもって対処することを、蒋介石自らが表明していた(10)。したがって、ここで拾った数少ない事例についても、地稅負担軽減を一般的に主張するものは決して多くはない。たとえば、1944年9月の陝西省臨時參議會からの請願は山林地帯においては田賦実物徴収を適用しないことを求めたものであり(11)、1945年6月の浙江省東陽県臨時參議會からの請願や同年七月の陝西省鎮安県臨時參議會からの請願は、戦災や自然災害に対する救済のための地稅負担軽減要求である(12)。これらは地域的な特殊事情を理由としたものであって、一般的な地稅負担軽減要求としてはとらえられない。

このように、抗戰時期においては一般的な負担軽減要求が請願の形態で直接に表出する頻度は少なかった。そうした傾向は、後述するように、抗戰が終了するとともに大きく変容していくことになる。

(2) 地稅負担の不公平に対する是正要求

他方、抗戰時期の請願の中で数量的に圧倒的多数を占めるのは、稅負担の不公平をめぐる請願類であった。このような請願は、抗戰終結後も変わることなく頻発しているため、戦後の請願も含めて、ここに一括して表3-1に列挙した。確認し得たのは52件である。

この中で、最も注目すべき点は、「土地陳報」とそれにもとづいて改定された新しい「科則」(土地の等級を設定し、その等級ごとに決められた単位面積あたりの稅額)の不備に由来するものが多いことである。

戦前に先進地域で緒に就いた本格的な土地測量を伴った地籍整理は、抗戰期に入って大きく停滞するとともに、実施対象地域も都市部に重点が置かれた。これに代わって、広大な農村地域で重視されたのが、より簡便な方法である「土地陳報」であった。表3-2は、抗日戦争時期に実施された「土地陳報」の地域的拡がりを示している。ここから、国民政府の抗戰期の拠点であり、糧食確保がとりわけ重視された四川省を筆頭として、国民政府統治区において「土地陳報」が広範に進展していること、そして、その成果が田賦実物徴収に利用されていたことがうかがわれる。「土地陳報」は、土地所有者にその所有地を自己申告させる制度であり、そこから得られる土地把握は多分に不正確なものに止まる。既存の土地把握の不備を根本的に改善するものではあり得なかったのである。そのため、田賦の実物徴収にその成果を利用するに当たっては、常に「土地陳報」の実態を再点検する課題に直面せざるをえなかった(13)。しかし、その効果的な実施は本来的に容易ではなかった。多くの請願は、「土地陳報」の不正確さ、それにもとづいて改定された科則の不適

表3-1 地稅負擔の不公平を是正することを求める請願

| 時期 | 地区 | 請願主体 | 内容 | 档案番号 |
|---------|---------------------|---|---|-----------|
| 1943/3 | 四川省儀隴県 | 田賦管理処副処長楊大倫 | 土地陳報錯誤が多すぎ、短期間で任務(成果を實物徴収に利用)を完成することは困難、指示を請う | 271-2827 |
| 1943/3 | 四川省万県 | 王国棟 | 本年度の新科則による徴税のための建議 | 272-314 |
| 1943/12 | 四川省梁山県 | 土地陳報改進工作監察委員会・ 県臨時參議會 | 土地陳報不完全、その成果の利用は延期を請願 | 271-574-2 |
| 1944/1 | 広西省永福県 | 県臨時參議會 | 実態に合わせた賦額の配分を請願 | 271-582 |
| 1944/1 | 広西省陸川県 | 業戸代表陳宏烈等29人 | 田賦紊乱、負担不均等、再整理を請願 | 271-582 |
| 1944/2 | 広西省桂平県 | 平石・新合・聯古等郷鎮代表主席 劉文澤 | 土地測量を請願 | 271-582 |
| 1944/2 | 広西省陸川県 | 大棟郷民代表戴天武 | 陳報の結果、負担不公平、旧額で徴税、再測量を請願 | 271-582 |
| 1944/2 | 広西省桂平県 | 県民黄徳彰等 | 土地陳報が不正確、旧賦に比べ更に不均等、派員調査を請願 | 271-582 |
| 1944/2 | 広西省中渡県 | 盧春徳等 | 編査不清、負担失当、再測量を請願 | 271-582 |
| 1944/3 | 広西省桂平県 | 弩灘郷公民駱運良等 | 土地陳報が不正確、旧賦に比べ更に不均等、派員調査あるいは旧額で納税を請願 | 271-582 |
| 1944/3 | 広西省横県 | 雲表郷郷長 _冼 理等 | 陳報成果不良、再調査による負担平均の実現を請願 | 271-582 |
| 1944/5 | 広西省柳城県 | 県參議會 | 新科則の利用による賦額配分統一を請願 | 271-582 |
| 1944/5 | 四川省射洪県 | 文星郷第2保糧民郭級三等27人 | 県參議會による飛加(1区糧額を減らし2・3区各郷鎮に配分)の是正を請願 | 271-2827 |
| 1944/5 | 四川省射洪県 | 文星郷第15保杜興周等39人 | 同上 | 271-2827 |
| 1944/6 | 四川省射洪県 | 文星郷第11保糧民馮治清等37人 | 同上 | 271-2827 |
| | 四川省射洪県 | 文星郷第1保糧民任諫章等40人 | 同上 | 271-2827 |
| 1944/6 | 四川省射洪県 | 文星郷第16保糧民杜斗臣等34人 | 同上 | 271-2827 |
| 1944/6 | 四川省射洪県 | 文星郷第3保糧民任玉和等27人 | 同上 | 271-2827 |
| 1944/7 | 四川省射洪県 | 文星郷保長謝盈倉等 | 同上 | 271-2827 |
| 1944/6 | 四川省梁山県 | 安谷・懐沙・古市郷公所郷民代表会[4郷各郷長・郷民代表主席] | 土地陳報の錯誤が多すぎ、再調査を請願 | 271-2827 |
| 1944/6 | 四川省大竹県 | 城区鎮暨各鎮郷公所会[城区鎮鎮長・副鎮長・鎮民代表主席・鎮民代表・43郷各郷長・郷民代表等72人] | 全川賦制會議の召集により県ごとの負担の均等化を請願 | 271-2827 |
| 1944/6 | 四川省 _閬 中県 | 玉台郷法団首長(農会・教育会理事長)・保長(全体)・公民(士紳)等27人 | 田賦負担不公平・錯誤過多の是正を請願 | 271-2827 |
| 1944/6 | 四川省隆昌県 | 喻從之等 | 土地丈量錯誤・徴借不均の是正を請願 | 271-2827 |
| 1944/7 | 四川省射洪県 | 東岳郷郷民陳道源鍾秉国等 | 県春季擴大行政會議改進田賦議決案を執行して負担均等の実現を請願 | 271-2827 |
| 1944/7 | 四川省鹽亭県 | 金孔郷郷民代表会(主席胥竹成等26人) | 各郷の負担額を任意に移し替え/旧糧額を強制/県の党部・參議會等首長各機関人員は1・2区出身者に独占され彼らの利害が優先/各郷糧額決定の會議運営の不当性→県田管処の決定撤回、糧額配分の適正化公開の土地測量の繰り上げ実施を請願 | 271-2827 |
| 1944/7 | 四川省鹽亭県 | 第3区折弓郷郷民彭瑞武等60人 | 党部・參政会の専断による飛加の是正請願 | 271-2827 |
| 1944/7 | 四川省 _閬 中県 | 石灘郷郷民代表主席王子建 | 県田管処の額外徴税の摘発/土地陳報の不善の是正を請願 | 271-2827 |
| 1944/7 | 四川省射洪県 | 東岳郷中心校 | 税額と土地の対応しない、是正を請願 | 271-2827 |
| 1944/8 | 四川省鹽亭県 | 高燈郷糧民岳潔清等206人 | 党部・參議會の違法私議飛加の撤回を請願 | 271-2827 |
| 1944/8 | 四川省潼南県 | 王家郷郷民代表会主席蔣述周・ | 陳報不善・負担不公平により旧糧により徴 | 271-2827 |

| | | | | |
|---------|-------------|--|---|----------|
| | | 桂林等21郷郷民代表会主席 | 税を請願 | |
| 1944/8 | 四川省江油県 | 新興郷郷民代表李春統・保長・糧民 | 土地の等級設定が高すぎ、税率が過重になっている事態の是正を請願 | 271-2827 |
| 1944/8 | 四川省蓬溪県 | 鳴鳳郷第8保周年豊等13人 | 副保長柯興隆の罷免/税負担の均等化を請願 | 271-2827 |
| 1944/8 | 四川省広安県 | 県臨時参議会議長葉濟・副議長・党書記長・農会・総工会・商會理事長・救済院長・民衆教育館長・民報社長・農業推广所主任・県経収処主任・中国紅十字会分会長・県立中学校長・女中学校長・私立儲英中学校長・培文中学校長・惠育中学校長・南城鎮長・中心小学校長・北城鎮長・中心小学校長等50人 | 税配分の不公平、負担の過重の是正を請願 | 271-2827 |
| 1944/8 | 陝西省華陰県 | 県農會理事長趙立甫・三民郷等民衆代表33人 | 土地陳報・新科則の不公平、負担軽減を請願 | 271-578 |
| 1944/8 | 陝西省郿邑県 柁 | 財務委員会主任袁錦章・県農會理事長・公劉郷等8郷鎮代表18人 | 税額削減らし、田地等級を下げて実態に合わせることを請願 | 271-578 |
| 1944/9 | 陝西省韓城県 | 士紳楊一鶴等 | 田賦過重、隣県と比較して合理的公平な科則の改定を請願 | 271-578 |
| 1944/11 | 陝西省寧陝県 | 紳民代表呂宗望等17人 | 測量錯誤によって生じた欠賦の豁免を請願 | 271-578 |
| 1945/7 | 福建省沙県 | 大坪村住民陸子嘉等、保長・甲長7人 | 土地陳報時に山林を農地と誤り、そのために重すぎる税負担の免除を請願 | 272-1857 |
| 1945/9 | 四川省忠県 | 永豊郷・凌雲郷・高洞郷・三匯郷小業戸代表田光文等 | 土地陳報不実のため土地測量を申請、田賦徵実・徵借の基準が不法であり、小地主に不利な実態を訴える | 272-850 |
| 1945/9 | 四川省江県 | 公民李星楼等 | 県臨時参議会の違法決議(田賦徵借、貧民負担の増加)への抗議 | 272-199 |
| 1946/5 | 江蘇省太倉県 | 公民唐文治等44人 | 隣県に比べ田賦負担過重、軽減を請願 | 271-1589 |
| 1946/6 | 河南省横川県 | 県参議会 | 田賦実物徵収後、税額錯誤による負担増の是正を請願 | 271-470 |
| 1946/8 | 河南省舞陽県 | 県参議会 | 田賦原額を今後の徵税基準として税負担を均等化させることを請願 | 271-470 |
| 1946/9 | 河南省洛陽県 | 県参議会議長史梅岑 | 田賦税額配分の錯誤の是正を請願 | 271-470 |
| 1946/12 | 江蘇省江陰県 刑 | 県臨時参議会議長吳漱英・副議長□介文・参議員全体 | 隣県に比べ田賦税額超過、軽減して隣県と同じ税率にすることを請願 | 271-1589 |
| 1946/12 | 河南省中牟県 | 県党部執委書記長・参議会議長・青年団分団籌備処主任・地方士紳 | 黄河氾濫被災区域をめぐる田賦税額配分が錯誤、これによる負担過重の是正を請願 | 271-470 |
| 1947/3 | 湖南省汝城県 | 県参議会議長何其朗 | 土地測量不正確、再測量を請願 | 271-1248 |
| 1947/3 | 湖南省益陽県 | 濱資郷災民代表呂東園等19人 | 土地測量の錯誤によって無土地に課税、課税免除を請願 | 271-1998 |
| 1947/5 | 西康省會理県 | 江濱郷第6保保長劉書斎・保代表・参議員・紳民等19人 | 査丈不実、税額不正確、苛酷な徵税、不正行為、負担過重、調査を請願 | 271-2153 |
| 1947/6 | 河南省方城県 | 県参議会議長蕭□郷、鄧 | 省の田賦配分額過重、削減を要求 | 271-470 |
| 1947/9 | 河南省許昌県 | 県参議会議長蕭松森 | 税額過重、公平・合理的な是正を請願 | 271-470 |
| 1947/11 | 江蘇省寶応県 | 公民吳廷□等10人 鏞 | 土地台帳は有名無実、実態に即した徵税を請願 | 271-1530 |

注) 档案番号は国史館所蔵糧食部档案のもの。

表3-2 土地陳報・科則改訂の実施状況

| 省 | 中央接管(1941年7月)前 完了県数 | 中央接管後 完了県数(1946年まで) | 合計 | 陳報成果を 徴実にご利用 した県数 | 科則改定を 報告した県 数 |
|----|------------------------|------------------------|-----|-------------------------|---------------------|
| 四川 | 60 | 53 | 113 | 108 | 報告なし(大部分改定) |
| 広西 | 37 | 55 | 92 | 92 | 報告なし |
| 貴州 | 79 | 0 | 79 | 不明 | 不明 |
| 福建 | 41 | 24 | 65 | 24 | 報告なし |
| 甘肅 | 4 | 61 | 65 | 65 | 報告なし |
| 河南 | 28 | 35 | 63 | 45 | 45 |
| 湖南 | 1 | 62 | 63 | 47 | 7 |
| 陝西 | 30 | 28 | 58 | 51 | 31 |
| 湖北 | 7 | 23 | 30 | 24 | 30 |
| 安徽 | 8 | 20 | 28 | 21 | 19 |
| 浙江 | 6 | 17 | 23 | 9 | 5 |
| 江西 | 1 | 16 | 17 | 16 | 0 |
| 広東 | 0 | 14 | 14 | 9 | 14 |
| 江蘇 | 10 | 0 | 10 | 不明 | 不明 |
| 西康 | 8 | 2 | 10 | 不明 | 1 |
| 合計 | 320 | 410 | 730 | | |

出典) 『革命文献』第116輯、1~19頁。原載は『財政年鑑』三編、上冊、第5篇、1948年1月出版。

切さを訴え、その再点検・再調査を求めるものである。

その代表的な事例の一つを紹介しておこう。以下に引用するのは、1944年6月8日に四川省楽山県の安谷・懐沙・古市郷公所郷民代表会から糧食部部長宛てに提出された請願書である。

民国32年(1943年)に土地陳報を再点検したが、その結果はなお錯誤があまりに多くて実施が困難であった。改善する時間がなく、しばらく旧来の科則にもとづき徴税を行ったが、人民は巨額の費用を浪費した。本年度は土地陳報の再点検を早期に実施することをただ願っているが、その実施は遅れて今に至っており、徴税の期日が迫っているのに、なお何の消息もない。人民は失望し、続々と実施するように頼みにやってくる。調べによると、四川省各県の糧額の負担の重さは一様ではなく、ただ楽山県がやや重く、楽山県の中でも、また懐・符・古・安などの郷がとりわけ重い。土地陳報を実施して、県と県との負担を公平にし、郷と郷との負担を公平にし、負担の格差を無くし、規定額どおり徴収すれば、人民は自ら喜んで納税し、徴収は順調に行われる。これが最良であって実にこれに過ぎるものはない。しかしながら、楽山県では土地陳報を行って、巨費を使い果たし、2度ともついに[よい一引用者]結果はなかった。郷の中には、土地があっても納税しない者があり、悠々と難を免れている。他方、土地がなくて納税する者があり、実にその苦しみは言うに堪えない。土地が少なく納税額の多い者も、負担の不均衡を憂えている(14)。

この請願書は、1944年度に「土地陳報」の内容を再度点検することを要求しているが、前年度の再点検が巨費を投じながら所期の成果を上げなかったこと、そのため暫定的に旧来の科則にもとづき徴税を行ったこと、そして、44年度においても県政府の対応が緩慢であったため地域社会の不满を呼び起こしていることを示している。このような「土地陳報」の錯誤是正が滞っている事態は、ほかの多くの請願書からも窺われる。

さらに、このような問題に対して徴税当局がより明確な回答を示した事例もある。すなわち、1944年2月16日に広西省陸川県大襖郷民代表戴天武は、「土地陳報」の成果を利用することによって税負担が不公平となったとして、暫定的に旧来の税額で徴税を行い、後に土地の測量を実施することを請願した。ところが、同年3月13日、省田賦管理处の回答は、あくまで土地陳報にもとづく新しい税額で納税することを指示し、口実を設けて徴税を妨害する行為はこれを禁止するという強硬な内容であった(15)。このような請願にきめ細かく対応することは、極めて困難であったと推定できる。

また、土地把握の不備に由来する税負担配分における不公平という問題は、個別の納税者ごとの不公平として提起されるだけではない。先の引用文にも示されている通り、県、区、郷などを単位とした地域ごとの負担格差として問題化する場合も多い。この場合には地域間の利害対立といった様相を呈し、これを背景にした紛糾も生じている。このような地域ごとの負担格差を解決するためには、それぞれの地域を所轄する既存の政府機関では対応できないとして、より広域的な利害調整のための会議を召集して解決を図ろうとする要求も見いだせる。たとえば、四川省大竹県下の各郷鎮公所・各郷鎮代表からは省レベルの全川賦制会議を召集して地域ごとの負担均等を実現することが提案されている(16)。

なお、「土地陳報」の成果にもとづいて新たに設定された科則を撤回し、旧来の科則に戻して徴税を行うことを求めた請願が散見されることにも留意しておきたい。このような請願は、一見すると、旧来の土地把握の不備に由来する税負担上の既得権を維持しようとする動きであるかのように見える。旧来の土地把握が実態から遊離し税負担の不公平を生み出していたのは事実であって、上述のような意図をもった請願があった可能性も全くは排除できない。しかし、「土地陳報」は納税者の虚偽申告や一部の有力な納税者と結託した職員の不正行為や技術上の拙劣さのために、納税者間に新たな税負担上の不公平をもたらしていたことは事実である。しかも、かつて筆者が紹介したように[注(1)の拙稿、参照]、このような欠陥を含んだ「土地陳報」によって全体の課税額が大幅に増加したことを考えれば、旧科則から新科則に切り替えることによって不公平をより一層拡大させた事例が多かったことは十分に類推できる(17)。そうであるとするなら、旧科則にもとづく徴税を求める請願は、「土地陳報」の適切な再点検や本格的な土地測量がすぐには望めないという状況のもとで、不公平の程度がより小さい現実的な方法として暫定的に提案されたものと考えてよかろう。

(3) 地稅行政にかかわる不正行為に対する抗議や告発

このほか、地稅行政にかかわる不正行為に対する抗議や告発の類いも、抗戰時期から戦後にかけて多発していた。抗戰時期についていえば、国史館所蔵糧食部檔案では15件を確認できた(18)。糧食行政の不正や腐敗は、地稅＝糧食の徴収、その保管、運搬などの各局面で頻発した(19)が、この15件は主に徴税過程における事件に限定して抽出したものである。したがって、ここで主に告発の対象となっているのは、納税者と直接かかわる県以下の行政末端の徴税機関とその職員である。戦後になると、糧食部が自らの業務を批判的に回顧するようになるが、その場合、こうした諸機関や職員の汚職事件が横行し、こ

れを防ぐことができなかつたことに再三論及している(20)。したがって、ここで拾った事件はほんの氷山の一角であつたと考えてよからう(21)。また、このような不正行為は、地方行政の中枢に位置する高官レベルにまで及んでいた。成都市長楊全宇、広東省糧食管理局長沈毅が糧食の買ひだめで巨利を得たため銃殺刑に処せられた事件は有名である(22)。

また、こうした地稅行政を監督する権限が与えられた地方党部や參議會も抗議・弾劾の対象になっていることにも注目しておきたい(23)。たとえば、1944年5、6月に四川省射洪県文星郷の納稅者たちが国防最高委員會に提出した一連の請願書には、県參議會が同県第1区の稅額を第2区・第3区各郷鎮に不正に配分した事實を暴露している(24)。同年7、8月には四川省鹽亭県でも同じような問題が発生し、県の党部・參議會などの首長や各機關職員が特定の区の出身者に独占され、彼らの出身地に有利なように負担配分がなされている實情を訴えている(25)。後述するように、請願主体の重要な一翼を担った地方レベルの民意機關が、地域社会から逆に告發を受ける事例も珍しくなかつたのである。

さらに、納稅者自身の不正に対する告發も行われている。それらは9件確認できる(26)。地域住民から告發の対象となつた行為は、地方有力者(史料では「劣紳」・「土豪」という用語で登場)による稅負担の他者への轉嫁、所有地の過小申告、その他各種手段を駆使した稅逃れ、糧食の隱匿などである。前章で紹介したように、このような行為は、蒋介石によって早くからその摘發が強く呼びかけられていたものである。

以上、地稅徵收に関連する地域社会からの請願内容を見てきた。全体としていえば、これらは國民政府の戰時体制の枠を越えたり、その打破に直接つながるような性格のものではない。むしろ、戰時体制維持に必要な負担配分の適正化という課題に沿つた要求が大半である。その意味では、戰時負担の公正で合理的な配分を効率的にきちんと行いえない末端行政の脆弱さを反映したものであつた。このような請願活動の中に、戰時体制下における矛盾の蓄積とその表れの一端が確認できるのである。

2 請願主体

次に、請願主体について見てみよう。請願案件の中から請願主体をその性格ごとに大きく分類・整理してみると、以下の4種類になる。

- ①下級行政機關とその人員・田賦管理處、財務委員會、土地陳報改進監察委員會、県經收處、土地陳報編查隊、郷鎮公所、郷長、保長、甲長

②各級民意機関とその人員…省・県（臨時）参議会、郷（鎮）民代表会、保民大会

③各種団体とその首長……法団一農会、教育会、工会、商会、律師公会

教育機関一公・私立学校、民衆教育館

国民党下級党部一省・県党部

その他一同郷会、新聞社、農業推广所、中国紅十字会分会、

銀行、衛生院、糧商、糧民請願団、糧民借穀債権団、

人民自由保障委員会

④住民個人（自称）……士紳（代表）、紳民、公民（代表）、糧民（代表）、農民、郷

民（代表）、民衆代表、業戸代表、小業戸代表、災民代表

以上のように、請願主体は、下級行政機関を含め地域社会の様々なレベルの有力団体や住民個人に及んでいた。住民個人については、その政治的背景や階層分布などを探る手掛かりはないが、自らをどのように位置づけているかという点も重要であり、各請願者の自称をそのまま列挙した。しかし、これらの請願主体の中でとりわけ請願の頻度が多く、大きな役割を果たしていると思われるのが、地方レベルの各級民意機関である。これらの民意機関は、本来、法制上においてこのような権限を職務として与えられていた。また、第1部・第2部で論じた戦前の農村土地行政と比較すれば、戦前においても行政に対する異議申し立てや請願活動が見られたが、その場合の主体はあくまで有力な任意団体や個人であったのであり、かかる公的な民意機関が地域社会の利害表出に介在し、重要な役割を果たす点は、戦前には見られないこの時期の特徴として注目しなければならない。

省（臨時）参議会、県（臨時）参議会、郷（鎮）民代表会、保民大会などの各級民意機関は、戦時体制の支柱として地域社会から合意を調達するとともに、行政活動をチェックしてその円滑化や効率化を図るために設置された。このうち、省・県の臨時参議会の場合は、各レベルの行政府・党部が有資格者(27)の中から候補者を推薦し、その名簿の中からメンバーが任命された。これが正式の省・県参議会になると、選挙によってメンバーが選出されることになる。すなわち、省参議会の場合は、省内各県の県参議会からそれぞれ代表者が選出され、県参議会の場合は、県内各郷鎮の郷（鎮）民代表会および職業団体からそれぞれ代表者が選出された。また、郷（鎮）民代表会は、所轄各保の保民大会からそれぞれ代表者が選出され、保民大会は保内の全戸によって構成された（各戸1名）(28)。省・県の臨時参議会を除けば、これらの各級民意機関のメンバーは、保民大会を起点にしてそれぞれ1ランク下の行政単位に設置された民意機関から選挙で選ばれる仕組みになっていた

のである。

このような地方レベルの各級民意機関が積極的に請願活動を展開していた事実は、これらの機関が地域社会からの合意調達だけではなく、地域社会からの利害表出においてもリーダーシップを発揮していたことを示している。すなわち、これら各級民意機関は戦時行政と地域住民の中間に位置し、利害表出と合意調達という二重の役割を担っていたのである。

ここでもう一つ注意すべき点は、これらが地域住民の利害を代表して戦時行政とその弊害に対峙する場合ばかりではなかったことである。ときには、その逆の場合も有り得た。すなわち、戦時行政への加担が行き過ぎたり、自らの保身や私利を追求して地域住民の意向を蹂躪した場合であり、その場合には、当然、地域住民から恨みを買ひ、「不良分子」、「劣紳」などと呼ばれて糾弾された。先に紹介した四川省鹽亭県や射洪県などの事例はその典型であり、ほかにも同様な事例は散見される。

このような抗戦時期の地方レベルの各級民意機関は、その制度的構成が紹介されることはあっても(29)、現実を果たした役割については、従来、十分に検討されることはなかった。また、中国(大陸)側の研究では、十分な実証をしないまま、これらのほとんどが「有名無実」であるとして一蹴したり(30)、官僚・豪紳・地主・国民党員・ごろつきなどに支配され、民意とは全く無縁であって独裁政治を覆い隠す装飾品に過ぎないとする見解(31)もある。それ故、本論では地域社会の利害表出機関として積極的に活動していた事実を特に強調しておきたい。地方レベルの各級民意機関は、一方で苛酷な戦時行政の要請に応えつつ、他方で地域住民の利益にも一定の配慮をしなければならず、その両者の狭間に立って複雑で相矛盾する二面性を帯びていたのである。

第3節 戦後における地稅行政の変容と地域社会の動向

1 行政側の対応と認識

さて、1945年8月の日本の降伏による戦争の終結は、苛酷な戦時体制を継続する現実の根拠が喪失することを意味した。戦時行政は当然、解体に向けて変容し、平時の体制への復帰が重要な課題として浮上していく。ここで扱う地稅行政も、その例外ではなかった。そうした動向を、行政側と地域社会側に分けてたどることにしたい。

まず、行政側から見ていこう。国民政府は、抗日戦争が勝利した直後の1945年9月3日に、「民に休息を与える」ことを理由に、田賦の豁免を一年間に限って実施することを表明した。すなわち、日本軍の占領を受けた各省は45年度の田賦を豁免し、その他の奥地の各省は1年遅れの46年度の田賦を豁免するというものであった(32)。これを受けて、行政院は45年9月11日に田賦豁免の具体的な実施方法を指示した。それによると、45年度田賦を豁免されたのは、江蘇、浙江、安徽、江西、湖北、湖南、広東、広西、山東、河南、河北、山西、綏遠、チャハル、熱河、台湾、東北9省の25省、南京、上海、北平、天津、青島の5市であり、46年度田賦の豁免が予定されたのは、四川、貴州、雲南、福建、西康、青海、陝西、甘肅、寧夏、新疆の10省、及び重慶の1市であった(33)。

次いで、1945年12月30日、糧食部長徐堪は戦時糧食政策を担った糧食部そのものの撤廃を行政院に向けて提案した(34)。そして、糧食部は、田賦の豁免が実施された各省において省・県レベルの実物徴収の実施機関を撤廃するなど、自らの廃止に向けた所轄機関の整理・縮小、人員の削減を徐々に推し進めていたのである(35)。

ところが、戦争終結直後において中南部を中心に飢餓が広がるなど経済状況が極度に悪化し、日本占領地区への軍隊の移動や内戦準備に伴って軍糧不足が深刻化するという事態が進行した。そのような中で、1946年3月、国民党第六屆二中全会は経済状況が回復するまでは田賦実物徴収を暫定的に継続・実施することを決議した(36)。この決議にもとづき、同年6月6日から10日にかけて財政部と糧食部が主催する実施改訂財政収支系統会議が開かれ、実物徴収再開の具体的方法が決定された。それによると、46年度は前年度田賦を豁免した各省で実物徴収を復活するとともに、46年度に豁免が予定されていた各省も、豁免の実施は新疆を除いて46・47年の両年度に跨がって半額ずつに変更すること、すなわち46年度については規定の半額分を実物徴収することに変更された。ただし、徴収の方法については、いくつかの重要な緩和措置が盛り込まれている。その主な内容を列挙しておく。①交通が不便で糧食生産が豊かでない地区、あるいは糧食需要が比較的少ない地区においては法幣での徴税が許可された。②省・県・市など地方への配分比率が増加した。すなわち、抗戦中は大部分が中央に集められていた実物徴収の配分は、省においては中央が3割、省が2割、県市が5割に、直轄市においては中央が4割、市が6割にそれぞれ改められた。なお、糧食の強制借り上げは、従来と同じくすべて中央に配分された。③田賦の実物への換算基準が抗戦時期に比べて低くなり、糧食の強制借り上げの割り当て額も大幅に減額された。すなわち、かつての強制借り上げは実物徴収と同額あるい

は2倍であったのに対して、実物徴収の2分の1あるいは3分の1とされた(37)。

他方、共産党軍の活動によって田賦徴収は困難が予想されたため、決定された税額の徴収については以前よりも強力な督促体制がとられた。すなわち、糧食部が「督徴人員」を各省に派遣し徴税機関に協力して田賦の督促を行うとともに、国民参政員、監察委員、財政部・糧食部の高級官僚によって「徴糧督導団」を結成し、税額の比較的多い各省に派遣して田賦の督促と不正の防止・改善に当たさせた(38)。

さらに、1947年3月の国民党第六届三中全会では、47年度からは糧食の強制借上げを一律に停止することや、法幣で徴収する県・市については既存の田賦徴収機関を一律に撤廃し、その業務を県・市政府に移管することなどが決定された(39)。

以上のように、1947年前半までは、戦時地稅行政は戦後の厳しい現実の中で存続を余儀なくされていたとはいえ、大筋において緩和の方向を確実にたどっていたわけである。

ここでとくに注目しておきたいことは、糧食部が自ら実施してきた戦時行政に対する自己認識である。前述したように、1945年12月30日に糧食部は自らの廃止を提起したが、その文面には、困難な抗戦を自分たちが後方において支えてきたという自負とともに、その過程で深刻な弊害を生み出し地域住民の「恨みの的」になった事実を強烈に意識していることがうかがえる。糧食部長徐堪は、抗戦時期に十分な条件を欠く中で困難な業務を辛うじて遂行してきたことを回顧した後、次のようにその心情を述べている。

伏して思うに、[糧食部が業務を開始してから一引用者] 4年半、数億石の食糧の統制と分配は、努力して成功したといえるが、……力を勞し、費用を費やし、民の恨みはそこここに満ちあふれている。今でも当時を思い出すと、たちまち動悸が高まり胸が苦しくなる。いま、幸いにして日本は降伏し、……あらゆる戦時の措置は、当然、平時の状態に戻すべきである(40)。

糧食部が自らの解体を提起するにあたって、自らが担ってきた戦時行政について、以上のような苦い自己認識を率直に表明していたことは重視しておきたい。

さらに、糧食部撤廃の提案は、一度拒絶されて先送りされた後、もう一度繰り返される。すなわち、徐堪の後を継いで糧食部部长となった谷正倫は、1947年6月30日、再び糧食部の撤廃と他の機関への権限の移管を行政院に向けて提起した。その際、戦時中の糧食部の活動が民生に有利な側面をもっていたにもかかわらず、その点について一般の人民の理解を得ていないこと、戦後の状況は糧食部の存続を必要としているにもかかわらず、糧食部が社会一般の批判の矢面に立たされ、その風潮は少数者の努力ではどうも挽回で

きないことに言及している(41)。ここには戦時行政をなお継続しなければならない現実の要請と、これに対する世論の厳しい批判との狭間にたった糧食部の苦渋が滲み出ている。

次に、糧食部とその業務に対する厳しい批判の世論を創出した地域社会側の動向に目を転じてみよう。

2 地域社会側の動向

地域社会側の請願は、抗日戦争の終結を受けて、その内容に新たな要素が付け加わる。もちろん、税負担の公正化を求める請願や徴税機関の不正告発などは戦時中と変わることなく継続していた。本格的な地籍整理や行政能力の向上が戦後において急速に進展したわけではないので、以上のような請願が頻発する基本的な状況に変化はなかったのである。ただ、ここではこの時期に新たに付け加わった請願内容に注目しておきたい。それは、以下の3点である。

一つめは、田賦豁免命令への違反追求および各種違法徴税に対する抗議であり、戦後に日本から接收した江蘇省各県を中心に9件を確認できる(42)。これらは中央政府の豁免命令を擁護して、各級地方政府によるその違反、および各種の違法徴税を取り締まるように求めたものである。このような要求の背景には、次のような事情があった。すなわち、田賦の豁免によって政府の財政収入が大きく制約されたにもかかわらず、各級地方政府や軍隊の糧食需要は増大することはあっても減少することはなかった。したがって、各級地方政府や軍隊は、その需要を満たすため、違法な徴税に頼らざるを得なかった。このような制御されない恣意的で違法な収奪の拡がり、戦争直後の疲弊した経済をさらに悪化させる一因となり、政府への不満を呼び起こしていた。国民政府による田賦豁免の命令は、農民の負担軽減と支持基盤の強化をねらったにもかかわらず、その意図は貫徹しなかったのである(43)。

二つめは、戦時中の糧食の強制借り上げに対する返還要求であり、四川省において5件を確認できる(44)。糧食の強制借り上げは本来、将来の返済を予定して実施されたのであり、糧食の供出者には糧庫券なる債券が交付されていた(45)。したがって、この返還要求は、債権者として当然の権利を国家に対して提起しているということになる。とりわけ、興味深いのは、四川省の納税者が「四川糧民借穀債権団」という組織を結成して、1947年4月に行政院と立法院に提出した請願書である。それによると、抗戦中に強制借り上

げで政府に供出した糧食は本来なら個々の供出者に返還すべきであるにもかかわらず、四川省臨時参議会は1944年秋、72県の県参議会の反対を無視して、これをすべて四川経済建設基金に充てることを決議した。次いで、46年冬に正式に成立した省参議会もこの決議を踏襲して、この基金によって「四川経済建設特種股分有限公司」なる企業の設立を決めた。「四川糧民借穀債権団」はこの決議を民意を踏みにじる法律上の越権行為として、その撤回を要求したのである。その請願に付された宣言書には、四川省内の99県1市にわたる389名の発起人の名前が列挙され、請願書では債権団への参加者を数千名と述べている(46)。国民政府は、戦後も深刻化する糧食不足に苦慮しながらも、このような戦時に蓄積された債務を返済する課題にも直面していたのである。

そして、三つめは、戦時地稅行政の中核である田賦実物徵收の廃止にかかわる要求であり、確認し得た25件を表3-3に列挙した。この三つめの要求が、頻度からしても内容からしても最も重要であろう。前述したように一般的な地稅負担軽減要求は大きな比重を占めてはいなかったが、戦後になると、この要求が田賦実物徵收の廃止という形をとって噴出したのである。たとえば、1946年1月15日、浙江省臨時参議会は田賦実物徵收を取りやめて法幣による徵稅を求める決議を行ったが、その理由として次のように述べている。

抗戦がはじまり、政府は軍糧を供給し民食を調整するため実物徵收に改めたが、この方法は、戦時のやむを得ない措置であった。ここに抗戦は勝利を収めて終結し、中央は各種の戦時法規を相次いで廃止しており、田賦実物徵收も例外ではありえない。況んや、1941年田賦実物徵收を開始して以後、制度は度々変更され、稅額もまた次々に増加した。人民は勝利を期すること切実で、負担の痛みを忍んだが、これはただ一時的に維持できるのみである。(中略) そのうえ、実物徵收を実施して以来、その期間は短かったが弊害は多発し、汚職事件は次々と起こって尽きることはなかった。

(中略) たしかに実物徵收制度そのものが弊害を招きやすいのであり、そうである以上、各級徵收人員の潔白さを求めようとしても自ずから実現しがたいのである。……田賦がもし法幣による徵收に戻れば、民が納稅しやすいばかりではなく、手続きが簡単で、徵收人員・機構も大きく削減できる。さらに国庫の支出を節約でき、軍糧・公糧の供給については代金を払って調達すべきである。もとより鈍重で不經濟な方法は踏襲すべきではない(47)。

ここに見られるような、田賦実物徵收は戦時においてのみ耐え忍ぶことができる、やむを

表3-3 田賦実物徴収の廃止にかかわる請願

| 時期 | 地区 | 請願主体 | 内容 | 档案番号 |
|---------|--------|--|--|----------|
| 1945/8 | 浙江省 | 省臨時参議会議長朱獻文・副議長余紹宋 | 多年に亘って日本軍の占領を受けた各県は44年度以前の田賦積欠を免除し、45年度は法幣で納税することを請願 | 272-1777 |
| 1945/12 | 浙江省建德県 | 県参議会 | 山糧は法幣で、地糧は雜穀で納税することを請願 | 272-1777 |
| 1945/12 | 浙江省永嘉県 | 羅浮区羅溪郷郷民代表会主席高寿昌・黄田郷・仁溪郷・羅浮郷・礁華郷・象浦郷等各代表 | 各郷の山雜生産地は税負担軽減、或いは法幣で納税することを請願 | 272-1777 |
| 1946/1 | 浙江省 | 省臨時参議会 | 田賦徴実の廃止、46年度より法幣での納税を建議 | 272-1777 |
| 1946/2 | 四川省 | 省参議会(第1届第1次大会提案) | 田賦徴実の廃止、本年度の強制借り上げ免除を請願 | 272-199 |
| 1946/2 | 浙江省縉雲県 | 県参議会 | 田賦徴実の廃止、法幣での納税を請願 | 272-1777 |
| 1946/3 | 浙江省蘭谿県 | 県参議会議長吳志道 | 田賦徴実の廃止、法幣での納税を請願 | 272-1777 |
| 1946/3 | 浙江省東陽県 | 県臨時参議会議長陳大訓・副議長 | 田賦徴実の廃止、法幣での納税を請願 | 272-1777 |
| 1946/4 | 浙江省永康県 | 県参議会議長徐達夫 | 田賦徴実の廃止、法幣での納税を請願 | 272-1777 |
| 1946/4 | 浙江省龍泉県 | 県参議会 | 田賦徴実の廃止、法幣での納税を請願 | 272-1777 |
| 1946/5 | 浙江省臨安県 | 県参議会 | 田賦徴実の廃止、法幣での納税を請願 | 272-1777 |
| 1946/5 | 江西省 | 省参議会議長王枕心・副議長 | 全国の田賦を本年度より一律に法幣での納税に変更、糧政機構を撤廃する建議を議決 | 271-2563 |
| 1946/5 | 江蘇省嘉定県 | 県臨時参議会 | 田賦徴実の廃止を請願 | 272-199 |
| 1946/6 | 浙江省麗水県 | 県参議会議長周鼎・全体参議員 | 田賦徴実の廃止、法幣での納税を請願 | 272-1777 |
| 1946/6 | 四川省 | 各県旅蓉同郷会联谊会 | 本年度強制借り上げの免除を請願 | 272-199 |
| 1946/7 | 四川省永川県 | 県参議会議長・副議長・党部書記長・青年団幹事長・教育会理事長・農会理事長・工会理事長・商会理事長・中学校長・女中校長・経収処処長・民教館館長・県銀行董事長・經理・衛生院院長 | 本年度強制借り上げの撤廃を請願 | 272-199 |
| 1946/7 | 四川省綿竹県 | 糧民代表徐梓喬等 | 本年度強制借り上げの停止を請願 | 272-199 |
| 1946/7 | 四川省資中県 | 県農会理事長何衡丸 | 田賦徴実の廃止を請願 | 272-199 |
| 1946/7 | 江蘇省武進県 | 県臨時参議会 | 田賦徴実、強制借り上げの減免、戦前の実徴数相当まで減額することを請願 | 271-1589 |
| 1946/7 | 江蘇省江寧県 | 県臨時参議会 | 田賦徴実の税率軽減、強制借り上げの免除を請願 | 271-1589 |
| 1946/9 | 四川省崇慶県 | 県臨時参議会 | 田賦徴実の廃止を請願 | 272-199 |
| 1946/11 | 浙江省 | 省参議会在籍参議員葉向陽 | 孝豊県山地蕩の田賦は法幣での納税を請願 | 272-1777 |
| 1946/12 | 浙江省嘉興県 | 県参議会議長張本舟 | 地蕩灘の田賦は時価で法幣に換算して納税することを請願 | 272-1777 |
| 1946/12 | 四川省井研県 | 県参議会 | 災害嚴重、徴実全部の免除を請求 | 272-199 |
| 1947/3 | 浙江省 | 省参議会・省政府 | 地山蕩および沿海未成熟塗地の田賦は法幣での納税を請願 | 272-1777 |

注) 档案番号は国史館所蔵糧食部档案のもの。

得ない一時的な措置であって、平時においては即刻廃止すべしという言説は、このほかの表3-3に掲げた多くの請願の中で何度も繰り返されている。これが多くの請願者たちの共通認識になっていたわけである。また、実物徴収に伴って様々な弊害が多発するのは、制度そのものに構造的な欠陥があるからであり、制度を変えない限り根絶しがたいという認識にも注目しておきたい。こうした認識は、長期にわたる戦時地稅行政と向き合う中で培われたものであって、戦時地稅行政に対して地域社会の側から示された明確な総括であったと考えてよいであろう。このような請願が各地で頻発したことを受けて、国民参政会においても田賦実物徴収は「戦時の一種のやむを得ない方法であって」「新時代の要求に合わない」として、その廃止が提案されるに至った(48)。

先に紹介した糧食部の苦い自己認識が生み出された背景には、このような地域社会の側からの請願の噴出があったわけである。

第4節 国共内戦の本格化と全国糧食會議の開催

以上のような地域社会の動向とも歩調を合わせながら、戦時地稅行政は戦後しばらくは次第に緩和の方向に向かっていた。ところが、国共内戦が本格化すると、その動きは中断を余儀なくされる。すなわち、内戦の拡大に伴う軍糧需要の更なる増大やインフレの深刻化に対処するために戦時地稅行政は再び強化されることになった。

1947年7月4日、国民政府は共産党への軍事攻勢を一層強化して全国総動員を命じた(49)。これに伴って、7月18日、国民政府は実物徴収の継続を改めて確認するとともに、一時は取りやめを決めていた糧食の強制借り上げを復活することを決定した。そして、その決定への合意を取り付け、協力を要請するために開催されたのが全国糧食會議であった。この會議は1947年7月27日から31日にかけて開催され、全国各省の省政府主席と田賦徵稅機關の長官とともに、省參議会の議長が招集された(50)。會議の席上、行政院院長張羣は、糧食の強制借り上げの継続がやむを得ない措置であることを次のように訴えた。

現在の軍事行動は、少しの間で停止することは難しく、軍糧の需要は減少することはない。本年、中央が徵糧によって得た実物は、省・県で徴収・購入したものを併せても、なお必要な軍糧の半分にも及ばないため、もしすべてを購入で補うとすれば、このような大量の実物を購入しえるか否かが実に問題となる。且つ、大量の貨幣を発行

して大量の糧食を購入すれば、物価に与える刺激、民生に及ぼす影響、その他の不良の結果は、どれもこれも顧慮するに堪えない。國務會議はこの問題に対して幾度も詳細に検討して、利害を計り比べた後、糧食の強制借り上げを継続し、その後の不足分は、別に国内外でなんとか購入して補うことを決定した。これは政府のやむを得ない措置であり、また目前の軍糧不足を補う唯一の方法である(51)。

また、同時に、次のように各級民意機関の協力の重要性を強調している。

戦時の徴糧が順調に実施できた最大の要因は、各級民意機関が協力したことにある。戦争が勝利した後、民意機関は政府の徴糧政策に対して改善を求める建議を度々行った。このような貢献には、さらに敬服する。現在の内戦工作は対外抗戦と同様に重要であり、省の民意機関は政府の政策を全力で宣伝すべきであって、人民に内戦への動員がやむを得ない措置であることを了解させねばならない。ともに時局の困難を思い、かつて抗戦に熱烈に協力した精神をもって、一致奮闘し勇躍して納付しよう(52)。

国民政府が各級民意機関の協力をこのように重視したのは、田賦実物徴収、糧食の強制借り上げに対する地域社会の強い反発を十分に意識していたからである。

この會議が開催された前後、国民党中央の機関紙『中央日報』は、戦時中に実施されたこれらの政策が生み出した弊害を厳しく批判し、弊害の除去を訴える記事をいくつか掲載している。その中で、監察委員（前章で触れたように、彼らは田賦徴収の督促・監視に協力していた）の向乃祺・何漢文・王述曾・白瑞・李正榮・馬耀南たちによる実物徴収の改善を求めた建議案が注目される。この建議案は、実物徴収の現状に対して極めて厳しく明解な批判を展開しており、その一節を以下に紹介しておこう。

実際の考察で得たところにもとづけば、田賦実物徴収〔の欠陥一引用者〕は、税率の過重にあるのではなく、負担の不均等にある。とりわけ土地陳報の実施以後、人事の不備と技術の拙劣さによって、人民の負担の軽い者はますます軽くなり、重い者はますます重くなるに至っている。そのうえ、軽い者の多くは豪門巨室の大地主であり、重い者の多くは小地主・自作農・半自作農の中下階層である。故に、近年来、土地はますます集中し、本業を失う者は日々増えており、本党の平均地権および扶植自作農の政策と逆行している。……いま、以前のやり方を踏襲して、実物徴収と強制買い上げを並び行えば、政府が「匪」を平定する手段として恃むものが、「匪」を作り出す間接的な原因となるであろう(53)。

また、7月30日付けの社説においても、「豪紳巨富」の大土地所有者は税負担が軽く、

貧しい農民は過大な負担を負っているという同様の認識を示している。そして、田賦実物徴収の実行が政府に反対する者にその口実を与えることを強く警戒し、税負担の公正化に努めるとともに、実物徴収に対する監視を強化・徹底することを改めて呼びかけている(54)。国民政府にとっても、戦時地稅行政への逆行が社会的反発を招くことは十分に予想でき、これに対して政権内部においても強い危惧が存在していたわけである。

それでは、全国糧食會議を通じて取り付けた地域社会の合意は、実質を伴っていたのであろうか。表3-4は、イーストマンの研究からの抜粋である。ここでは、政府が設定した予定量に占める実際に獲得し得た糧食の割合に注目したい。実物徴収が開始された41年度から見ていくと、抗戦末期から低下しはじめ、47年度にいたって最低点を記録している。47年度の65%、数字の取り方によっては48%という数字（政府が予定した徴収量は当初の額から後に減額されたため、当初の額を基準にすれば48%となる）は、イーストマンも注目しているように、抗日戦争期の100%前後の高い数字と著しい対照を示している。また、この年に獲得し得た糧食の数量3830万市石は、実効統治地域が奥地の諸省に限定されていた42年の獲得量6770万市石と較べてみると、わずか57%弱に過ぎない(55)。ただし、イーストマンは触れていないが、47年は戦後国民政府が実効統治しえた領域が表面的には最大に達した時期であったとはいえ、その統治地域内部において共産党の勢力が農村を中心に浸透していた事実も考慮しなければならず、そうした外的要因も糧食の徴収率を押し下げていたと考えられる。いずれにせよ、全国糧食會議を通じた合意調達の努力にもかかわらず、その合意は空洞化し、末端行政における地域社会の掌握力は限界近くまで損なわれていたのである。

そして、戦場で追い詰められた国民政府は、1949年1月から4月にかけて共産党との最後の和平交渉に臨むことになるが、その最中の2月24日、田賦の実物徴収と糧食の強制借り上げの停止を発表するに至った。そのとき、行政院長の孫科は、これらの政策が施行以来現在に至っても弊害が百出し、農村の負担が重すぎて民の生活を苦しめ続けたことに言及し、農村はこれ以上その負担に耐えることはできないことを強調した(56)。国民政府は内戦が終了する時期まで田賦の実物徴収と糧食の強制借り上げを存続させることはできなかったのである。

第5節 小括

表3-4 1941-48年の田賦実物徴収・糧食の強制買い上げ・借り上げ

(単位：100万石)

| 年 ^a | 稲麦総生産量 (1) | 実際の徴収額 (2) | 予定徴収額 (3) | (2)/(3) % | (2)/(1) % |
|----------------|---------------|--------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| 1941年 | 808.6 | 24.1 | 22.9 | 105[97.8] ^c | 2.98 |
| 1942年 | 845.0 | 67.7 | 65.0 | 104[101.6] ^c | 8.01 |
| 1943年 | 808.7 | 65.2 | 64.2 | 102[93.3] ^c | 8.06 |
| 1944年 | 923.0 | 57.9 | 64.6 | 90 | 6.27 |
| 1945年 | 807.6 | 30.1 | 35.3 | 85 | 3.73 |
| 1946年 | 1,347.5 | 42.5 | 54.4 | 78[43] ^d | 3.13 |
| 1947年 | 1,402.8 | 38.3 | 58.8 | 65[48] ^d | 2.73 |
| 1948年 | 1,356.0 | 20-25 ^b | | | |

出典) Lloyd E. Eastman, Seeds of Destruction, p. 60, TABLE 3.

注) a 1941-1945年の統計数字は15省、1946-1948年の統計数字は22省。

b この数字は1948年11月までに徴収した糧食を示している。糧食部長関吉玉によって提示された。彼は政府は実際上7500万市石が必要であると述べている。

c 括弧内の数字は陳友三・陳思徳が作成した表。82~85頁。

d 本文参照。

以上、本章では、抗日戦争期から戦後内戦期にかけての地稅負担をめぐる請願活動を中心に検討してきた。従来、取り上げられることのなかったこれらの請願活動は、抗戰時期においては稅負担の公正化や不正の摘發を中心とするものであつて、戦時体制の枠を超えるようなものではなかつた。しかし、それらは戦時下における地域社会の側からの利害表出の一形態にほかならず、戦時体制下における矛盾の蓄積とその有り様を示すものであつた。これらの請願活動を担っていたのは、下級行政機関も含む地域社会の様々な有力団体や住民個人に及ぶが、その中軸は戦時下で設置された地方レベルの各級民意機関であつた。地稅負担をめぐる地域社会の利害表出において、こうした民意機関が介在し、重要な役割を果たしていた点は、戦前とは異なつたこの時期の特徴としてとらえることができる。かかる民意機関は、地域住民から批判される場合もあつたが、戦時行政の要請と地域住民の利害の狭間に立つて、相矛盾する二面性をもつていたのである。

戦後においては、このような請願活動を通じて、地域社会の側から戦時行政脱却が繰り返して提起されるに至つた。それは長期にわたる戦時地稅行政とその弊害にさらされた経験をも踏まえた、地域社会の側からの戦時地稅行政に対する総括にほかならなかつた。そして、戦後しばらくの間は、国民政府もこのような地域社会の動向を強く意識し、大筋においてその動向に沿つて戦時行政の解除に向けた方向を曲がりなりにもたどつていた。

ところが、内戦の本格化は事態を一変させることになつた。内戦の本格化による戦時行政への復歸は、このような地域社会の動向に全く逆行したものであり、その結果、末端における行政執行能力は著しく損なわれた。地稅徵收率が抗戰時期に比べて大きく低下したのは、その端的な現れである。共産党との内戦に臨んだ国民政府は、すでにその足元で空洞化が進んでいたのである。

一般に、戦後の政局は国共両党や民主諸党派による政争の次元に還元してとらえられることが多いが、以上のような地域社会の動向もまた、その政局を基底において規定する一要素として重視すべきであろう。国民党が和平交渉の場に臨む場合においても、戦場に赴く場合においても、その背後には、戦時行政の脱却を具体的に求める地域社会の動向が、無視し得ぬ圧力として働いていた。そして、1949年1月から4月にかけて戦場で追詰められた国民政府が共産党との最後の和平交渉に入ると同時に、田賦実物徵收、糧食の強制借り上げの廢止を早々と決定せざるを得なかつたのは、そのような圧力の大きさを物語っている。戦後政局を政治党派間の政争という表層の次元を越えて再構成していくため

には、以上のような地域社会の動向をも視野にいれる必要がある。

註

- (1) 拙稿「日中戦争と中国の戦時体制」池田誠ほか編『世界のなかの日中関係（20世紀中国と日本・上巻）』法律文化社、1996年。
- (2) その点で、イーストマンの研究（Lloyd E. Eastman, Seeds of Destruction: Nationalist China in War and Revolution 1937-1949, Stanford Univ. Press, 1985. 特に第3章）はなお貴重であり、本論では多くの示唆を得た。
- (3) 本章で使用する「地稅行政」という用語について若干の説明を補っておきたい。一般に当時の糧食部が主管した糧食行政は、地稅＝糧食の徵收、保管、運搬、分配等の広範な諸領域が含まれるが、本論ではその全領域を扱うわけではなく、その中の地稅＝糧食の徵收という領域に焦点を絞っている。しかも、この領域は抗戰末期までは財政部田賦管理委員会の所轄事項でもあった。ここでいう「地稅行政」とは、そうした地稅＝糧食の徵收（田賦の実物徵收、糧食の強制買い上げ・借り上げ等）に関わる行政活動を指している。
- (4) 同檔案は、1941年7月に田賦の中央移管・実物徵收の開始と同時に設置された糧食管理機関である糧食部の文書と、同時期財政部に設置された田賦管理委員会（1941年6月成立、1945年3月糧食部田賦署に統合）の文書とを合わせたものであり、戦時期から戦後内戦期にかけての土地稅関連の政府文書が集成されている。合計で7960巻にのぼる（『国史館現蔵国家檔案概述』1997年12月二版、57～64頁）。ただし、文書の破損狀況がひどく、使用に耐えないものも多い。
- (5) イーストマン・前掲書、68～69頁。
- (6) 『重慶經濟戦力ニ関スル報告』（第三部奥地研究室）第4編・農業、1944年、23頁。
- (7) これらの請願書の概要については、本章とほぼ同趣旨の中国語の拙稿「戦後国民政府的地稅行政和地域社会——圍繞地稅負擔展開的請願活動——」（『1949年：中国的關鍵年代學術討論會論文集』国史館、2000年）に表1として掲載した。なお、同論文は、本章では煩雜さを避けて省略した請願書の概要も分類して掲載しているので、参照されたい。

- (8) 「為据報川北各県徴収実物將起騒動□請査照由（民国30年10月4日）」（国史館所蔵糧食部檔案272-3464、川北各県徴収実物將起騒動卷）。なお、□は判読不能文字。
- (9) 同時期の『中央日報』や『大公報』でも関連記事は見いだせない。国民政府が報道管制をしていたように思われる。
- (10) 『大公報』1941年9月16日。
- (11) 「陝西省政府呈為該省參議會函以林山徵實農民賠累不堪請變通辦法以蘇民困案（民国33年9月12日）」（同檔案271-578、陝西陳報訴願）。
- (12) 浙江省東陽県臨時參議會の請願は「快郵代電・東陽県臨時參議會（民国34年6月9日）」（国史館所蔵糧食部檔案272-1777、浙江各界請將田賦改徵法幣）。陝西省鎮安県臨時參議會の請願は「為本県旱災嚴重秋收無望謹會銜據實縷陳懇請頒振免賦惠予救濟由（民国34年7月）」（同檔案271-457、陝西省各県民衆団体請更正及減輕田賦）。
- (13) たとえば、1943年2月に四川省田賦管理处長石体元らが財政部に提出した報告は以下のような事実に言及している。すなわち、この時期までに四川省において「土地陳報」がほぼ完了した県はすでに113県にのぼり、そのうち、8県で「土地陳報」の成果が実物徴収に利用されたが、実施後に土地所有者から再点検による訂正が申請されている。また、残りの105県についてはいずれも業務の改善が必要であるとされている（「為擬具四川省各県市局土地陳報改進辦法四川省邊遠各県市局土地陳報實施辦法暨經費概算呈請核示由（民国32年2月10日）」〔国史館所蔵糧食部檔案271-1272、四川省土地陳報卷〕）
- (14) 「為土地陳報延不實行糧額無從平均協懇轉飭從速覆査以抒民困而符功令由（民国33年6月8日）」（国史館所蔵糧食部檔案271-2827、四川省陳報訴願）。
- (15) 「呈復擬陸川県大襖郷民代表戴天武呈報徵糧負擔不平請照旧額完納並再査丈畝積一案辦理情形請察核由（民国33年3月13日）」（国史館所蔵糧食部檔案271-582、広西陳報訴願卷）。
- (16) 「為新科則已行配賦額仍旧負擔失平懇轉四川省政府迅開全省賦制會議按各県產糧實際分等課稅用達県與県平目的以符法令而利推行由（民国33年6月16日）」（国史館所蔵糧食部檔案271-2827、四川省陳報訴願）。
- (17) このような見方は、同時代の中国共産党の機関誌における論説（「社論・実物徴

- 借与負担公充」『新華日報』〔重慶版〕1944年6月11日、概要は拙稿・前掲論文で紹介）や戦後国民政府の監察委員の意見書（「改善田賦徵實」『中央日報』1947年7月29日、内容の一部は次節で紹介）などで提示されている。
- (18) 拙稿「戦後国民政府的地税行政和地域社会」（前掲）に掲載した表4、参照。
- (19) 侯坤宏・前掲論文、162～168頁、参照。
- (20) 「糧食部紀念週、徐堪檢討糧政」『中央日報』1946年10月21日、「糧食部長谷正倫呈報糧政機關裁併方案一民国36年6月30日」（行政院檔）『糧政史料』第6冊、317～321頁、など。
- (21) たとえば、このことを裏付ける以下のような数字が公表されている。すなわち、1944年1月から8月までのわずか8ヶ月間に糧食部が汚職や政令違反で摘発した事件で、軍法機関で有罪とされた者は、合計167人であった。その内訳は、死刑4人、無期懲役7人、10年以上の懲役24人、5年以上10年未満の懲役36人、1年以上5年未満の懲役14人、軽微な処分82人である。ただし、本章で問題としている徵稅過程における犯罪よりも、糧食の運搬と保管にかかわる事件が多く、両方で67件以上にのぼる（「社論・糧政的整飭」『中央日報』1944年9月4日）。
- (22) 拙稿・前掲論文、参照。
- (23) 「四川省各縣市局土地陳報改進辦法草案」第9項によれば、土地陳報の改善業務には、県参議会、県党部、地方機関、法団が協力し、実地に監督する責任が与えられている（「為擬具四川省各縣市局土地陳報改進辦法四川省邊遠各縣市局土地陳報實施辦法暨經費概算呈請核示由（民国32年2月10日）」前掲）
- (24) 「為破壞糧政搗乱後方請予嚴懲以維治安由（民国33年5月31日）」、「為非法累糧協懇嚴電制止以維成令由（民国33年6月）」、「為違法妄議搗乱政策聯名協懇令飭撤銷議案以昭平允而符法令由（民国33年6月）」、「為藐視法令袒護累糧協請制止以維成令由（民国33年6月）」など（いずれも国史館所蔵糧食部檔案271-2827、四川省陳報訴願）。
- (25) 「為會議違法賦額失平協請令飭県田管処依法実行改進以均負担而維地政由（民国33年7月）」（国史館所蔵糧食部檔案271-2827、四川省陳報訴願）。
- (26) 拙稿「戦後国民政府的地税行政和請願活動」（前掲）に掲載した表5、参照。
- (27) 省臨時参議会の場合でいえば、有資格者は満25歳以上で中等教育を受けた男女

の中で、以下のいずれかの資格をもつ者である。①本省の籍貫をもち、省内縣市公私機関あるいは団体で2年以上服務し信望著しい者、②省内の重要文化団体あるいは経済団体で2年以上服務し信望著しい者。ただし、現任官吏は除かれていた（馬起華『抗戰時期的政治建設』近代中国出版社、1986年、366～367頁）。

- (28) 抗戰時期における地方レベルの各級民意機関について、制度史的側面から概説的に言及した研究は数多い。台湾では、馬起華・前掲書、張俊頤『新県制度之研究』正中書局、1988年、など。中国では、陳瑞雲『現代中国政府』吉林文史出版社、1988年、李進修『中国近代政治制度史綱』求实出版社、1988年、袁繼成・李進修・吳德華主編『中華民國政治制度史』湖北人民出版社、1991年、など。
- (29) 同上。
- (30) 朱玉湘『中国近代農村問題與農村社会』山東大学出版社、1997年、420頁。
- (31) 李進修・前掲書、346頁。
- (32) 『中央日報』1945年9月3日・4日。
- (33) 「行政院呈送豁免田賦實施辦法一民国34年9月11日」（国民政府檔）『糧政史料』第6冊、213～215頁、谷正倫「一年来的糧政—自35年3月起至36年4月止」（原掲は『糧政季刊』第5・6期合刊、1947年9月）同上、409頁。
- (34) 「糧食部長徐堪呈請裁撤糧食部一民国34年12月30日」（行政院檔）『糧政史料』第6冊、219～222頁。なお、徐堪（1888—1969年、四川省三台県）の糧食部長在任期間は1941年5月から46年10月までである。徐は、清末光緒年間に秀才となり、1907年に中国同盟会に加入して政治活動を開始し、国民革命期には国共合作に反対するなど国民党右派の立場にあった。南京国民政府成立後は、財政部内の要職（金融管理局副局長、錢幣司司長、常務次長、政務次長）を歴任し、35年には国民党第五届中央執行委員に選出された。糧食部長辞職後も、主計部主計長、財政部長、中央銀行總裁などを歴任した後、49年10月に米国に逃れ、その後、台湾で病死した（劉寿林ほか編『民国職官年表』中華書局、1995年、李盛平主編『中国近現代人名大辞典』中国国際広播出版社、1989年、参照）。
- (35) 「二中全会一一次大会徐部長糧食問題報告」『中央日報』1946年3月10日。
- (36) 「對於糧食問題報告之決議案一民国35年3月14日」『革命文獻』[中国国民

党歴屆歴次中全会重要決議案彙編（二）] 第80輯、中国国民党中央委员会党史委员会、1979年9月、423～425頁。

- (37) 谷正倫「一年来的糧政—自35年3月起至36年4月止」（前掲）、409～411頁。
- (38) 同上、410頁。
- (39) 「經濟改革方案—民国36年3月24日通過」『革命文献』第80輯（前掲）、472～485頁。
- (40) 「糧食部長徐堪呈請裁撤糧食部—民国34年12月30日」（前掲）、220頁。
- (41) 「糧食部長谷正倫呈報糧政機關裁併方案—民国36年6月30日」（前掲）、318頁。なお、谷正倫（1890—1953年、貴州省安順県）の糧食部長在任期間は1946年10月から47年7月までの1年足らずに過ぎない。谷は、民初に日本の陸軍士官学校に留学しており、財政金融関係の要職を歴任してきた前任者の徐堪とは異なって、国民党の軍人としての経歴を重ねた政治家である。その後の糧食部長の職は、兪飛鵬（48年5月まで）、関吉玉（49年3月まで）に引き継がれた（劉寿林ほか編『民国職官年表』前掲、李盛平主編『中国近現代人名大辞典』前掲、参照）。
- (42) 拙稿「戦後国民政府的地税行政和地域社会」（前掲）に掲載した表6、および次章を参照。
- (43) イーストマン・前掲書、73頁。
- (44) 拙稿「戦後国民政府的地税行政和地域社会」（前掲）に掲載した表7、参照。
- (45) たとえば、「民国三〇年糧食庫券条例」によれば、1941年の糧食庫券と交換で借り上げた糧食は、1943年から5カ年に分けて償還される予定であった（侯坤宏・前掲論文、158頁）。
- (46) 「四川糧民借穀債権団呈送請願書—民国35年4月」（行政院檔）、「四川糧民借穀債権団為催討還穀本息向立法院陳情—民国35年4月」（行政院檔）『糧政史料』第6冊、249～266頁。
- (47) 「浙江省臨時參議會第二屆四次大会第一一次會議決議（民国35年1月15日）」（国史館所蔵糧食部檔案272—1777、浙江各界請將田賦改徵法幣）。
- (48) 「關於物価工潮工業敵偽物資財政金融黄金外匯及田賦徵實案（審4第95号、汪參政員寶瑄等12人提、1946年8月21日）」（国史館所蔵糧食部檔案272

一 9 2 4、国民参政会有関田賦徵実案)。また、これ以前に「擬請建議国民政府廃止田賦徵実制度、以減輕公私耗費案(冷参政員口等提)」も国民参政会第四屆二〇次會議(1946年4月2日)で通過している(『中央日報』1946年4月4日)。

- (49) 『中央日報』1947年7月5日。
- (50) 「糧食會議明開幕」『中央日報』1947年7月25日、「糧食會議延明日举行」同上1947年7月26日、「糧食會議開幕」同上1947年7月28日。なお、糧食の強制借り上げの復活が決定される前日の7月17日、谷正倫が糧食部長を辞職し、代わって兪飛鵬がその職に就任した(『中央日報』1947年7月19日)。
- (51) 「徵実徵借要点」『中央日報』1947年7月28日。
- (52) 同上。
- (53) 「改善田賦徵実」『中央日報』1947年7月29日。
- (54) 「社論・向糧食會議進一言」『中央日報』1947年7月30日。
- (55) イーストマン・前掲書、85～86頁。イーストマンはこの数字を紹介した際、政府の糧食資源に対する動員能力の減退は、その政治的衰退の兆候にほかならず、政府の財政破綻に重要な作用を発揮したのであり、そして、その財政破綻が最終的に政府を崩壊させる決定的な原因となったであろうと述べている。
- (56) 「財經改革方案公布」『中央日報』1949年2月25日、「徵兵徵糧制度政府決定取消」同上、1949年3月4日。

第4章 戦後江蘇省の農村土地行政

——日中戦争がもたらした変容と遺産——

第1節 江蘇省における戦前と戦後

第1章でも指摘したように、江蘇省は日中戦争前において国民政府の農村土地行政が最も進展した地域であったが、戦争の勃発とともにその進展は中断を余儀なくされた。江蘇省は日中戦争の緒戦において戦禍を被り、省内のほぼ全域が国民政府の統治を離れて日本の占領下に置かれたのである。戦争が終結すると、国民政府はほぼ8年間という長い歳月を隔てて日本およびその傀儡政権の支配から江蘇省を回収し、農村土地行政も再開されることになる。そこでは、いったん地域社会から切り離された国家が改めて地域社会と向かい合い、権力の浸透を図ろうと努力する姿を見出すことができる。

しかし、戦争がもたらした負の遺産を背負いながら8年間の統治の断絶を埋めることは、けっして容易なことではなかった。問題は、数字に還元可能な直接的被害に止まるものではない。長期にわたる戦争は、国民政府と江蘇省社会の双方に少なからぬ変容をもたらし、戦前において国民政府が蓄積してきた地域統治のための重要な諸資源を大きく損なっていたのである。

本章の課題は、この点を念頭に置きながら、戦後江蘇省に復帰した国民政府がいかなる形で農村土地行政を再開したのか、そして江蘇省社会がこれをいかに受け止めたのか、という点を明らかにし、戦後江蘇省における農村土地行政再建の努力とそれが直面した問題を検討することにある。この作業は、前述したような日中戦争がもたらした亀裂の大きさの一端を浮き彫りにすることになるろう。

さて、上述した検討に入る前に、戦前における江蘇省農村土地行政が到達した水準について、簡単に振り返っておく必要がある(1)。

江蘇省を含め、中華民国時期における国家による土地把握は形骸化しており、土地税(田賦)の徴収は胥吏が実質的に担っていた。これは清朝国家から引き継いだルーズな地域社会把握に対応した徴税機構の特質であったが、同時期にはこの特質が税収の停滞・減少傾向や税負担の極端な不公平などをもたらす旧弊として意識されるようになっていた。こうした旧弊を克服するために、国民政府は早くから土地・地稅制度の近代化を政策課題とし

て提起していた。すなわち、1筆ごとの土地測量、土地登記、土地所有権の確認・保障、地価の算定、そしてそれにもとづく合理的で公正な地価税という一連の抜本的な改革である。ところが、この課題の実現は、多大の経費と労力を必要とするため様々な紆余曲折を経た後、日中戦争の直前になってようやく一部地域で緒に就いた。江蘇省はその先進地域の一つにほかならなかった。江蘇省の場合、1936年末の段階で、1筆ごとの土地測量を完了した県は22県（上海・奉賢・嘉定・青浦・南匯・松江・武進・常熟・呉県・鎮江・無錫・川沙・金山・宝山・丹陽・呉江・崇明・太倉・啓東・南通・如皋・崑山）、実施中の県が8県（海門・宜興・金壇・高淳・溧水・揚中・靖江・江陰）にのぼり、1筆ごとの土地測量は江南地域のほぼ全域に広がりつつあった。また、1筆ごとの土地測量を完了した県の内、土地登記の完了ないし実施中の県は19県であり、さらに、上海・南匯の2県ではこの一連の改革を締めくくる地価税の徴収にまで行き着いていた。1937年度には、南通・嘉定・奉賢・青浦・呉県の各県でも地価税の徴収を開始する予定になっていたという。都市を基盤に成立した国民政府は、このような土地・地価税制度の近代化を通じて農村地域においてもその権力を浸透させつつあったのである。

ところが、日中戦争の勃発は、このような改革の進展を断ち切ることになった。江蘇省の改革が進展した地域はその緒戦において戦禍を蒙り、日本軍によって占領された。本論第8章で触れたように、このとき、土地測量によって作成された地籍原図や重要な測量機器の大部分は、国民政府の手によって後方の四川省重慶及び万県に運搬・保管された。したがって、戦前に達成された改革の成果は日本側において把握・継承されることはなかったのである。その後、この地域は日本の傀儡である汪精衛政権の統治下に組み込まれるが、汪政権が土地税を徴収する際には、かつての胥吏を捜しだし、彼らに頼るしかなかった。こうして、日中戦争中は清朝国家から引き継いだ旧来の構造を再現・復活させようとしていたのである。

第2節 戦後国民政府の復帰と地価税行政の再開

1 地籍整理の断絶と再開

日中戦争終結後、再び国民政府の統治下に入った江蘇省では、1945年12月15日、省内の土地行政を統括する省地政局が再建された。その後、それぞれの地域の業務の必要

性や財政・治安状況を斟酌しながら、県・市レベルの地政機構（常設機関としては地政科、民政科地政股、臨時機関としては地籍整理弁事処）が整えられていく。これに伴い、土地行政のテクノクラートの招聘・選抜・育成が行われるとともに、各種の測量機器の確保や戦前に作成された地籍原図の回収など、業務再開に向けた準備作業が推進された(2)。

戦前の土地測量によって作成された地籍原図の大部分は、前述したように、抗戦初期において四川省に運び出されていた。省政府は省地政局の再建を準備する際、職員を四川省に派遣して8年間放置されていたこれらの地籍原図の整理に当たらせ、1946年6月に至ってようやくこれを回収した。これらは合計300余箱、28県の地籍原図4万6000余幅にのぼり、一部を除けば、大部分が利用可能な状態であったという。また、省内各地に分散的に残された地籍原図の調査・回収も同時に行われた。こうして、戦前の地籍整理の成果の大部分がほぼ復元されることになった(3)。表4-1は、このとき、江蘇省政府が確保した地籍原図の一覧表である。

ところが、戦前の地籍を復元することができても、8年間の戦乱と占領の時期に生じた地籍の変動を把握する必要がある。そして、より重要な点は、戦前に作成した土地登記簿が戦時中にすべて失われていたことであった。したがって、戦前の成果をすぐさま地稅徴収など各種土地行政に利用することはできなかつた。再建された省地政局は、8年間の間に起こった地籍の変動を追跡するとともに、土地所有者の確定については最初から業務をやり直さなければならなかつたのである。

しかも、戦後の経済・財政状況は厳しく、中央政府から配分された事業経費は極めて限定されていた。このような状況の中で、省地政局は1946年度のすべての地籍整理業務を、都市部に集中することを決定し、農村部については後回しにした。都市部を優先したのは、農地に比べて土地をめぐる紛糾事件が多く、土地売買や投機も盛んで地価が高いためであった。都市部の地籍整理の方がより緊急性が高く、成果もより多く期待できたのである。また、都市部優先という方針は、抗日戦争時期に制定された土地政策戦時実施綱要の原則の継承であった。

1947年度以降は、中央政府からの配分額に加えて省・県財政からの支出も可能となり、都市部優先の方針を継続しつつも、農村部においてようやく地籍整理業務が一部で開始された。47年度でいえば、鎮江、上海、武進、無錫、呉県、松江、呉江の7県で土地測量と土地登記が再開された。しかし、それは戦前に到達した水準と比較すれば、なお初歩的なレベルに過ぎなかつた(4)。

表4-1 戦後江蘇省各県地籍原図一覽

| 県 | 原 図 幅 数 | | | | | 戦前の地籍測量状 況(1936年末) |
|----|---------|--------|--------|--------|------|-----------------------|
| | 1:500 | 1:1000 | 1:2000 | 1:4000 | 合計 | |
| 奉賢 | | | | | 1656 | 完了 |
| 松江 | 187 | 311 | 1215 | | 1713 | 完了 |
| 南匯 | 104 | 144 | 964 | | 1212 | 完了 |
| 上海 | 1315 | 759 | | | 2074 | 完了 |
| 呉江 | 164 | 267 | 1654 | | 2085 | 完了 |
| 川沙 | 27 | 45 | 192 | | 264 | 完了 |
| 嘉定 | 141 | 598 | 670 | | 1409 | 完了 |
| 崑山 | 4 | 43 | | | 47 | 完了 |
| 呉県 | 552 | 435 | 1864 | | 2848 | 完了 |
| 宜興 | 119 | 510 | 1671 | | 2300 | 未完 |
| 太倉 | 135 | 57 | 1478 | | 1770 | 完了 |
| 無錫 | 513 | 893 | 1450 | | 2856 | 完了 |
| 溧水 | 2 | 17 | 1645 | | 1664 | 未完 |
| 常熟 | | | | | 2381 | 完了 |
| 金壇 | 25 | 123 | 1005 | | 1153 | 未完 |
| 武進 | 129 | 424 | 2284 | | 2837 | 完了 |
| 江陰 | 9 | 253 | 305 | | 567 | 未完 |
| 句容 | 4 | 80 | 456 | | 540 | 未完 |
| 江寧 | | 66 | | | 66 | 未完 |
| 鎮江 | 40 | 1591 | 918 | 6 | 2806 | 完了 |
| 崇明 | 110 | 120 | 1013 | 3 | 1246 | 完了 |
| 啓東 | | 43 | 935 | 12 | 990 | 完了 |
| 海門 | 83 | 67 | 1400 | | 1550 | 未完 |
| 靖江 | 12 | 21 | 564 | | 597 | 未完 |
| 揚中 | | | | | 363 | 未完 |
| 儀徵 | 47 | 73 | 632 | 7 | 759 | 未完 |
| 溧陽 | 22 | 29 | 312 | | 363 | 未完 |

注) 江蘇省政府編『江蘇省政府三四・三五年政情述要』、地政部分、
4~6頁。なお、

以上のように、農村部においては戦前から蓄積された地籍整理の成果を地税徴収に本格的に利用できるようになるには、なおしばらくの時間と手間を必要としていたのである。戦後国民政府は1946年度から江蘇省農村地域において地税徴収を再開するが、それは戦前の成果を踏まえたものではなく、したがって、正確な土地把握を基礎にしたものではなかったのである。後述するように、地税徴収をめぐる様々な紛糾の基底には、この問題が横たわっていた。

2 戦時地税行政の移植

戦後江蘇省農村地域における地税徴収は、前節で述べたように本格的な地籍整理の完了を待たずして再開された。しかも、田賦実物徴収や糧食の強制借り上げなど国民政府が奥地で実施した戦時地税行政が戦後になって持ち込まれることになった。その経緯と内容を概観しておこう(5)。

抗戦時期国民政府は、1942年に田賦実物徴収を実施する機関として田賦管理处をその統治下の各省・県に設置したが、そのとき江蘇省の大部分は日本の占領下に置かれていた。国民政府の統治が及んだ地域は、わずかに江南では溧陽県と宜興・高淳両県の一部、江北では東台县、泰県、興化県の3県に過ぎなかった。ここで徴発された穀物は、游撃区の軍糧、公務人員の食料に提供されたが、その数量は正規に把握されることはなかった。

したがって、国民政府の戦時地税行政が本格的に江蘇省に移植されるのは、日中戦争の終結以降になる。すなわち、1945年10月1日に省内の田賦実物徴収を統括する省田賦糧食管理处が設置されたことがその始まりである。江蘇省を含む旧日本占領地域の各省は中央政府の方針で1945年度の田賦徴収は免除されたため、省田賦糧食管理处の業務は四六年度から本格化する。次いで、各県に田賦実物徴収の実施機関(県田糧科、県田糧処)が設置され、さらに各県をいくつかの糧区に区分し、それぞれに郷鎮弁事処と穀物保管のための収納倉庫が設置された。

地税徴収の基準となる租税台帳(田賦冊籍)については、その損壊・残存状況が調査された。37県についての調査結果によれば、租税台帳が比較的完備していた県は、上海、靖江など11県に過ぎず、全く失われていた県は松江、金山など12県、部分的に失われていた県は宜興、江寧など14県にのぼった。表4-2にはその概況が示されている。これは省田賦糧食管理处が糧食部の指示に従って各県に調査表を配布し、その回答を取りま

表4-2 戦後江蘇省各県田賦徵冊残存概況

| 県 | 徵冊損失数 | 歴年旧徵冊の獲得数 | 傀儡政権作成徵冊の接收数 | 歴年旧徵冊の利用可能数 | 傀儡政権作成徵冊の利用可能数 | 戸別調査で作成すべき徵冊数 |
|----------------|---|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|--|---|
| 呉江 崑山 | 損失なし 損失なし | 503図 領戸冊・ 戸領冊合 計1462本 | 無 無 | 503図 1462本 | 無 無 | 必要なし 必要なし |
| 太倉 東海 青浦 | 損失なし 損失なし 35・36年全 部、37年第1 期全部 | 全部 全部 34年分全部 | 無 無 42・44年全部 | 全部 全部 損壊著しく 参考になる のみ | 無 無 利用可能 | 必要なし 必要なし 歴年徵冊を突き 合わせれば、作 成の必要なし |
| 無錫 靖江 | 損失なし 匪区に埋蔵 損失不明 | 全部 35年度40本 | 416本 16本 | 全部 無 | 416本 78本 | 必要なし |
| 上海 | 全失 | 37年地価税 冊225本 | 29本 | 37年地価税 冊全部 | 徵冊記載面積不 確か、利用不可 能 | 地価税冊は補充 必要、戸ごとの 徵冊と所有権状 索引冊は戸ごと に作成必要 |
| 呉県 | 37年以前全 部損失 | 35年度徵冊 合計2312冊 のうち1097 冊獲得 | 38年から44年 まで各1246冊 | 欠落ないの は1083冊、残 りの14冊は 欠落あり | 約80% | 約10% |
| 常熟 | 44年分徵冊 損失なし | 617本 | 38年全部 | 全部 | 全部 | 42年44年の完全 な徵冊が参考に なる |
| 寶山 高淳 | 全失 135本 | 100冊 36年度副冊 45本 | 115冊 43年徵冊45本 | 91冊 36年度副冊 45本 | 215冊 43年徵冊45本 | 19冊 全徵冊の6割 |
| 鎮江 | 全失 | 35・37年度 草冊262本 | 布面徵冊76本 | 262本 | 41年度草冊と布 面徵冊、合計342 本 | 37図が欠落、補 充が必要 |
| 江寧 | 全失 | 無 | 44年度徵冊 246本 | 無 | 44年度徵冊246 本の内、5分の1 が利用可能 | 約10,000戸 |
| 溧水 | 全失 | 37年度戸領 冊と徵冊 合計106本 | 田賦印収と通 知単、23本 | 100図のみが 利用可能 | 糧單号数の多く が欠落、利用不 可能 | 9図は田地面積 の登記が必要 |
| 溧陽 | 査報單2本 清冊13本 | 査報單1178 本、清冊814 本 | 無 | 査報單1178 本、清冊814 本 | 無 | 査報單□本、清 冊3本、新たに作 成必要 |
| 丹陽 | 損失53図 | | | 獲得した徵 冊と37年度 徵冊が一致 しない | | |
| 句容 | 損失11図 | | 第5区を除い てすべて接收 | | 208図中、全部欠 落6図、部分的欠 落5図以外はす べて利用可能 | |
| 武進 | 損失38図2 | 無 | | 427図 | | 38図2 |
| 江陰 | 損失20% | 80% | 85% | 無 | 5% | 20%必要 |
| 宜興 | 損失16図 | 380図 | 無 | 380図 | 無 | 16図 |
| 嘉定 | 損失41図 | 341図 | 349図 | 341図 | 349図中、部分的 誤り有り | 無 |
| 奉賢 | 損失9冊 | 201冊 | | | | |

| | | | | | | |
|----|----------------|--|----------------------------------|----------------------|----------------------------------|-------------------|
| 川沙 | | 1・2・3・4区 徴冊すべて 獲得、5区は 傀儡政権が 寶山県に編 入し、未だ 移管せず | | | | |
| 儀徴 | 損失24本 | 24本 | 250本 | 24本 | 利用不可能 | 17,240戸 |
| 六合 | 損失44冊 | 113冊 | | | | |
| 江浦 | 損失6本 | 36年度62本 | 徴冊42本、沙 田2本 | | | |
| 江都 | 37年度損失 139本 | 36年度底冊 244本、37年 度105本 | 38年から43年 まで各244本、 44年度241本 | 36年度244本 37年度105本 | 38年から43年ま で各244本、44年 度241冊 | 198,000戸 |
| 松江 | 全失 | | 不全 | | | |
| 揚中 | 全失 | 無 | 52冊 | 無 | 無 | 保ごとに1冊、 合計355冊 |
| 崇明 | 戦前徴冊損 失2図 | 34年度徴冊 245本 | 257本 | 34年度245本 | 257本が参考に しうる | 全部作成 |
| 南匯 | 全失 | 無 | 無 | 無 | 無 | 267本 |
| 金山 | 全失 | 無 | 124本 | 無 | 利用不可能 | 全部作成 |
| 金壇 | 全失 | 141図 | 無 | 利用に堪え ない | 無 | 全県223図作成 |
| 銅山 | 損失3割 | 138本 | 149本 | 利用不能 | 利用しがたい | 全県糧戸の戸別 調査 |
| 南通 | 全失 | 無 | 42年度徴冊 206本 | 無 | 利用不可能 | 全部調査 |
| 泰県 | 損失193冊 | 316冊 | 26冊 | 戸領坵冊 716冊 | 79冊 | 94郷鎮 |

注) 「江蘇省設置田糧科各県整編田賦徴糧底冊概況表(民国35年5月25日、江蘇田賦糧食管理处第1科編製)」(国史館所蔵糧食部档案272-346、各省整編田賦徴糧底冊概況卷)より作成。□は判読不能文字。

とめたものである(6)。そして、1946年度の地稅徵收の開始前までに、関連資料の収集・調査が行われ、租稅台帳の整備が完了したとされている。その37県のデータを合計すれば、納稅戸数694万8727戸、課稅面積2994万8990畝余り、課稅額2358万5418元余りとなる。

しかし、前述の地籍整理の進展状況から考えれば、こうして作成された租稅台帳の数字は、正確な地籍を踏まえたものではもちろんありえない。表4-2の調査項目から推察できるように、地稅徵收の根拠となったのは、地籍整理実施以前の戦前の徵收額、およびそれを踏襲して汪精衛傀儡政權が採用した徵收額である。

当初、省政府は財政収入を確保するために戦前の徵收額より低下させないことを各県に厳命していた。しかし、行政機構が完備し徵收可能な地域が江南各県と江北の一部に限定されている当時の実情からすれば、この命令の貫徹は望むべくもなかった。また、その徵收可能な地域についても、省政府の再三の要請により中央政府が当初設定した徵收額の四割に減額するとともに、表4-3に示したように、実物(米、小麦、トウモロコシ)への換算率も当初よりも大幅に緩和することを余儀なくされた。江蘇省は日本占領期間がとりわけ長く、その間に戦禍と収奪にさらされ、農村が疲弊して担稅能力が損なわれているという省政府の主張に譲歩せざるを得なかったのである。

こうして徵收予定額は当初よりも極めて低く設定されたが、これを確保するために、強力な宣伝・督促が行われるようになる。江蘇省の場合は、戦時中に国民政府の統治下にあった各省とは異なって、田賦実物徵收はほぼ初めての経験であり、その意義や方法を様々な手段を通じて納稅者に広く周知させる必要があった。また、省政府の高官によって督徵団を組織し各県の徵稅状況を巡回視察させ、税額が比較的多い各県には職員を常駐させて督促・監視を行わせた。さらに、各県の公正士紳、党・団によって県・郷鎮レベルで監察委員会を組織し、弊害の防止に当たらせた。

以上のような戦時地稅行政のほかに、これを補完するための様々な諸施策も実施された。ここでは軍糧の買い上げについてのみ言及しておこう。前述したように、江蘇省は1945年度の田賦徵收を免除されたが、省内に駐屯する軍隊の糧食需要を満たす必要があった。省政府は各県に軍糧の買い上げ量を強制的に割り当て、厳しく督促した。ところが、46年に入ると、糧食価格が高騰して買い上げ量はしだいに減少するとともに、6月には省臨時參議會や各県の民意機関の多くが軍糧買い上げの停止を請願するに至った。このような事態に対処するために、省政府は田糧業務檢討會議を召集し、税額が多く米の生産量の豊

表 4 - 3 戦後江蘇省田賦実物徴収換算率 (賦額 1 元当たりの実物量)

| | | 実物徴収 | 強制借り上げ | 公糧 | 合計 | |
|-------------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|
| 46年度 (a) | 当初の規定 | 4市斗 | 4市斗 | 1.2市斗 | 9.2市斗 | |
| | 改定後の規定 | | | | | |
| | 徴収稲穀県 | 3市斗 | 1市斗 | 0.9市斗 | 4.9市斗 | |
| | 徴収小麦県 | 2.1市斗 | 0.7市斗 | 0.63市斗 | 3.43市斗 | |
| | 徴収法幣県 | 6000元 | 2000元 | 1800元 | 9800元 | |
| 47年度 (b) | 徴収稲穀県 | 1.2市斗 | 0.6市斗 | 0.48市斗 | 2.28市斗 | |
| | 徴収小麦県 | 0.84市斗 | 0.42市斗 | 0.34市斗 | 1.6市斗 | |
| | 徴収法幣県 | 甲 | | | | 410400元 |
| | | 乙 | | | | 273600元 |
| 丙 | | | | | 228000元 | |

注) (a)江蘇省政府編『江蘇省政府三四・三五年政情述要』1947年、田糧部分、3頁。

(b)「納糧須知」『江蘇建報』1947年9月12日

甲—淞滬区：太倉、南匯、嘉定、宝山、奉賢、崇明、川沙、上海

乙—淮揚区：靖江、南通、泰興、如皋、海門、啓東

丙—徐海区

かな各県を対象として46年度の田賦徴収の期日まで繰り上げ徴収（預徴）を行って軍糧需要に対処することを決定し、実施に移した。ところが、繰り上げ徴収は予定額のわずか58%程度を実際に確保したに過ぎなかった。省政府はこの現実に合わせて、当初の軍糧買い上げの割り当て分を減額することを糧食部に要求していく。このように軍糧の買い上げは、限られた財源（糧食）をめぐる中央（糧食部）－地方（省・県）政府間の対立を顕在化させたのであり、その後もこの問題は絶えず紛糾を招く懸案事項となっていた(7)。

第3節 地域社会の反応と地稅徴収の実態

1 請願活動とそれへの対処

それでは、以上のような地稅行政に対して江蘇省地域社会はいかなる反応を示したのであろうか。地域社会の反応を明らかにできれば、前述した地稅行政の性格や問題点をより鮮明に浮かび上がらせることができるはずである。ここでは、前章と同様に、江蘇省の各級民意機関や地域住民などによる請願活動をその素材として取り上げる。

こうした請願活動のうち最初に注目したいのは、各種の違法徴税や額外徴税に対する抗議の頻発である。前述したように、江蘇省は1945年度の田賦徴収を免除されたが、駐留軍隊や各級地方政府の切迫した財政需要には何らかの形で対処せざるを得なかった。軍糧については強制買い付けや田賦の繰り上げ徴収などが実施されたが、各級地方政府の財政需要については特別の措置は講じられず、ここに各種の違法徴税が広がる根拠があった。たとえば、1945年12月から翌年1月にかけて常熟県の第4区・第7区の納税者から請願書が行政院および糧食部に相次いで提出された。その請願書には、同県県長が田賦豁免命令に背いて違法徴税を実施したこと、さらにその取りやめを県政府に請願したが相手にされず、逆に「漢奸」を利用して強硬な取り立てが行われたことが述べられている(8)。また、同様な田賦豁免命令への違反に対する異議申し立ては、江都県からも糧食部に提出されている。その請願書によれば、同県の第8区・第9区は抗戦終結後、10月中旬まで共産党軍の支配を受けたため、田賦豁免は46年度に実施される予定であったが、県政府はこれを無視して田賦徴収を実施したという(9)。

田賦実物徴収は1946年度から本格的に実施され、その際には、地方政府の財政需要の逼迫に配慮して田賦収入の地方政府への配分率が明確に規定された。しかも、その規定

は、戦時中の田賦実物徴収の場合に比べれば、地方政府への配分比率は大幅に拡大されていた(10)。ところが、この規定額を越えた各種の額外徴税が行われ、これへの抗議は止まることはなかった。たとえば、1947年秋の田賦徴収時期に松江県の在京同郷会や武進県の納税者から糧食部に提出された請願書は、それぞれの県政府が地方自治経費の名目で多額の額外徴収を行っていることに抗議し、これをやめさせるように求めている(11)。戦後において江蘇省の土地所有者が直面した税収奪は、中央政府が正規に規定した額に止まるものではなく、そのような税収奪が地域社会との軋轢を拡大させていたことがうかがえよう。

それでは、中央政府が正規に規定した徴収額については、地域社会においてどのように受け止められていたのであろうか。次に取り上げるのは、田賦徴収額の合理性や公正性をめぐる請願である。

地稅徴収の再開がけっして正確な地籍にもとづいたものではなく、戦前および汪精衛政權時期の租稅台帳を参照して行われたことはすでに述べたが、この点についての問題点を明確に認識し、その改善を求める請願が提出されていた。1947年11月の寶応県公民10人によって糧食部に提出された請願書がそれである。その請願書は、同県の旧来の租稅台帳が清末以来有名無実となって弊害が百出し、胥吏の暗躍によって田賦徴収率は5割に過ぎなかったこと、その状況が汪精衛政權下でさらに悪化し、徴収率は1、2割にまで低下したことに論及している。その上で、汪精衛政權時期の租稅台帳を利用することに疑問を提起し、旧来の田賦徴収制度を改変することを提起した(12)。この請願書は、当時の田賦徴収がかかえる問題点の核心を的確に突いていたのである。

このほか、実態から遊離した旧来の田賦徴収額をそのまま踏襲することに異議を申し立てた請願が、1946年5月に太倉県の「公民」44名から提出されている。その請願書の内容は、同県の旧来の徴収額が隣県に比べて不当な過剰負担になっているため、徴収額の適正な調整を求めるというものであった。省田賦糧食管理处は、これに対して調整の必要性を認めながらも、調整は一挙にできるものではなく、本格的な地籍整理の完了を待つて行くと回答するほかなかったのである(13)。また、同年12月に江陰県臨時參議会が提出した請願書も同様な趣旨であり、隣県の徴収額より超過している徴収分は地方事業経費に充てるべきだという提案を含んでいた。省田賦糧食管理处は、過剰負担が事実であれば次年度に調整すると回答し、この件についても問題の解決を先送りした(14)。本格的な地籍整理を行わない限り、このような請願にきちんと対処する術はなかったと思われる。

第3に取り上げるのは、戦後において実物徴収を江蘇省に適用することをめぐる請願である。田賦実物徴収が旧日本占領地域にも1946年度から適用されることが決定された後、江蘇省でこれに最も早く反応したのは、農業の中心が糧食生産ではない地域であった。すなわち、1946年5月に嘉定県臨時参議会からの請願書は、同県の農業は綿花生産が中心で県内の糧食需要は隣県から供給されている事情を述べ、一時的にやむなく採用した戦時の方式は一律に各地に適用できないことを訴えている(15)。このような事情を考慮し、国民政府は同年6月に開催された実施改訂財政收支系統会議において、各地の糧食生産状況や交通事情、および糧食需要によっては法幣による徴税も許可することを明示した(16)。江蘇省で法幣による徴税が許可されたのは、1946年度では徴税可能な38県のうち7県(南通、太倉、嘉定、南匯、奉賢、上海、寶山)であり、1947年度では44県のうち15県(上述の7県のほかに、崇明、川沙、泰興、海門、如皋、東台、啓東、靖江が追加)であった(17)。

また、実物徴収がもたらす負担の重さを問題にして、その軽減を要求する請願は、1946年7月に武進県臨時参議会、江寧県参議会、丹陽県第四区民衆代表16名などから相次いで提出された。しかし、糧食部の回答は、すでに税額の削減は行っていること(前章を参照)などを理由として、いずれについても改めて規定額どおりの納税を促すものであった(18)。

以上、地稅徴収をめぐって地域社会から提起された主な請願内容を三つに分けて紹介してきた。このうち、前二者が問題としている事態は、各種違法徴税・額外徴税の広がりど正規の徴税額における合理性・公正性の欠如である。これらは、戦後に再建された地稅徴収機構そのものが抱えていた脆弱さに由来するものであり、したがって、さしあたり政府にはこれらに適正かつ有効に対処する術を持ち合わせてはいなかった。そして、ここではこうした問題が地域社会に絶えざる紛糾をもたらしていたことを確認することができた。三つめは、戦時に即応して考案された実物徴収の継続に対する反発である。抗戦時期に比較すれば、戦後の方式は地域社会からの反発にも配慮してかなり緩和されていたとはいえ、その負担の重さに対する反発はなお根強かったのである。

2 小作料徴収への介入

次に注目したいのは、政府による小作料徴収への介入をめぐる問題である。田賦を確保

するという課題を強力に追求していくと、政府が地主による小作料徴収を円滑化する措置を講じるべきだという訴えを引き出したからである。

1947年初め、呉県県長沈秉龍は同県の士紳や地主から批判を受け、上級機関の取り調べをうける事件が発生した。批判の理由は、沈が赴任以来田賦の督促は行いが、小作料を確保するという課題についてはこれを軽視しているということであった。江蘇省田賦糧食管理处は糧食部の指示に従ってこの件を調査し、小作料確保を軽視した事実はないという回答を行って沈を擁護した(19)。結果はどうであれ、この事件では、江南地域のような地主制が発達した地域においては、地主による小作料徴収に協力することが田賦の確保につながるという周知の構造が姿を現している。このような問題に対して、国民政府はどのような対応を取ったのであろうか。

ここで想起すべき点は、国民政府は既存の地主制の維持を目指した政権では決してなかったことである。すでに筆者も論じてきたように、国民政府は戦前から地主制を漸進的に廃絶する方向を模索しており、戦後においても「二五減租」の実施を全国に命令し、政権内部では本格的な土地改革を目指す動きが見られた。江蘇省でいえば、共産党の統治から奪回した蘇北地域において淮陰、宿遷、東台、興化四県を実験県に指定し、綏靖区施政綱領や綏靖区土地処理辦法にもとづいて佃農の保護や限定的な自作農創出の実験に着手しつつあった(20)。

そうした政権の内在的な志向性からすれば、田賦・糧食の確保という当面の切迫した政策課題を優先してあからさまな地主制擁護の姿勢を示すことは、自己矛盾に陥りかねない可能性があった。1947年9月、江蘇省田賦糧食管理处の一科長(毛君白)は、46年度の田賦の徴収率がとりわけ低調な呉県、常熟、呉江等の各県を視察した後、次のような談話を発表している。

地主側と討論した結果、佃戸が小作料を払わなければ、彼らは田賦を収めることができなことがわかった。…(これらの各県では)8年間の戦乱を経て、地主-佃戸間の紛糾がしばしば起こり、佃戸が集団で抗租する状況も見られた。しかし、県の徴税担当者は、もし地主に代わって小作料徴収を行って田賦を確保すれば、地主に利用されることになるばかりか、民衆の反感を引き起こしやすく、法的な根拠もないと考えた。また政府が自作農の保護を提唱しているときにあたり、この問題はすこぶる対処しにくいものであった。したがって、去年の田賦の徴収成績はやや劣っていたのである(21)。

この談話には、政府の直面した矛盾が率直に語られている。そして、この談話は、その解決策として二つの原則を確定したと述べ、当該各県でこの原則を具体化することをもとめている。一つは、田賦の督促を行うときに、各地主からも人を派遣させ、督促人員とともに小作料徴収を行わせることであり、もう一つは、こうした各県では現行の小作料が高すぎるため、「二五減租」の原則よりも小作料をなお低く抑えることである(22)。後者の原則が実際にどの程度実施されたかは疑わしく、これを確認する史料は見当たらないが、前者の原則については、各県でこれに関わる様々な措置が取られたようである。

たとえば、常熟県では次のような方策が講じられた。すなわち、同県田賦糧食管理处は、県内の地主に自主的な「聯合収租処」という小作料徴収機構を作らせ、ここに「督導員」を1人常駐させて小作料の徴収を督促・監督した(23)。松江県では、「本年度(1947年度)協助追租辦法」を制定して県政府が県田賦糧食管理处とともに小作料の徴収に協力することを明記した。それによれば、地主が佃戸の抗租によって小作料を徴収できない場合には、書類を整えて県政府に申請すれば、県政府によるその佃戸への追及が開始されることになっている(24)。県政府が小作料徴収に協力することを規定した類似の法規は、常熟県でも制定されていることが確認できる(25)。

このように、田賦を確保するための努力は、地主による小作料徴収に政府が加担する道を開くことになった。その方法は、日中戦争中に日本側が田賦確保のために「治安不良下における一時的便法」として採用した方式に極めて類似している(26)。ここには、先に引用した省田賦糧食管理处の一科長の談話において危惧された事態、すなわち、地主に利用され民衆の反感を招く事態が現実化しかねない可能性が常に伴っていたといわねばならない。そのような事例の一つが、無錫県蕩口区の旧碩住、大牆門、塔西、金娥、觀泗等の郷鎮で発生した事件である。これらの地域では、地主-佃戸間の紛糾が絶えず、1947年10月以降、政府は「聯合収租処」を設立して両者の調停を図りつつ、武装した部隊を派遣して小作料支払いを厳しく督促した。その督促が佃戸への殴打事件に発展して紛糾はさらに悪化し、県政府は翌年1月30日に、これら郷鎮の農会が佃戸の抗租を扇動しているとして農会の活動を停止する命令を発した。そして、2月4日、こうした対応に反発した佃戸150人余りは、県政府に対して集団的抗議行動を行うに至ったのである。報道によれば、県長の代理で接見した秘書周祖徳が紛糾事件について職員を派遣して実地調査することを約束し、佃戸たちは満足して自ら散会したという(27)。

残念ながら、事件のその後の展開をたどる史料は見出せないが、地主による小作料徴収

への政府の加担は、政府の本来的な志向性とはうらはらに、佃戸の地主への敵意を反政府行動に転位させかねない様相がうかがわれる。そして、政府による個々の土地の実態や権利関係の把握がなお未完であり、そのため行政執行能力が著しく制約されていたことを、ここでも想起しなければならない。そのような政府が地域社会の既存秩序を越えた独自の立場から地主―佃戸間の対立を有効に調整することは極めて困難であったと考えられる(28)。

3 地稅徵收率の停滯

それでは、以上のような地域社会からの反応や反発を招きつつ実施された地稅徵收は、實際においてどの程度徵收しえたのであろうか。

表4-4は、1946年度の徵收予定額と實際に徵收し得た額、およびその割合(徵收率)を示している。ただし、当初の徵收期間は、9月15日から3ヶ月とされていたが、徵收率が芳しくなかったために、1946年12月末まで延期され、さらに実物徵收の各県は47年1月末まで延期された。表4-4の實際の徵收額は、46年12月末までの数字であって、延期された47年1月分の数字は加算されていない。したがって、やや割り引いて判断しなければいけないが、それでも徵收率が5割前後という数字は極めて低調であるといわねばならない。この後、47年1月以降も46年度未納分の督促が厳しく行われ、3月初めの段階でようやく徵收率が全体で7割程度に至ったと報道されている。それでも、崇明、嘉定、松江、常熟、呉県、江都、儀徵、寶山、東海、靖江など10県では、徵收率は5割未満に止まっていたという(29)。

47年度以降については、具体的な統計を挙げることはできないが、各年度の田賦徵收時期には各県の徵收率の低さを憂慮する記事が地方新聞で再三報道されており、46年度の状況が改善されたとは考えられない。1948年1月16日の田糧業務檢討會議において江蘇省田賦糧食管理处処長何玉書は47年度の徵收率を約40.5%と述べており、これは前年度の数値をもやや下回っている(30)。極めて強力な督促が行われたにもかかわらず、地稅徵收の実態はこの程度のものであった。

もちろん、このような田賦徵收率の低さには、戦後における農村經濟の疲弊が影を落としていることは間違いない。また、47年度の田賦徵收については、一部の地域で天候不順のために交通が阻害されたことや、内戦の激化によって緊急に実施された徵兵工作与重

表4-4 1946年度江蘇省地稅徵收狀況

| | 徵收予定額(積穀※を含む) | 實際の徵收額(46年末まで) | 徵收率 |
|------------|-----------------|----------------|-------|
| 穀物(31県) | 4,476,297市石 | 2,263,243市石 | 50.6% |
| 稻穀(27県) | 4,365,072市石 | 2,199,615市石 | 50.4% |
| 小麦(3県) | 47,173市石 | 33,428市石 | 70.9% |
| トウモロコシ(1県) | 64,052市石 | 30,200市石 | 47.1% |
| 法幣(7県) | 15,317,150,648元 | 6,414,320,944元 | 41.9% |

注) 江蘇省政府編『江蘇省政府三四・三五年政情述要』田糧部分、21~24頁、より作成。
 ※の積穀とは非常時の備蓄であり、省臨時参議会の同意を経て正規の徵收額の1割が付加徵收されていた。

なったことも、田賦徴収率の低下を招いたと指摘されている(31)。しかしながら、ここには末端行政による地域社会の把握能力の空洞化が端的に示されていることも事実である。このような事態をもたらした淵源を溯れば、本章の叙述で明らかなように、日中戦争にたどりつく。末端行政による地域社会把握能力の向上は、本格的な地籍整理の急速な進展を通じて、戦前において軌道に乗りつつあった。その過程は、日中戦争によって中断されたのであり、戦前の成果を改めて利用可能な状態に整備・復元するには、戦後の平和はあまりに短かったといわねばならない。

第4節 小括

以上、本章では、戦後国民政府による江蘇省農村土地行政が直面した困難を検討してきた。ここから浮かび上がってくるのは、末端行政による地域社会の把握力を質的に向上させる努力を途中で台なしにし、極めて低い水準に押し戻した日中戦争の負の遺産の大きさである。戦後国民政府はこの負の遺産を克服するための困難な努力に踏み出してはいたが、十分な成果を上げるにはなお至っていなかった。戦後に頻発した江蘇省地域社会からの国民政府に対する様々な異議申し立ての基底にも、この負の遺産が色濃く横たわっていた。そして、国民政府はこのような状態のまま、換言すれば、末端行政の空洞化を抱えたまま、重慶で考案された戦時地稅行政を江蘇省に持ち込んだのであり、さらにそれを解消する前に中国共産党との内戦に踏み切り、やがて大陸における政權の座を失う道程をたどったのである。

冒頭でも触れたように、日中戦争が中国に与えた影響は直接的な物的人的被害にのみ還元させることはできない。日中戦争の影響は、戦後中国の政治變動の基底にいかなる条件を付与していたかという視点からも考察されねばならない。そのような視点にたった場合、江蘇省農村土地行政が戦後に直面した問題は一つの具体的素材を提供している。

註

- (1) 以下の叙述は、拙稿「日中戦争前後の中国における農村土地行政と地域社会——江蘇省を中心に——」(『アジア研究』第43巻第1号、1996年)にもとづいている。
- (2) 江蘇省地政局編『江蘇省地政概況』1947年9月、3～11頁。江蘇省政府編

- 『江蘇省政府三四・三五年政情述要』1947年、地政部分、1～8頁。
- (3) 江蘇省地政局編『江蘇省地政概況』(前掲)、8～11頁。江蘇省政府編『江蘇省政府三四・三五年政情述要』(前掲)、地政部分、4～6頁。
 - (4) 江蘇省地政局編『江蘇省地政概況』(前掲)、11～19頁。なお、戦後における全国的な地籍整理の一定の進展については、山本真「日中戦争期から国共内戦期にかけての国民政府の土地行政―地籍整理・人員・機構―」(『アジア経済』第39巻第12号、1998年)を参照。
 - (5) 本節の以下の叙述は、注記しない限り、江蘇省政府編『江蘇省政府三四・三五年政情述要』(前掲)、田糧部分、1～27頁、にもとづいている。
 - (6) 「令發整編田賦徵糧底冊概況表式仰依照查報備核(民国35年2月5日、糧食部→江蘇等14省田糧処)」、「奉電□呈送本省設置田糧科各県整編田賦徵糧底冊概況表祈鑒核由(民国35年7月30日、江蘇田糧処→糧食部)」(国史館所蔵糧食部档案272-346、各省整編田賦徵糧底冊概況卷)。なお、□は判読不能文字。以下、同じ。
 - (7) たとえば、「中央收購本邑賦穀、參議會決通電力爭」『江蘇民報』(無錫)1947年12月9日、「糧部低價購穀、八県議會呼籲」同上1948年1月11日、など。
 - (8) 「呈為常熟安県長違抗法令徵賦徵借迅予制止以蘇民困事(民国35年1月10日)」、「呈為江蘇省常熟県県長違令徵賦加租利用漢奸暴行勅逼環請飭究制止由(民国35年1月)」(国史館所蔵糧食部档案271-1530、禁止違法徵收田賦卷)。
 - (9) 「為電請迅令省田糧処轉飭県政府制止免徵三十五年田賦以符法令由(民国36年1月)」同上。
 - (10) この点については、前章、参照。
 - (11) 「松江県政府以確定地方自治經費求源為詞於額外隨賦帶徵每元八升迅賜訓令制止以救民命(民国36年10月)」、「為江蘇省武進県田糧処橫徵賦額請求嚴令制止以蘇民困由(民国36年11月22日)」(国史館所蔵糧食部档案271-1530、禁止違法徵收田賦卷)。
 - (12) 「為徵借限迫敬獻芻蕘請求就田徵收以謀實在而利進行由(民国36年11月)」同上。
 - (13) 「江蘇省太倉県唐文治等代電請減輕田賦賦額由(民国35年5月24日)」、「奉

- 飭為據太倉縣公民唐文治等電呈為賦額過重懇予平均賦率等情飭查明核辦逕復並將弁理情形具報等因理合備文呈復仰祈鑒核由（民國35年6月15日、江蘇省田賦糧食管理處→糧食部）」（國史館所藏糧食部檔案271-1589、江蘇各縣請減輕田賦及附加卷）。
- (14) 「本縣賦額超過鄰縣電請畫一稅制以輕人民負擔併將本年逾額賦收畫歸地方由（民國35年12月28日、江陰縣臨時參議會→糧食部）」、「為江陰縣賦率過重一案電請鑒核由（民國36年3月16日、江蘇省田賦糧食管理處→糧食部）」同上。
- (15) 「呈為本縣地非產米本年田賦懇請俯念情形特殊免予徵收實物以資蘇息而保民生由（民國35年5月、嘉定縣臨時參議會→糧食部）」（國史館所藏糧食部檔案272-199、四川省參議會團體民衆請緩徵收田賦卷）。この檔案はその卷名に全くそぐわないファイルに収められている。檔案を整理する際に起こった誤りであろう。
- (16) 前章、参照。
- (17) 1946年度については、「江蘇省各縣市三十五年度田賦原賦額及應徵實物與法幣數暨積穀簡表」（江蘇省政府編『江蘇省政府三四・三五年政情述要』〔前掲〕、田糧部分、19～21頁、所載）。1947年度については、「為蘇省因舉辦田賦附加影響徵期情形請核示祇遵（民國36年11月）」（國史館所藏糧食部檔案271-1530、禁止違法徵收田賦卷）の附表（江蘇省三十六年度田賦開徵縣分統計表）を参照。
- (18) 「電懇關於借徵部分迅予轄免徵實部分儘量核減至戰前實徵數相等以副民望由（民國35年7月、武進縣臨時參議會→糧食部）」、「為奉令以據武進縣臨時參會請減免徵實徵借飭核辦逕復等因遵將辦理情形報請鑒核由（民國35年9月26日、江蘇省田賦糧食管理處→糧食部）」、「為呈請減低田賦徵實科率暨免預借由（民國35年7月、江寧縣臨時參議會→糧食部）」、「為奉令以據江寧縣臨時參會請減低徵率暨免預借飭核辦逕復等因遵將辦理情形報請鑒核由（民國35年9月26日、江蘇省田賦糧食管理處→糧食部）」、「丹陽縣第四區民衆代表呈（民國35年7月12日）」、「□□查核丹陽縣第四區民衆代表袁玉堂等所陳各節為復員各縣普遍現象并無特殊災歉情事□請鑒核由（民國35年11月、江蘇省田賦糧食管理處→糧食部）」（國史館所藏糧食部檔案271-1589、江蘇各縣請減輕田賦及附加卷）。
- (19) 「據報吳縣縣長沈乘龍催徵田賦忽視田租一案同原件電請核辦由（民國36年1月、國防部→糧食部）」、「奉電飭查吳縣縣長沈乘龍催徵田賦忽視田租一案遵將查明情形

報請鑒核由（民国36年3月、江蘇田賦糧食管理处→糧食部）」（国史館所蔵糧食部档案271-1530、禁止違法徵收田賦卷）。

- (20) 江蘇省地政局編『江蘇省地政概況』（前掲）、33～44頁。江蘇省政府編『江蘇省政府三四・三五年政情述要』（前掲）、地政部分、12～13頁。
- (21) 「解決業佃糾紛兩原則、配合收租減低租率」『江蘇建報』（鎮江）1947年9月20日。談話は同紙の記者に語ったものである。
- (22) 同上。
- (23) 「虞業主組聯合收租处、県田糧处派駐督導員」『江蘇建報』（鎮江）1947年9月28日、「虞田糧处解釈、收租劃賦手續」同上、1947年11月18日。
- (24) 「松県府協助收租」『江蘇建報』（鎮江）1947年12月16日。
- (25) 「常熟実施指佃完糧」『江蘇建報』（鎮江）1948年3月7日。
- (26) 拙稿「日中戦争前後の中国における農村土地行政と地域社会」（前掲）、参照。
- (27) 「塔西等五郷鎮佃農昨晨冒雪来城請願」『江蘇民報』（無錫）1948年2月5日。
- (28) たとえば、国民政府成立直後における浙江省の「二五減租」政策がたどった経緯と結果を想起すべきであろう（拙稿「南京国民政府成立期の農村土地政策と地主層——浙江省の『二五減租』と『土地陳報』——」横山英・曾田三郎編『中国の近代化と政治的統合』溪水社、1992年、参照）。
- (29) 「現已入追繳階段」『江蘇建報』（鎮江）1947年3月4日。
- (30) 「田糧業務検討会議」『江蘇建報』（鎮江）1948年1月18日。なお、47年度田賦未納分の督促はその後も継続しており、48年2月初めになると、徵收率は58%であると報道されている（同上、1948年2月3日）。
- (31) 「徵糧徵兵兩大要政、兼籌并顧不能偏廢」『江蘇建報』（鎮江）1948年2月3日。